

平成 2 3 年度

ダイオキシン類対策特別措置法

施行状況

平成 2 5 年 3 月

環 境 省

はじめに

本報告は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号。以下「法」という。）の施行状況等を把握するため、都道府県及び法に基づく政令市（政令指定都市及び中核市を規定。以下「政令市」という。）計107地方公共団体からの報告に基づき、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間を対象に

- （ ）特定施設の届出等の状況
- （ ）特定施設に係る規制事務実施状況
- （ ）設置者による測定結果報告状況
- （ ）土壌汚染対策の状況
- （ ）都道府県・政令市における条例制定状況
- （ ）その他

を取りまとめたものである。

なお、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年10月2日法律第110号。以下「瀬戸内海法」という。）においては、関係13府県のうち瀬戸内海の水質保全に関係のある区域における工場又は事業場からの公共用水域への排水が1日当たり最大50m³以上である水質基準対象施設の設置等に際し、事業者は法に基づく施設の設置・変更等の届出に代えて、瀬戸内海法に基づく府県知事等の許可（設置・構造変更）を受け、又は届出（氏名等変更・使用廃止）を行うこととされている。本報告においては、水質基準対象施設に係る届出状況について、この瀬戸内海法に基づく許可及び届出の状況を合わせて取りまとめた。

平成25年3月

環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室
環境省水・大気環境局水環境課
環境省水・大気環境局土壌環境課

目 次

. 特定施設の届出等の状況		1
. 特定施設に係る規制事務実施状況		5
. 設置者による測定結果報告状況		7
. 土壌汚染対策の状況		8
. 都道府県・政令市における条例制定状況		8
. その他		8
表 - 1	大気基準適用施設の届出等施設数(全国)	10
表 - 2	水質基準対象施設の届出等施設数(全国)	11
表 - 3	大気基準適用施設の届出等の状況(届出内容別 - 全国)	13
表 - 4	大気基準適用施設に係る基準適用状況(全国)	14
表 - 5	水質基準対象施設の届出等の状況(届出内容別・総括 - 全国)	15
表 - 6	大気基準適用施設の届出等の状況(施設種類別 - 都道府県・政令市別)	16
表 - 7	水質基準対象施設の届出等の状況(施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別)	36
表 - 8	鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)	58
表 - 9	鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)	64
表 - 10	大気基準適用施設に係る基準適用状況 (施設種類別(法・鉱山保安法等関係法令施設別) - 都道府県・政令市別)	66
表 - 11	適用除外等の状況(大気関係・水質関係 - 全国)	88
表 - 12	その他の届出等の状況(大気関係・水質関係 - 全国)	88
表 - 13	適用除外等の状況(大気・水質別 - 都道府県・政令市別)	89
表 - 14	その他の届出等の状況(大気・水質/法・瀬戸内海法別 - 都道府県・政令市別)	90
表 - 1	報告徴収及び立入検査等件数(大気関係・水質関係 - 全国)	92
表 - 2	命令、指導及び罰則適用件数(大気関係・水質関係 - 全国)	92
表 - 3	排出基準超過施設・事業場への措置状況(大気関係・水質関係 - 全国)	94
表 - 4	大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況(都道府県・政令市別)	95
表 - 5	水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況(都道府県・政令市別)	104
表 - 1	大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況(全国)	115
表 - 2	報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況(大気・全国)	116
表 - 3	水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況(全国)	117
表 - 4	報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況(水質・全国)	118
表 - 5	大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)	119
表 - 6	報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 (大気・施設種類別 - 都道府県・政令市別)	135

表 - 7	水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)……………	145
表 - 8	報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 (水質・施設種類別 - 都道府県・政令市別)……………	159
表 - 9	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係 - 全国)……………	163
表 - 10	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気・水質別 - 都道府県・政令市別)……………	164
表 - 11	設置者による測定における基準超過施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係 - 全国)……………	166
表 - 1	土壌汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況(全国)	167
表 - 2	報告徴収及び立入検査等件数(土壌関係 - 全国)	167
表 - 3	法第 34 条第 1 項に基づく立入検査の実施状況 (特定事業場種類別 - 都道府県・政令市別)……………	168
表 - 1	都道府県・政令市における条例制定状況(全国)	170
表 - 1	水質基準対象施設の届出等の状況(届出内容別・法 - 全国)	171
表 - 2	水質基準対象施設の届出等の状況(許可及び届出内容別・瀬戸内海法 - 全域)……	172
表 - 3	大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況 (平成 24 年 8 月 15 日現在)……………	173
表 - 4	水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況 (平成 24 年 8 月 15 日現在)……………	176
表 - 5	排出基準超過施設・事業場における対応状況 (大気関係・水質関係 - 全国:平成 24 年 8 月 15 日現在)……………	177
表 - 6	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係 - 全国:平成 24 年 4 月～8 月)……………	178
表 - 7	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気・水質別 - 都道府県・政令市別:平成 24 年 4 月～8 月)……………	179
表 - 8	設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (全国:平成 24 年 4 月～8 月)……………	181
表 - 9	設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (全国:平成 24 年 4 月～8 月)……………	182
表 - 10	設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別 - 都道府県・政令市別:平成 24 年 4 月～8 月)……………	183
表 - 11	設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (施設種類別 - 都道府県・政令市別:平成 24 年 4 月～8 月)……………	203

特定施設の届出等の状況

1.1 特定施設の届出等施設数（表 - 1～2、図1）

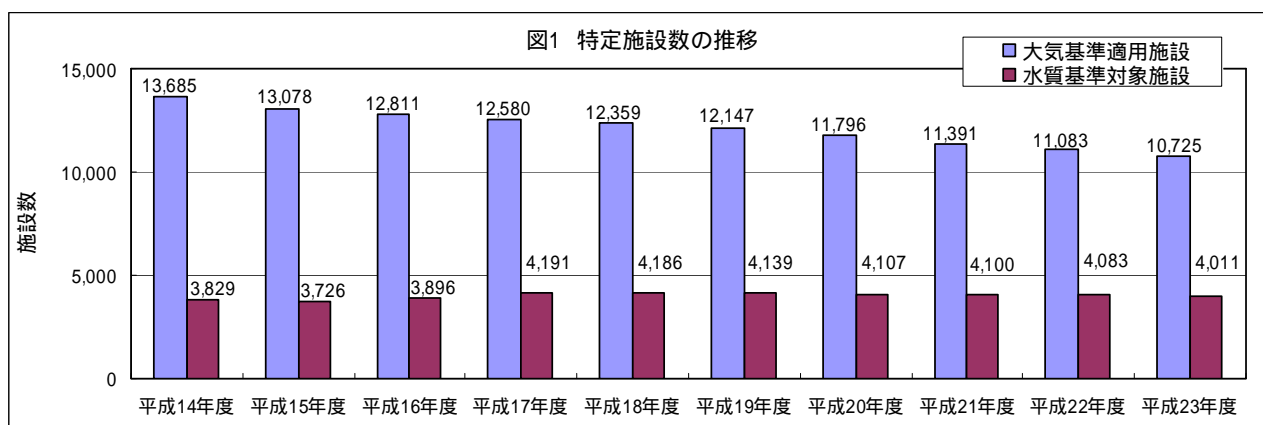
表 - 1 に法に基づく届出がなされた大気基準適用施設の数、表 - 2 に法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可（みなし許可を含む。以下、同じ。）がなされた水質基準対象施設の数をもとめた。

平成24年3月31日において、大気基準適用施設数は10,701、水質基準対象施設数は法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可とを合わせて4,000である。事業場数は、大気関係が7,753、水質関係が1,756である。

また、法第35条に基づき鉱山保安法等他法で取り扱われる施設（以下「鉱山保安法等関係法令施設」という。）^{注1）}を加えると、大気基準適用施設数10,725、水質基準対象施設数4,011であり、事業場数は、大気関係7,765、水質関係1,761である。

法施行後の特定施設数の推移を図1に示した。平成14年度以降、大気基準適用施設は減少傾向にあり、水質基準適用施設は平成17年度まで増加した後、同様に減少傾向となっている。平成23年度は大気基準適用施設、水質基準適用施設とも前年度から若干の減少となった。

注1）法第35条により、鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に相当規定の定めがある施設・事業場については、法に基づく特定施設設置の届出等の規定は適用が除外されており、代わって、各法令に基づく権限を有する国の行政機関の長から都道府県知事又は政令市の長への通知等の規定がある。



1.2 特定施設の届出等の状況（表 - 3 ~ 5、図2、3）

(1) 大気基準適用施設

表 - 3 に、全国の大気基準適用施設に係る届出等の状況をまとめた。その概要は、次のとおり（表1）。

表1 大気基準適用施設に係る特定施設の状況

法に基づく施設	平成22年度末の施設数	11,050
	平成23年度中の推移	
	設置届出 [新設 (法第12条第1項)]	131
	使用届出 [既設 (法第13条第1項)] ^{注2)}	5
	規制対象規模未満への変更届出 (法第14条第1項) ^{注3)} } [廃止等] 使用廃止届出 (法第18条)	485
	平成23年度末の施設数 (事業場数)	10,701 (7,753)
鉱山保安法等関係法令施設	平成23年度末の施設数 (事業場数) ^{注4)}	24 (16)
計	平成23年度末の施設数 (事業場数) ^{注5)}	10,725 (7,765)

注2) 既設の未届施設で、平成23年度に新たに届出がなされたもの。

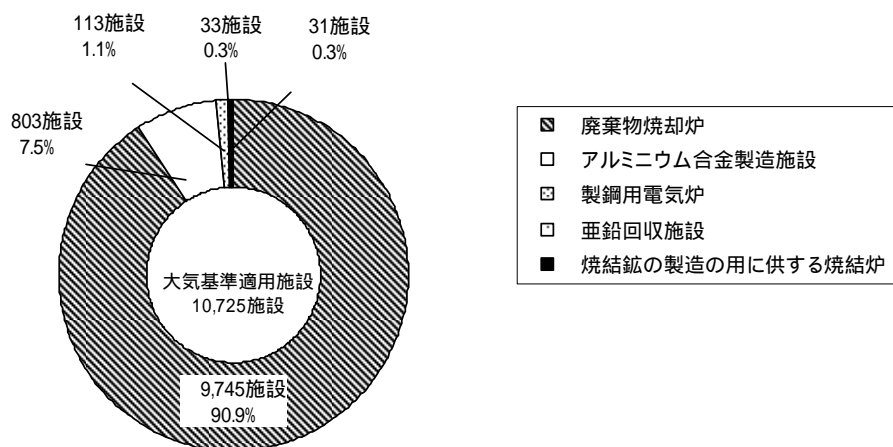
注3) 法第14条第1項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより大気排出基準の適用を受けなくなった施設数。

注4) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。

注5) 事業場数の合計値は、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合の重複分(4事業場)を除いた値である。

平成23年度末の施設数を施設種類別にみると、廃棄物焼却炉が最も多く9,745施設であり、全体の90.9%を占めている。ついで、アルミニウム合金製造施設803施設、製鋼用電気炉113施設となっている。

図2 大気基準適用施設の種類の割合 (平成23年度末現在)



また、各施設の基準適用状況を表 - 4 にまとめた。法施行規則別表第一が適用になる施設が 4 , 0 1 4 施設、法施行規則附則別表第二が適用になる施設が 6 , 7 1 1 施設となっている。

(2) 水質基準対象施設

表 - 5 に全国の水質基準対象施設に係る届出(瀬戸内海法に基づく許可等を含む。以下、水質基準対象施設について同じ。)等の状況をまとめた。その概要は、次のとおり(表 2)

表 2 水質基準対象施設に係る届出等の状況

法及び瀬戸内海法に基づく施設	平成 2 2 年度末の施設数	4 , 0 7 6
	平成 2 3 年度中の推移	
	設置届出・設置許可 ^{注 6)} [新設 (法第 1 2 条第 1 項・ 瀬戸内海法第 5 条第 1 項)]	5 2
	使用届出 ^{注 7)} [既設 (法第 1 3 条第 1 項・ 瀬戸内海法第 7 条第 2 項)]	3
	規制対象規模未満への変更届出・ 変更許可 ^{注 8)} (法第 1 4 条第 1 項・ 瀬戸内海法第 8 条第 1 項) } [廃止等] 使用廃止届出 (法第 1 8 条・瀬戸内海法第 9 条)	1 3 1
	平成 2 3 年度末の施設数 (事業場数)	4 , 0 0 0 (1 , 7 5 6)
鉱山保安法等関係法令施設	平成 2 3 年度末の施設数 (事業場数) ^{注 9)}	1 1 (9)
計	平成 2 3 年度末の施設数 (事業場数) ^{注 10)}	4 , 0 1 1 (1 , 7 6 1)

注 6) 瀬戸内海法に基づく許可等を含む。

注 7) 従来からの水質基準対象施設の未届施設で、平成 2 3 年度に新たに届出がなされたものを含む。

注 8) 法第 1 4 条第 1 項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより水質排出基準の適用を受けなくなった施設、若しくは瀬戸内海法第 8 条第 1 項に基づき変更許可がなされたもののうち、規模が小さくなることにより許可の対象外となった施設の数。

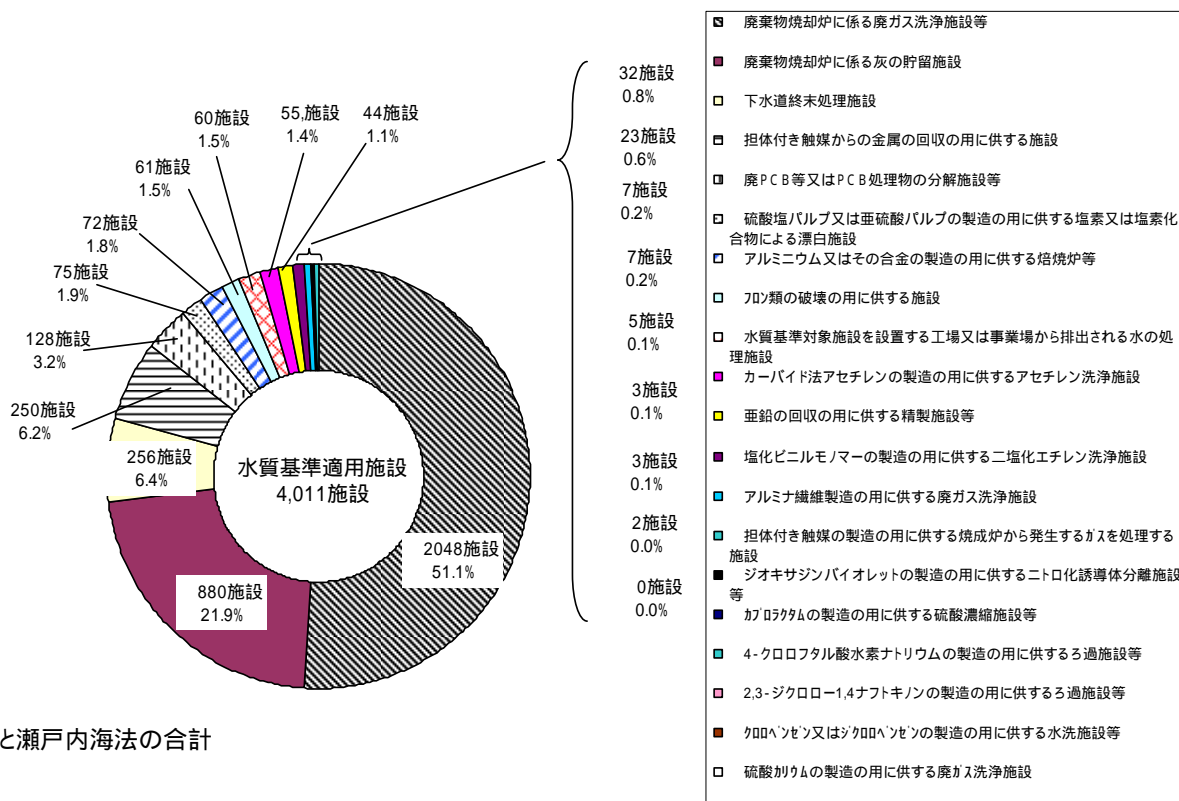
注 9) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。

注 10) 事業場数の合計値は、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合の重複分 (4 事業場) を除いた値である。

平成 2 3 年度末の施設数を施設種類別にみると、「廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの」が最も多く、この中で廃ガス洗浄施設と湿式集じん施設が 2 , 0 4 8 施設、灰の貯留施設が 8 8 0 施設で

あり、合わせて、全体の73.0%を占めている。ついで、下水道終末処理施設が256施設、担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設が250施設となっている。

図3 水質基準対象施設の種別割合^{注)}(平成23年度末現在)



注) 法と瀬戸内海法の合計

1.3 都道府県、政令市別の特定施設届出等の状況(表 - 6 ~ 14)

表 - 6 に大気基準適用施設、表 - 7 に水質基準対象施設に係る届出等の状況を、施設種別・都道府県及び政令市別にまとめた。なお、都道府県の各集計には、都道府県下の政令市の集計数は含まれていない(以下、同じ。)

鉱山保安法等関係法令施設について、表 - 8 に大気基準適用施設、表 - 9 に水質基準対象施設に係る状況を、施設種別・都道府県及び政令市別にまとめた。

大気基準適用施設に係る基準の適用状況について、表 - 10 に施設種別(法・鉱山保安法等関係法令施設別)・都道府県及び政令市別にまとめた。

法第35条2項に基づく国の行政機関の長からの通知及び法第36条2項に基づく都道府県知事等又は政令市の長(以下「都道府県知事等」という。)による資料の提出の要求等の件数は表 - 11 に全国の状況を、表 - 13 に都道府県及び政令市の状況をまとめた。

1.2 に取りまとめた届出以外の届出(以下「その他の届出」という。)等の状況については、表 - 12 に全国の状況を、表 - 14 に都道府県及び政令市別の状況をまとめた。

・特定施設に係る規制事務実施状況

2.1 規制事務の実施状況（表 - 1～3）

表 - 1～2 に報告徴収及び立入検査とそれに伴う測定等の件数並びに命令、指導及び罰則適用件数を、表 - 3 に排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた。その概要は、次のとおり（表3）

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、全国で、法第34条第1項に基づく立入検査を実施した件数は、大気関係4,860件、水質関係716件であった。法に基づく命令が発令された件数は、大気関係20件、水質関係0件であった。

また、法に基づく命令以外で特定施設設置者に対し指導が行われた件数は、大気関係2,030件（口頭指導1,005件、文書指導1,025件）、水質関係103件（口頭指導51件、文書指導52件）であった。

都道府県・政令市による測定（法第34条第1項）及び設置者による測定（法第28条第1項）の結果、排出基準を超過した施設等の件数は、大気基準適用施設61件、水質基準適用事業場（水質基準対象施設が設置されている特定事業場）1件であり、それらのうち、20件に対しては、法第22条第1項に基づく命令措置（大気基準適用施設について改善命令11件、一時停止命令9件、水質基準適用事業場については0件）が執られている。罰則適用事例はなかった。

なお、法第35条第3項に基づく都道府県知事等から国の行政機関の長への要請^{注11)}はなかった。

注11) 法第35条第3項により、鉱山保安法等関係法令施設に係る排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類に起因して人の健康に被害を生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県知事等は国の行政機関の長に対し、法第15条、第16条又は法第22条第1項又は第3項の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法の規定（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律にあっては法第15条又は第16条に相当する同法の規定）による措置をとるべきことを要請することができる。

表3 規制事務実施状況

	大気基準適用施設	水質基準適用事業場
法第34条1項に基づく立入検査件数	4,860	716
命令件数 ^{注12)}	20	0
指導件数 ^{注13)}	2,030	103
基準超過件数 ^{注14)}	61	1

注12) 法に基づく改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）

注13) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）並びに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注14) 都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した件数。同一案件における複数回にわたる超過は1件と見なす。

2.2 都道府県、政令市別の規制事務の実施状況（表 - 4 ~ 5）

表 - 4 に大気基準適用施設、表 - 5 に水質基準対象施設（水質基準適用事業場）に対する規制事務の実施状況を、都道府県及び政令市別にまとめた。

・設置者による測定結果報告状況

3.1 設置者による測定結果の報告状況（表 - 1～4）

大気基準適用施設設置者及び水質基準適用事業場設置者は、法第28条第1項に基づき、毎年1回以上、排出ガス及び排出水（廃棄物焼却炉では、同条第2項により、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を含む。）について、ダイオキシン類による汚染の状況を測定し、同条第3項に基づき、その結果を都道府県知事等に報告しなければならないとされている。

この設置者による測定について、表 - 1、2は大気基準適用施設、表 - 3、4は水質基準適用事業場に係る報告の状況をまとめたものである。^{注15)}その概要は、次のとおり（表4）。

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、大気基準適用施設のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排出ガスの測定結果は、7,776施設（報告対象施設数10,653）報告期限到来前に廃止した施設における排出ガスの測定結果は、92施設（対象施設414）から報告があった。

また、水質基準適用事業場のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排出水の測定結果は、595事業場（報告対象事業場数662）報告期限到来前に廃止した施設における排出水の測定結果は12事業場（報告対象事業場数28）から報告があった。

注15)平成23年4月1日から平成24年3月31日までに報告期限が到来した施設・事業場及び報告期限到来前に廃止された施設・事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上している。なお、水質基準適用事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

表4 設置者による測定結果報告状況^{注16)}

	大気基準適用施設	水質基準適用事業場
報告件数 (報告対象数)	7,776 (10,653)	595 (662)

注16)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象（報告期限到来前に廃止された施設を除く。）とした同期間における報告等の状況。なお、報告期限到来前に廃止された施設を含む報告件数は、大気基準適用施設7,868件、水質基準適用事業場607件となる。

3.2 都道府県、政令市別の設置者による測定結果の報告状況等（表 - 5～8）

表 - 5、6に大気基準適用施設、表 - 7、8に水質基準適用事業場における設置者による測定結果の報告状況を、報告期限到来施設及び報告期限到来前廃止施設別、かつ施設種類別・都道府県及び政令市別にまとめた。

3.3 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況(表 - 9、10)

設置者による測定の結果報告がなされていない施設・事業場への措置状況について、表 - 9に全国の状況を、表 - 10に都道府県・政令市別の状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

測定結果報告がない施設・事業場の設置者に対しては、口頭及び文書指導等の措置が執られた。

3.4 設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況(表 - 11)

表 - 11に設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた。

. 土壌汚染対策の状況

表 - 1に汚染された土壌に係る措置の状況をまとめた。

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、新たに土壌汚染対策地域に指定された地域はなかった。

報告徴収及び立入検査とそれに伴う測定等の状況について、表 - 2に全国の状況を、表 - 3に都道府県・政令市別の状況をまとめた。

. 都道府県・政令市における条例制定状況

表 - 1に都道府県・政令市における条例制定状況をまとめた。

平成24年3月31日現在、法第8条第3項に基づく上乗せ排出基準を定める条例を定めている地方公共団体はなかった。なお、16地方公共団体(岩手県・福島県・埼玉県・東京都・神奈川県・山梨県・岐阜県・三重県・大阪府・熊本県・さいたま市・横浜市・川崎市・名古屋市・柏市・高知市)で、法に定める特定施設以外の施設に対して規制を加える等、地方公共団体独自のダイオキシン類対策に係る条例を定めている。

. その他

6.1 水質基準対象施設に係る法・瀬戸内海法別の届出等の状況(表 - 1~2)

1.2(2)の水質基準対象施設に係る届出等の状況について、法及び瀬戸内海法別の届出等の状況を表 - 1及び表 - 2に取りまとめた。

6.2 排出基準超過事例の概要及び措置状況（表 - 3 ~ 5）

2.1の表 - 3の取りまとめの対象となった排出基準超過事例の概要及び措置状況を表 - 3（大気基準適用施設）及び表 - 4（水質基準適用事業場）にまとめた。

なお、表中には表 - 3取りまとめ以降の平成24年8月15日までの間の措置等の状況も含めて記載しており、表 - 5に対応状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

6.3 設置者による測定結果未報告施設・事業場への平成24年8月15日までの措置状況（表 - 6 ~ 11）

表 - 1（大気基準適用施設）及び表 - 3（水質基準適用事業場）の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成24年4月1日から平成24年8月15日までの間に都道府県・政令市が講じた措置の状況について、表 - 6に全国の状況を、表 - 7に都道府県・政令市別の状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

また、同施設・事業場の平成24年8月15日現在の状況について、表 - 8及び表 - 9に全国の状況を、表 - 10及び表 - 11に施設種類別・都道府県及び政令市別の状況をまとめた。

表 - 1 大気基準適用施設の届出等施設数（全国）注1）注2）

大気基準適用施設		平成24年3月31日現在		【参考】 平成23年 3月31日現在 届出施設数
		特定事業場数	届出施設数	
焼結鉱の製造の用に 供する焼結炉		16 (16)	31 (31)	32 (32)
製鋼用電気炉		70 (70)	113 (113)	114 (114)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、 溶解炉、乾燥炉)		14 (13)	33 (31)	34 (32)
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		235 (235)	803 (803)	817 (817)
廃棄物 焼却 炉	4 t/h以上	-	1,113 (1,107)	1,112 (1,106)
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	-	1,439 (1,439)	1,450 (1,450)
	2 t/h未満注3)	-	7,193 (7,177)	7,516 (7,499)
	小計	7,430 (7,419)	9,745 (9,723)	10,078 (10,055)
合計		7,765 (7,753)	10,725 (10,701)	11,075 (11,050)

注1) 鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を()に再掲した。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設に計上した。

注3) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 - 2 (1) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) 注1)注2)

水質基準対象施設	平成24年3月31日現在		【参考】 平成23年 3月31日現在 届出施設数
	特定事業場数	届出施設数	
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	29 (29)	75 (75)	76 (76)
カーバド法アセロンの製造の用に供するアセロン洗浄施設	40 (40)	55 (55)	55 (55)
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	5 (5)	23 (23)	22 (22)
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	4 (4)	7 (7)	7 (7)
塩化ビニルマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	6 (6)	32 (32)	32 (32)
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シロハキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	1 (1)	5 (5)	5 (5)
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	1 (1)	2 (2)	2 (2)
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	1 (1)	3 (3)	3 (3)
2,3-ジクロロ-1,4-ナフチンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	1 (1)	3 (3)	3 (3)
ジチオサリソイルートの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジチオサリソイルート洗浄施設及び熱風乾燥施設	1 (1)	7 (7)	7 (7)
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	32 (32)	72 (72)	80 (80)
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	8 (8)	44 (44)	44 (44)

表 - 2 (2) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) 注 1) 注 2)

水質基準対象施設		平成 2 4 年 3 月 3 1 日現在		【参 考】 平成 2 3 年 3 月 3 1 日現在 届出施設数
		特定事業場数	届出施設数	
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設		7 (7)	250 (250)	251 (251)
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設	908 (904)	2,048 (2,039)	2,121 (2,110)
	灰の貯留施設	411 (411)	880 (880)	875 (875)
	小計	1,319 (1,315)	2,928 (2,919)	2,996 (2,985)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設		17 (17)	128 (128)	126 (126)
加工類の破壊の用に供する施設のうちプラスマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		38 (38)	61 (61)	62 (62)
下水道終末処理施設		220 (220)	256 (256)	258 (258)
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		31 (30)	60 (58)	60 (58)
合計		1,761 (1,756)	4,011 (4,000)	4,089 (4,076)

注 1) 法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可 (以下「法に基づく届出等」という。) を合わせた施設及び事業場の数に、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出等がなされた施設及び事業場の数を () に再掲した。

注 2) 1 つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設の欄に計上した。

表 - 3 大気基準適用施設の届出等の状況（届出内容別 - 全国）注1）

	平成23年3月31日 現在の設置基数 a	新設 注2） b	既設 注3） c	14条 規模変更 注4） d	廃止等 注5） e	平成24年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d-e	特定 事業場数 注6）	鉱山保安法等関係法令施設 注7）	
								平成23年 3月31日 現在の 設置基数	平成24年 3月31日 現在の 設置基数
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	32	0	0	-	1	31	16	0(0)	0(0)
製鋼用電気炉	114	2	0	-	3	113	70	0(0)	0(0)
焙焼炉	13	0	0	-	1	12		1(0)	1(0)
焼結炉	5	0	0	-	0	5		0(0)	0(0)
溶鉱炉	3	0	0	-	0	3	13	0(0)	0(0)
溶解炉	2	0	0	-	0	2		1(0)	1(0)
乾燥炉	9	0	0	-	0	9		0(0)	0(0)
小計	32	0	0	-	1	31		2(0)	2(0)
焙焼炉	28	1	0	-	0	29		0(0)	0(0)
溶解炉	731	11	0	-	22	720	235	0(0)	0(0)
乾燥炉	58	0	0	-	4	54		0(0)	0(0)
小計	817	12	0	-	26	803		0(0)	0(0)
4t/h以上	1,106	30	2	-3	0	1,107		6(2)	6(2)
2t/h以上～4t/h未満	1,450	20	0	-2	+3	1,439		0(0)	0(0)
2t/h未満	7,499	67	3	-1	+3	7,177		17(3)	16(3)
200kg/h以上～2t/h未満	2,673	19	2	-1	+2	2,569		12(3)	11(3)
100kg/h以上～200kg/h未満	3,307	34	0	0	+1	3,184		4(0)	4(0)
50kg/h以上～100kg/h未満	1,063	7	1	0	0	994		1(0)	1(0)
50kg/h未満（0.5㎡以上）	456	7	0	0	0	430		0(0)	0(0)
小計	10,055	117	5	-6	+6	9,723	7,419	23(5)	22(5)
合計	11,050	131	5	-6	+6	10,701	7,753	25(5)	24(5)

注1）法第12条及び第13条による届出施設（法に基づく届出施設）と、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
注2）平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3）平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注4）廃棄物焼却炉において構造等変更届出がなされたものうち、表中の施設規模区分が変わったものを計上した。「-」は他の区分への移行、「+」は他の区分からの移行を意味する。
注5）構造等変更届出がなされたものうち、規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設と廃止届出がなされた施設数との合計である。
注6）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注7）法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（ ）に再掲した。

表 - 4 大気基準適用施設に係る基準適用状況（全国）^{注1）}

大気基準適用施設		平成24年3月31日現在の設置基数 ^{注2）}			
		(計) a + b + c	附則別表 第二 ^{注3）} a	別表第一	
				法施行前 設置 ^{注4）} b	法施行後 設置 ^{注5）} c
焼結鉱の製造の用に 供する焼結炉		31 (31)	29 (29)	-	2 (2)
製鋼用電気炉		113 (113)	96 (96)	6 (6)	11 (11)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、 溶解炉、乾燥炉)		33 (31)	17 (17)	-	16 (14)
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		803 (803)	541 (541)	-	262 (262)
廃棄物 焼却炉	4 t/h以上	1,113 (1,107)	664 (658)	104 (104)	345 (345)
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	1,439 (1,439)	1,032 (1,032)	119 (119)	288 (288)
	2 t/h未満 ^{注6）}	7,193 (7,177)	4,332 (4,325)	335 (332)	2,526 (2,520)
	小計	9,745 (9,723)	6,028 (6,015)	558 (555)	3,159 (3,153)
合計		10,725 (10,701)	6,711 (6,698)	564 (561)	3,450 (3,442)

注1）大気基準適用施設における基準適用状況について計上。

注2）鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を（ ）に再掲した。

注3）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注4）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注5）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注6）焼却能力50 kg/h以上又は火床面積0.5 m²以上のもの。

表 - 5 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・総括 - 全国）注1）

	平成23年 3月31日現在の 設置基数 a	新設 注2） b	既設 注3） c	法・瀬戸 内法間の 移行注4） d	廃止等 注5） e	平成24年3月31日 現在の設置基数 a+b+c-e	特定 事業場数 注6）	鉱山保安法等関係法令施設注7）	
								平成23年 3月31日 現在の 設置基数	平成24年 3月31日 現在の 設置基数
硫酸塩（ナトリウム）又は亜硫酸塩（ナトリウム）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	76	1	0	0	2	75	29	0(0)	0(0)
カーボン法での製造の用に供するアクリル洗浄施設	55	0	0	0	0	55	40	0(0)	0(0)
硫酸がけの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)
繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	22	1	0	0	0	23	5	0(0)	0(0)
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	7	0	0	0	0	7	4	0(0)	0(0)
塩化ニッケルの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	32	0	0	0	0	32	6	0(0)	0(0)
カーボナールの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シアン化水素分離施設、廃ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	5	1	0(0)	0(0)
加圧アセトン又は加圧アセトンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	2	0	0	0	0	2	1	0(0)	0(0)
4-ニトロフェノールの製造の用に供する過硫酸塩及び廃ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	3	1	0(0)	0(0)
2,3-ジクロロ-1,4-ジオキサンの製造の用に供する過硫酸塩及び廃ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	3	1	0(0)	0(0)
ニッケル、銅、鉛の製造の用に供する二酸化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、二酸化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジメチルアミン洗浄施設及び熱風乾燥施設	7	0	0	0	0	7	1	0(0)	0(0)
鉛、銅又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、還元式集じん施設	80	0	0	0	8	72	32	0(0)	0(0)
亜鉛の回収の用に供する精製施設、還元式集じん施設	44	0	0	0	0	44	8	0(0)	0(0)
担体付き触媒からの全量の回収の用に供する施設のうち過硫酸塩、精製施設及び廃ガス洗浄施設	251	5	0	0	6	250	7	0(0)	0(0)
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、還元式集じん施設、灰の貯留施設	2,110	20	2	2	93	2,039	904	11(3)	9(3)
	875	17	1	1	13	880	411	0(0)	0(0)
小計	2,985	37	3	3	106	2,919	1,315	11(3)	9(3)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	126	3	0	0	1	128	17	0(0)	0(0)
70種類の破壊の用に供する施設のうち75反応施設、廃ガス洗浄施設及び還元式集じん施設	62	1	0	0	2	61	38	0(0)	0(0)
下水道終末処理施設	258	2	0	-	4	256	220	0(0)	0(0)
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	58	2	0	0	2	58	30	2(1)	2(1)
合計	4,076	52	3	3	131	4,000	1,756	13(4)	11(4)

注1)法に基づき届出及び瀬戸内海法に基づき許可等とを総括してとりまとめた。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
 注2)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づき届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づき許可がなされたものを計上した。
 注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づき届出がなされたものを計上した。
 注4)事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注5)廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなくなったものを含む。
 注6)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注7)法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()に再掲した。

表 I - 6 (1a) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別—都道府県別)

	焼結鉍の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉							
	事業場数 注1)	22年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年度末施設数 (a+b+c- e-f)	事業場数 注1)	22年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年度末施設数 (a+b+c- e-f)
北海道	1	1					1	3	3					3
青森県								1	1					1
岩手県														
宮城県								1	2					2
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県	1	2					2	3	5					5
栃木県								2	2					2
群馬県								1	1					1
埼玉県								5	5					5
千葉県	1	3					3							
東京都								2	3					3
神奈川県								1	1					1
新潟県								2	3					3
富山県								1	1					1
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県	1	3					3	5	14					14
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府								3	4					4
兵庫県	1	1					1	1	1					1
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県								2	4					4
岡山県														
広島県	1	2					2							
山口県								4	12	1				13
徳島県														
香川県														
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県								1	1					1
長崎県														
熊本県								1	1					1
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県								1	1					1

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (1b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別 - 政令市別)

	焼結鉄の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉							
	事業場 数 <small>注1)</small>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	事業場 数 <small>注1)</small>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)
札幌市								1	1					1
仙台市								1	3				2	1
さいたま市														
千葉市	2	2					2							
横浜市														
川崎市	1	1					1	1	4					4
相模原市														
新潟市														
静岡市														
浜松市														
名古屋市								1	1					1
京都市														
大阪市								6	10					10
堺市								2	5					5
神戸市														
岡山市														
広島市														
北九州市	2	3					3	5	5	1				6
福岡市														
函館市														
旭川市														
青森市														
盛岡市														
秋田市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市								1	1					1
前橋市														
高崎市														
川越市														
船橋市								1	1					1
柏市														
横須賀市														
富山市								1	1					1
金沢市														
長野市														
岐阜市								1	2					2
豊橋市								1	1					1
岡崎市														
豊田市														
大津市														
高槻市														
東大阪市														
姫路市								4	5					5
尼崎市														
西宮市														
奈良市														
和歌山市	1	3					3	2	2					2
倉敷市	1	4					4	2	6					6
福山市	1	5				1	4							
下関市														
高松市									1				1	
松山市														
高知市														
久留米市														
長崎市														
熊本市														
大分市	2	2					2							
宮崎市														
鹿児島市														
合計	16	32	0	0	0	1	31	70	114	2	0	0	3	113

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (2a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別 - 都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	事業場数 注1)	焙焼炉					焼結炉					23年度末施設数 (a+b+c-e-f)
		22年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年度末施設数 (a+b+c-e-f)	22年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	
北海道												
青森県	1						1					1
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県	1	2				2						
茨城県	2	2				2						
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県	1	2			1	1						
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県	1	2				2						
高知県												
福岡県	1											
佐賀県												
長崎県												
熊本県	1	1				1						
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (2b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別 - 政令市別)

	亜鉛回収施設											
	事業場 数 <small>注1)</small>	焙焼炉					焼結炉					23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)
		22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市	1	1					1	1				1
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市	3	2					2	3				3
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市	1	1					1					
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	13	13	0	0	0	1	12	5	0	0	0	5

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (3a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別 - 都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	溶鋳炉					溶解炉						
	22年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年度末施設数 (a+b+c- e-f)	22年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年度末施設数 (a+b+c- e-f)
北海道												
青森県	1					1						
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県	2					2						
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (3b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別-政令市別)

	亜鉛回収施設											
	溶鋳炉					溶解炉						
	22年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年度末施設数 (a+b+c- e-f)	22年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年度末施設数 (a+b+c- e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市							2					2
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	3	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	2

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (4a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別 - 都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉					小 計						
	22年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年度末施設数 (a+b+c- e-f)	22年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年度末施設数 (a+b+c- e-f)
北海道												
青森県							2					2
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県							2					2
茨城県							2					2
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県							2				1	1
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県	1					1	3					3
高知県												
福岡県	2					2	4					4
佐賀県												
長崎県												
熊本県							1					1
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (4b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別-政令市別)

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉					小 計						
	22年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年度末施設数 (a+b+c- e-f)	22年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年度末施設数 (a+b+c- e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市							4					4
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市	6					6	11					11
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市							1					1
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合 計	9	0	0	0	0	9	32	0	0	0	1	31

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (5a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別 - 都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設												
	事業場数 注1)	焙焼炉					溶解炉						
		22年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年度末施設数 (a+b+c- e-f)	22年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年度末施設数 (a+b+c- e-f)
北海道	6						15						15
青森県													
岩手県													
宮城県	1						1						1
秋田県													
山形県	1						2						2
福島県	4	1				1	25						25
茨城県	6	3				3	28				2		26
栃木県	12	3				3	59				3		56
群馬県	4	1				1	7						7
埼玉県	11						44				1		43
千葉県	4						8						8
東京都													
神奈川県													
新潟県	3						13	1					14
富山県	14						38				1		37
石川県	1						1						1
福井県	3						17				2		15
山梨県	2						3						3
長野県	4						13						13
岐阜県	3						3						3
静岡県	16	4				4	60	1			2		59
愛知県	40	9				9	107	8			3		112
三重県	8	2				2	31				2		29
滋賀県	4						16				2		14
京都府	2						4						4
大阪府	4						11						11
兵庫県	5	1				1	9						9
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県	1						2						2
広島県	1						3						3
山口県	2						3				1		2
徳島県													
香川県	2	1				1	1						1
愛媛県													
高知県													
福岡県	5						19						19
佐賀県	3						4						4
長崎県	1						1						1
熊本県	9						25				1		24
大分県	1		1			1	1						1
宮崎県	1						1						1
鹿児島県	2						2						2
沖縄県													

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (5b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別-政令市別)

	アルミニウム合金製造施設												
	事業場数 注1)	焙焼炉					溶解炉						
		22年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年度末施設数 (a+b+c- e-f)	22年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年度末施設数 (a+b+c- e-f)
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市	1						3						3
川崎市													
相模原市													
新潟市													
静岡市	4						20						20
浜松市	1						2				1		1
名古屋市	3						18						18
京都市	1						8						8
大阪市	1						2						2
堺市	4						6						6
神戸市													
岡山市													
広島市	1						1	1					2
北九州市	4	1					1	3					3
福岡市													
函館市													
旭川市													
青森市													
盛岡市													
秋田市	1						1						1
郡山市													
いわき市	1						1						1
宇都宮市													
前橋市	2						3						3
高崎市													
川越市	1						1						1
船橋市													
柏市													
横須賀市													
富山市	3						6						6
金沢市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市	2						5						5
岡崎市	1						2						2
豊田市	7						29						29
大津市													
高槻市													
東大阪市													
姫路市	1	2					2	14					14
尼崎市													
西宮市													
奈良市	1						1						1
和歌山市													
倉敷市	2						8						8
福山市													
下関市	2						12						12
高松市	1						1						1
松山市							1				1		
高知市													
久留米市	1						3						3
長崎市													
熊本市													
大分市	2						2						2
宮崎市													
鹿児島市	1						1						1
合計	235	28	1	0	0	0	29	731	11	0	0	22	720

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (6a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別 - 都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉					小 計						
	22年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年度末施設数 (a+b+c- e-f)	22年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年度末施設数 (a+b+c- e-f)
北海道							15					15
青森県												
岩手県												
宮城県							1					1
秋田県												
山形県							2					2
福島県	2					2	28					28
茨城県	3					3	34				2	32
栃木県	2					2	64				3	61
群馬県	2					2	10					10
埼玉県	4					4	48				1	47
千葉県							8					8
東京都												
神奈川県												
新潟県							13	1				14
富山県							38				1	37
石川県							1					1
福井県	2					2	19				2	17
山梨県	1					1	4					4
長野県	2					2	15					15
岐阜県							3					3
静岡県	6					6	70	1			2	69
愛知県	9				1	8	125	8			4	129
三重県	2					2	35				2	33
滋賀県	2					2	18				2	16
京都府							4					4
大阪府	4					4	15					15
兵庫県							10					10
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県	1					1	3					3
広島県							3					3
山口県	2				1	1	5				2	3
徳島県												
香川県							2					2
愛媛県												
高知県												
福岡県	2					2	21					21
佐賀県							4					4
長崎県							1					1
熊本県	1					1	26				1	25
大分県							1	1				2
宮崎県							1					1
鹿児島県							2					2
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (6b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別-政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉					小 計						
	22年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年度末施設数 (a+b+c- e-f)	22年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年度末施設数 (a+b+c- e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市	1					1	4					4
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市							20					20
浜松市							2				1	1
名古屋市							18					18
京都市	1					1	9					9
大阪市							2					2
堺市	1					1	7					7
神戸市												
岡山市												
広島市	1					1	2	1				3
北九州市							4					4
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市							1					1
郡山市												
いわき市							1					1
宇都宮市												
前橋市							3					3
高崎市												
川越市							1					1
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市	2					2	8					8
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市							5					5
岡崎市							2					2
豊田市	5				2	3	34				2	32
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市							16					16
尼崎市												
西宮市												
奈良市							1					1
和歌山市												
倉敷市							8					8
福山市												
下関市							12					12
高松市							1					1
松山市							1				1	
高知市												
久留米市							3					3
長崎市												
熊本市												
大分市							2					2
宮崎市												
鹿児島市							1					1
合 計	58	0	0	0	4	54	817	12	0	0	26	803

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (7a) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別-都道府県別)

	廃棄物焼却炉																
	事業場数 注1)	4t/h以上						2t/h以上～4t/h未満									
		22年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未済変更 (e)	廃止 (f)	23年度末施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	22年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未済変更 (e)	廃止 (f)	23年度末施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)
北海道	202	18						18	27							1	26
青森県	103	10						10	23							1	22
岩手県	121	2						2	21							1	20
宮城県	116	6	12					18	28	5						1	32
秋田県	60	3						3	13								13
山形県	106	7						7	12								12
福島県	93	5						5	30								30
茨城県	332	28						28	68								68
栃木県	148	10						10	33							4	29
群馬県	95	13						13	25								25
埼玉県	227	43					1	42	80							1	79
千葉県	265	46						46	77	1						1	77
東京都	201	109	3				7	105	46	3							49
神奈川県	90	34						34	28			2	2				28
新潟県	166	8						8	53	2							55
富山県	69	5						5	16								16
石川県	73								12								12
福井県	88	6						6	15								15
山梨県	63	3						3	22						2		20
長野県	138	7						7	29						1		28
岐阜県	202	2						2	32						1		31
静岡県	254	28						28	45	1					3		43
愛知県	192	45					2	43	50						1		49
三重県	168	17						17	35						1		34
滋賀県	98	5	1					6	21								21
京都府	66	6						6	13								13
大阪府	94	36	1				2	35	39	1							40
兵庫県	211	19						19	35								35
奈良県	165	6						6	24						1		23
和歌山県	73								12								12
鳥取県	65	5						5	6								6
島根県	65	5					3	2	10								10
岡山県	98	4						4	15								15
広島県	115	9						9	21						1		20
山口県	112	13					3	10	24	2					1		25
徳島県	135	2					1	1	23	2							25
香川県	116	7						7	8								8
愛媛県	165	6	5	2				13	20						1		19
高知県	119								14						3		11
福岡県	210	15			2		1	12	30						1		29
佐賀県	86	4						4	13								13
長崎県	88	8						8	15								15
熊本県	105	2						2	25								25
大分県	50	3						3	13								13
宮崎県	59	9						9	8								8
鹿児島県	137								24								24
沖縄県	68	8						8	18								18

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (7b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別-政令市別)

	廃棄物焼却炉															23年度末施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	
	事業場数 注1)	4t/h以上							2t/h以上～4t/h未満								
		22年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)		
札幌市	11	11					2	9	8							8	
仙台市	22	10	3					13	5	2						7	
さいたま市	18	11	2					13	3							3	
千葉市	36	13						13	3							3	
横浜市	58	27						27	4							4	
川崎市	28	24						24	6							6	
相模原市	14	7						7	1							1	
新潟市	46	12						12	10							10	
静岡市	42	6						6	3							3	
浜松市	38	8						8	11							11	
名古屋市	37	19						19	1							1	
京都市	43	21						21	1							1	
大阪市	29	26						26	7							7	
堺市	28	15						15	2							2	
神戸市	23	15						15	3							3	
岡山市	38	8						8	1							1	
広島市	41	9						9	4							4	
北九州市	30	19					2	17	3							3	
福岡市	14	9						9	4							4	
函館市	6	3						3									
旭川市	10	2						2	2							2	
青森市	24	6	2					8	6					4		2	
盛岡市	20	3						3	3							3	
秋田市	13	4					1	3	3							3	
郡山市	17	4						4	2							2	
いわき市	19	15			1		1	13	5			1				6	
宇都宮市	15	7						7	4							4	
前橋市	25	3						3	4							4	
高崎市	23	3						3	2							2	
川越市	9	2						2	3							3	
船橋市	11	8						8	2							2	
柏市	12	5						5	3							3	
横須賀市	8	5						5	3							3	
富山市	33	2	1					3									
金沢市	24	7					2	5	4							4	
長野市	16	3						3	1							1	
岐阜市	16	5						5	6							6	
豊橋市	11	3						3	4							4	
岡崎市	17	7						7									
豊田市	14	4						4	3							3	
大津市	13								7							7	
高槻市	7	5						5	2							2	
東大阪市	6	8						8	3	1						4	
姫路市	26	11						11	10					1		9	
尼崎市	12	7						7	3							3	
西宮市	5	7						7	1							1	
奈良市	21	4						4									
和歌山市	32	6						6	4							4	
倉敷市	32	11						11	12							12	
福山市	48	4						4	6							6	
下関市	12	2						2	1							1	
高松市	17	5						5									
松山市	26	8						8	3							3	
高知市	24	3						3	1							1	
久留米市	14	3						3									
長崎市	16	4						4									
熊本市	17	4						4	1							1	
大分市	38	9						9	2							2	
宮崎市	15	3						3	1							1	
鹿児島市	27	4						4	2							2	
合計	7419	1106	30	2	3	0	0	28	1107	1450	20	0	2	3	0	32	1439

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (8 a) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉															
	200kg/h以上～2t/h未満							100kg/h以上～200kg/h未満								
	22年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	23年度末施設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	22年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	23年度末施設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)
北海道	114	4					3	115	76	4						80
青森県	32						1	31	52	4					3	53
岩手県	28						4	24	69	1					1	69
宮城県	31						2	29	51	2					2	51
秋田県	47							47	21							21
山形県	28						2	26	61						2	59
福島県	51	2					2	51	17							17
茨城県	75						6	69	202	2					7	197
栃木県	48						4	44	80						10	70
群馬県	42						2	40	30						1	29
埼玉県	90						5	85	31							31
千葉県	76						9	67	140	2					4	138
東京都	46							46	52	1					1	52
神奈川県	31						1	30	36						4	32
新潟県	60						1	59	67	2					4	65
富山県	20						2	18	37	1					2	36
石川県	25							25	44						1	43
福井県	31						2	29	47	1					4	44
山梨県	25						1	24	27						1	26
長野県	70						4	66	58						6	52
岐阜県	71	2	1				6	68	88						3	85
静岡県	87						6	81	105						5	100
愛知県	94						4	90	58	2					6	54
三重県	61						2	59	87	1					8	80
滋賀県	39	1					2	38	41						4	37
京都府	29							29	35						1	34
大阪府	44						1	43	22						1	21
兵庫県	72	2					3	71	112	1					3	110
奈良県	40							40	106	1					1	106
和歌山県	34							34	35						3	32
鳥取県	36						1	35	41							41
島根県	29						3	26	30						2	28
岡山県	46							46	57						3	54
広島県	55						5	50	57						5	52
山口県	49	1					5	45	50	3					3	50
徳島県	51	1					1	51	82						5	77
香川県	28							28	64						2	62
愛媛県	53		1				1	53	76	1					4	73
高知県	30						2	28	64	2						66
福岡県	53				2		4	51	90						2	88
佐賀県	45						1	44	43						3	40
長崎県	60						1	59	33						1	32
熊本県	43						6	37	41	1					2	40
大分県	19							19	18						1	17
宮崎県	20	1					3	18	34						2	32
鹿児島県	48							48	74	1					3	72
沖縄県	32							32	28							28

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (8 b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種別別 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉															
	200kg/h以上～2t/h未満						100kg/h以上～200kg/h未満									
	22年度末施設数(a)	新設(b) 注2)	既設(c) 注3)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	23年度末施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)	22年度末施設数(a)	新設(b) 注2)	既設(c) 注3)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	23年度末施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)
札幌市	1							1	4							4
仙台市	3							3	8							8
さいたま市	5							5	2							2
千葉市	5							5	17							17
横浜市	6	1						7	11	1					1	11
川崎市	16							16	1							1
相模原市	9							9	3							3
新潟市	17						1	16	21						2	19
静岡市	9						1	8	24						2	22
浜松市	21							21	18							18
名古屋市	3							3	17						1	16
京都市	10							10	15							15
大阪市	9							9	4							4
堺市	5	1					1	5	14						2	12
神戸市	3						1	2	12							12
岡山市	30						1	29	16						1	15
広島市	31						2	29	12							12
北九州市	19			1			1	17	11				1			12
福岡市	5							5	5							5
函館市	3							3	3							3
旭川市	1							1	4							4
青森市	3						1	2	14						1	13
盛岡市	6						1	5	10							10
秋田市	6							6	3							3
郡山市	1							1	7						1	6
いわき市	6							6	3						1	2
宇都宮市	5							5	5							5
前橋市	3	1						4	17						2	15
高崎市	5							5	7							7
川越市	2							2	3						1	2
船橋市	1							1	3							3
柏市	2							2	6						1	5
横須賀市	1							1	2							2
富山市	10							10	16						1	15
金沢市	6							6	8							8
長野市	11						1	10	7						1	6
岐阜市	5						1	4	6							6
豊橋市	4							4	4							4
岡崎市	6						1	5	7						1	6
豊田市	3	1					1	3	4							4
大津市	3							3	5							5
高槻市	2							2	5							5
東大阪市	2						2		2							2
姫路市	6							6	13						3	10
尼崎市	4						1	3	2							2
西宮市	1							1								
奈良市	4							4	12							12
和歌山市	10							10	14						4	10
倉敷市	19							19	5							5
福山市	14							14	31						1	30
下関市	8							8	4							4
高松市	8							8	9							9
松山市	12							12	14						1	13
高知市	3							3	18							18
久留米市	4							4	7						2	5
長崎市	3							3	7						1	6
熊本市	5	1						6	9							9
大分市	15							15	8						1	7
宮崎市	2						1	1	8							8
鹿児島市	13							13	11							11
合計	2673	19	2	1	2	0	126	2569	3307	34	0	0	1	0	158	3184

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (9a) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉															
	50kg/h以上～100kg/h未満							50kg/h未満 (0.5㎡以上)								
	22年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未済変更 (e)	廃止 (f)	23年度末施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	22年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未済変更 (e)	廃止 (f)	23年度末施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)
北海道	19							19	11							11
青森県	9						1	8	8							8
岩手県	14						3	11	1	1						2
宮城県	12						2	10	5							5
秋田県	1							1	5							5
山形県	6						1	5	7						1	6
福島県	15						1	14	9							9
茨城県	33						3	30	10						1	9
栃木県	25						1	24	10						2	8
群馬県	16						1	15	2							2
埼玉県	83						9	74	13							13
千葉県	31						2	29	15	2					1	16
東京都	52	2					1	53	23						3	20
神奈川県	17						2	15	4							4
新潟県	25						2	23	19							19
富山県	9						1	8	2	1						3
石川県	6							6	1							1
福井県	11						2	9	7						1	6
山梨県	8							8	6							6
長野県	14						2	12	6						1	5
岐阜県	50		1				4	47	11						2	9
静岡県	37	1					3	35	22							22
愛知県	27						3	24	8						1	7
三重県	23							23	9							9
滋賀県	14						2	12	10						1	9
京都府	6							6								
大阪府	8							8	7						1	6
兵庫県	31							31	9						1	8
奈良県	16							16	3							3
和歌山県	8							8	5							5
鳥取県	7						1	6	1	1						2
島根県	4							4	8							8
岡山県	5						1	4	6							6
広島県	16							16	15	1					3	13
山口県	22						1	21	9							9
徳島県	10							10	4						2	2
香川県	16						1	15	7						1	6
愛媛県	29	1					3	27	16						1	15
高知県	15							15	4							4
福岡県	34						2	32	13							13
佐賀県	8							8	4	1					1	4
長崎県	3	1						4	4							4
熊本県	7							7	9						1	8
大分県	8							8	3							3
宮崎県	2							2								
鹿児島県	13							13	7							7
沖縄県	10							10	6						1	5

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (9b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種別別-政令市別)

	廃棄物焼却炉															
	50kg/h以上～100kg/h未満						50kg/h未満 (0.5㎡以上)									
	22年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	23年度末施設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	22年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	23年度末施設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)
札幌市	3						1	2	2							2
仙台市	1							1								
さいたま市	6						2	4	3							3
千葉市	9	1					1	9	3							3
横浜市	29						2	27	5							5
川崎市	4							4	3							3
相模原市	2							2								
新潟市	9							9	2							2
静岡市	11							11	4							4
浜松市	3						2	1	1							1
名古屋市	9						1	8	7						1	6
京都市	15						1	14	2							2
大阪市	7							7								
堺市	6							6	2					1		1
神戸市	3							3	1							1
岡山市	2							2	2							2
広島市	1							1	2							2
北九州市	1						1		3							3
福岡市																
函館市																
旭川市									3							3
青森市	3							3	4							4
盛岡市	2							2	5					2		3
秋田市									1							1
郡山市	4							4								
いわき市	2							2								
宇都宮市	2						1	1	1							1
前橋市	3	1					1	3								
高崎市	7							7	3							3
川越市	2							2	1					1		
船橋市	3							3								
柏市	2							2								
横須賀市	1							1	5							5
富山市	8						1	7	2							2
金沢市	7						1	6	1							1
長野市																
岐阜市	2							2	1							1
豊橋市	1							1								
岡崎市	6							6								
豊田市	3						1	2								
大津市																
高槻市																
東大阪市	2							2								
姫路市	5							5	1							1
尼崎市	3							3								
西宮市									2							2
奈良市	6						2	4	2							2
和歌山市	4							4	7					1		6
倉敷市	2							2	3					1		2
福山市	4						1	3								
下関市									1							1
高松市	2							2								
松山市	1							1								
高知市	2							2								
久留米市	6							6								
長崎市	4							4								
熊本市	2						2		1							1
大分市	2						1	1	4							4
宮崎市	1							1	1							1
鹿児島市	3							3	1							1
合計	1063	7	1	0	0	0	77	994	456	7	0	0	0	0	33	430

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (1 0 a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉						合 計										
	小 計						事業場数 注1)	2 2 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注 2)	既設 (c) 注 3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	2 3 年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)		
	2 2 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注 2)	既設 (c) 注 3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)										廃止 (f)	2 3 年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)
北海道	265	8				4	269	212	284	8					4	288	
青森県	134	4				6	132	105	137	4					6	135	
岩手県	135	2				9	128	121	135	2					9	128	
宮城県	133	19				7	145	118	136	19					7	148	
秋田県	90						90	60	90							90	
山形県	121					6	115	107	123					6	117		
福島県	127	2				3	126	98	157	2					3	156	
茨城県	416	2				17	401	344	459	2					19	442	
栃木県	206					21	185	162	272						24	248	
群馬県	128					4	124	100	139						4	135	
埼玉県	340					16	324	243	393						17	376	
千葉県	385	5				17	373	270	396	5					17	384	
東京都	328	9				12	325	203	331	9					12	328	
神奈川県	150			2	2	7	143	91	151			2	2		7	144	
新潟県	232	4				7	229	171	248	5					7	246	
富山県	89	2				5	86	84	128	2					6	124	
石川県	88					1	87	74	89						1	88	
福井県	117	1				9	109	91	136	1					11	126	
山梨県	91					4	87	65	95						4	91	
長野県	184					14	170	142	199						14	185	
岐阜県	254	2	2			16	242	205	257	2	2				16	245	
静岡県	324	2				17	309	270	394	3					19	378	
愛知県	282	2				17	267	239	426	10					22	414	
三重県	232	1				11	222	176	267	1					13	255	
滋賀県	130	2				9	123	102	148	2					11	139	
京都府	89					1	88	68	93						1	92	
大阪府	156	2				5	153	101	175	2					5	172	
兵庫県	278	3				7	274	218	290	3					7	286	
奈良県	195	1				2	194	165	195	1					2	194	
和歌山県	94					3	91	73	94						3	91	
鳥取県	96	1				2	95	65	96	1					2	95	
島根県	86					8	78	67	90						8	82	
岡山県	133					4	129	99	136						4	132	
広島県	173	1				14	160	117	178	1					14	165	
山口県	167	6				13	160	118	184	7					15	176	
徳島県	172	3				9	166	135	172	3					9	166	
香川県	130					4	126	118	132						4	128	
愛媛県	200	7	3			10	200	166	203	7	3				10	203	
高知県	127	2				5	124	119	127	2					5	124	
福岡県	235			2	2	10	225	216	260			2	2		10	250	
佐賀県	117	1				5	113	90	122	1					5	118	
長崎県	123	1				2	122	89	124	1					2	123	
熊本県	127	1				9	119	116	155	1					10	146	
大分県	64					1	63	51	65	1					1	65	
宮崎県	73	1				5	69	60	74	1					5	70	
鹿児島県	166	1				3	164	139	168	1					3	166	
沖縄県	102					1	101	69	103						1	102	

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (1 0 b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別—政令市別)

	廃棄物焼却炉						合 計																			
	小 計						事業場数 注1)	2 2 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注 2)	既設 (c) 注 3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	2 3 年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	2 2 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注 2)	既設 (c) 注 3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	2 3 年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)			
	2 2 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注 2)	既設 (c) 注 3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)																		廃止 (f)	2 3 年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	
札幌市	29					3	26	12	30						3	27									3	27
仙台市	27	5					32	23	30	5						2	33								2	33
さいたま市	30	2					30	18	30	2						2	30								2	30
千葉市	50	1					50	38	52	1						1	52								1	52
横浜市	82	2				3	81	59	86	2						3	85								3	85
川崎市	54						54	30	59								59									59
相模原市	22						22	14	22								22									22
新潟市	71						68	46	71							3	68								3	68
静岡市	57						54	46	77							3	74								3	74
浜松市	62					2	60	39	64							3	61								3	61
名古屋市	56					3	53	41	75							3	72								3	72
京都市	64					1	63	44	73							1	72								1	72
大阪市	53						53	36	65								65									65
堺市	44	1				4	41	34	56	1						4	53								4	53
神戸市	37					1	36	23	37							1	36								1	36
岡山市	59					2	57	38	59							2	57								2	57
広島市	59					2	57	42	61	1						2	60								2	60
北九州市	56			1	1	4	52	41	68	1		1	1			4	65								4	65
福岡市	23						23	14	23								23									23
函館市	9						9	6	9								9									9
旭川市	12						12	10	12								12									12
青森市	36	2				6	32	24	36	2						6	32								6	32
盛岡市	29					3	26	20	29							3	26								3	26
秋田市	17					1	16	14	18							1	17								1	17
郡山市	18					1	17	17	18							1	17								1	17
いわき市	31			1	1	2	29	21	36			1	1			2	34								2	34
宇都宮市	24					1	23	16	25							1	24								1	24
前橋市	30	2				3	29	27	33	2						3	32								3	32
高崎市	27						27	23	27								27									27
川越市	13					2	11	10	14							2	12								2	12
船橋市	17						17	12	18								18									18
柏市	18					1	17	12	18							1	17								1	17
横須賀市	17						17	8	17								17									17
富山市	38	1				2	37	37	47	1						2	46								2	46
金沢市	33					3	30	24	33							3	30								3	30
長野市	22					2	20	16	22							2	20								2	20
岐阜市	25					1	24	17	27							1	26								1	26
豊橋市	16						16	14	22								22									22
岡崎市	26					2	24	18	28							2	26								2	26
豊田市	17	1				2	16	21	51	1						4	48								4	48
大津市	15						15	13	15								15									15
高槻市	14						14	7	14								14									14
東大阪市	17	1				2	16	6	17	1						2	16								2	16
姫路市	46					4	42	34	78							4	74								4	74
尼崎市	19					1	18	12	19							1	18								1	18
西宮市	11						11	5	11								11									11
奈良市	28					2	26	22	29							2	27								2	27
和歌山市	45					5	40	36	51							5	46								5	46
倉敷市	52					1	51	37	70							1	69								1	69
福山市	59					2	57	49	64							3	61								3	61
下関市	16						16	14	28								28									28
高松市	24						24	18	26							1	25								1	25
松山市	38					1	37	26	39							2	37								2	37
高知市	27						27	24	27								27									27
久留米市	20					2	18	15	23							2	21								2	21
長崎市	18					1	17	16	18							1	17								1	17
熊本市	22	1				2	21	17	22	1						2	21								2	21
大分市	40					2	38	42	44							2	42								2	42
宮崎市	16					1	15	15	16							1	15								1	15
鹿児島市	34						34	28	35								35									35
合 計	10055	117	5	6	6	0	454	9723	7753	11050	131	5	6	6	0	485	10701									10701

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 7 (1a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(セルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設							カーボト法アセレンの製造の用に供するアセレン洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	22年度未施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	23年度未施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	22年度未施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	23年度未施設数(a+b+c-f)
北海道	6	16					1	15	2	2						2
青森県	1	7						7	1	1						1
岩手県		1						1								
宮城県	2	6						6	1	1						1
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県									1	1						1
栃木県									1	1						1
群馬県									1	1						1
埼玉県									1	1						1
千葉県									1	1						1
東京都																
神奈川県									1	1						1
新潟県									1	6						6
富山県	1	2						2	1	1						1
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県	1	1						1								
静岡県	1	8						8								
愛知県	1	2						2	3	3						3
三重県	1	1						1								
滋賀県																
京都府									1	1						1
大阪府																
兵庫県	1	1						1	1	1						1
奈良県																
和歌山県																
鳥取県	1	4						4								
島根県	1	1						1								
岡山県									1	1						1
広島県	2	4					1	3	2	2						2
山口県	1	2						2	1	3						3
徳島県	1	2						2								
香川県									2	2						2
愛媛県	2	7	1					8								
高知県																
福岡県									1	1						1
佐賀県																
長崎県									1	1						1
熊本県	1	1						1								
大分県																
宮崎県	1	2						2								
鹿児島県	1	1						1								
沖縄県									1	1						1

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (1 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括－政令市別)

	硫酸塩 ^{バ^ルブ^ル} (クワト ^バ ル ^ブ)又は亜硫酸 ^{バ^ルブ^ル} (サル ^バ イト ^バ ル ^ブ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設							カ ^バ ト ^バ 法 ^{アセレン} の製造の用に供する ^{アセレン} 洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	22年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>注3)</small>	既設 ^(c) <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>注5)</small>	廃止 ^(f)	23年度末施設数 ^(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	22年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>注3)</small>	既設 ^(c) <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>注5)</small>	廃止 ^(f)	23年度末施設数 ^(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市								1	1							1
横浜市								1	3							3
川崎市																
相模原市																
新潟市	1	3					3	1	1							1
静岡市								1	4							4
浜松市								2	5							5
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市								2	2							2
神戸市																
岡山市																
広島市								1	1							1
北九州市								2	2							2
福岡市																
函館市																
旭川市	1	3					3									
青森市																
盛岡市																
秋田市	1	1					1									
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市								1	1							1
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市								1	1							1
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市								1	1							1
宮崎市																
鹿児島市																
合 計	29	76	1	0	0	0	2	75	40	55	0	0	0	0	0	55

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (2 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設							アクリル繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	22年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>注3)</small>	既設 ^(c) <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>注5)</small>	廃止 ^(f)	23年度末施設数 ^(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	22年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>注3)</small>	既設 ^(c) <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>注5)</small>	廃止 ^(f)	23年度末施設数 ^(a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県								1	3							3
東京都																
神奈川県																
新潟県								1	13							13
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県								1	2							2
岐阜県																
静岡県								1	2							2
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県								1	2	1						3
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未達変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (2b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括-政令市別)

	硫酸カラムの製造の用に供する廃がス洗浄施設							7μm繊維の製造の用に供する廃がス洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	22年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>注3)</small>	既設 ^(c) <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>注5)</small>	廃止 ^(f)	23年度末施設数 ^(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	22年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>注3)</small>	既設 ^(c) <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>注5)</small>	廃止 ^(f)	23年度末施設数 ^(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川崎市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	5	22	1	0	0	0	0	23

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (3 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設							塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	22年度末施設数 ^{注3)} (a)	新設 ^{注3)} (b)	既設 ^{注4)} (c)	瀬法から法への移行 ^{注5)} (d1)	法から瀬法への移行 ^{注5)} (d2)	廃止 ^{注5)} (f)	23年度末施設数 ^{注2)} (a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	22年度末施設数 ^{注3)} (a)	新設 ^{注3)} (b)	既設 ^{注4)} (c)	瀬法から法への移行 ^{注5)} (d1)	法から瀬法への移行 ^{注5)} (d2)	廃止 ^{注5)} (f)	23年度末施設数 ^{注2)} (a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県									1	9						9
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県	1	2					2									
東京都																
神奈川県	1	2					2									
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県									1	6						6
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県									1	4						4
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県									2	9						9
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未達変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (3b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括-政令市別)

	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生する ガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設							塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設								
	事業場 数 ^{注2)}	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市	1	2					2									
静岡市																
浜松市																
名古屋市	1	1					1									
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市									1	4						4
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合 計	4	7	0	0	0	0	7	6	32	0	0	0	0	0	0	32

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (4a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	カドミウム等の製造の用に供する硫酸濃縮施設、 シロホキサン分離施設、廃ガス洗浄施設							クロロベンゼン又はシクロベンゼンの製造の用に供する 水洗施設、廃ガス洗浄施設								
	事業場 数 ^{注2)}	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県	1	5						5								
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (4b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一政令市別)

	カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設							クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	22年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>注3)</small>	既設 ^(c) <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>注5)</small>	廃止 ^(f)	23年度末施設数 ^(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	22年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>注3)</small>	既設 ^(c) <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>注5)</small>	廃止 ^(f)	23年度末施設数 ^(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市									1	2						2
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	1	5	0	0	0	0	0	5	1	2	0	0	0	0	0	2

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (5a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	4-クロロホルム、酸水素トリウム等の製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設							2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	22年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>注3)</small>	既設 ^(c) <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>注5)</small>	廃止 ^(f)	23年度末施設数 ^(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	22年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>注3)</small>	既設 ^(c) <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>注5)</small>	廃止 ^(f)	23年度末施設数 ^(a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県								1	3							3
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県	1	3						3								
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未達変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (5b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括-政令市別)

	4-クロロフルオロ酸水素トリオムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設							2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	22年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>注3)</small>	既設 ^(c) <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>注5)</small>	廃止 ^(f)	23年度末施設数 ^(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	22年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>注3)</small>	既設 ^(c) <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>注5)</small>	廃止 ^(f)	23年度末施設数 ^(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	1	3	0	0	0	0	0	3	1	3	0	0	0	0	0	3

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未滿変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (6 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	ジオキサン ^ハ イレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサン ^ハ イレット洗浄施設及び熱風乾燥施設							アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								
	事業場数 ^{注2)}	22年度末施設数 ^{注3)} (a)	新設 ^{注3)} (b)	既設 ^{注4)} (c)	瀬法から法への移行 ^{注5)} (d1)	法から瀬法への移行 ^{注5)} (d2)	廃止 ^{注5)} (f)	23年度末施設数 ^{注3)} (a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	22年度末施設数 ^{注3)} (a)	新設 ^{注3)} (b)	既設 ^{注4)} (c)	瀬法から法への移行 ^{注5)} (d1)	法から瀬法への移行 ^{注5)} (d2)	廃止 ^{注5)} (f)	23年度末施設数 ^{注3)} (a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県								2	2							2
茨城県								2	4							4
栃木県								1	4						1	3
群馬県																
埼玉県								1	1							1
千葉県								1	1							1
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県								4	10						5	5
石川県																
福井県								2	5							5
山梨県																
長野県																
岐阜県								1	1							1
静岡県								5	18							18
愛知県								2	3							3
三重県								1	2							2
滋賀県								3	4							4
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県	1	7					7		1							1
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未達変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (6b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一政令市別)

	ジコザンパレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、 還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体 洗浄施設、ジコザンパレット洗浄施設及び熱風乾燥施設							アルミウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、 溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設 のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								
	事業場 数 ^{注2)}	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市									2							2
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市								1	3							3
浜松市																
名古屋市								1	8							8
京都市								1	6							6
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市								1	1							1
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市								1	1							1
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市								1	2							2
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市								1	1							1
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合 計	1	7	0	0	0	0	0	7	32	80	0	0	0	0	8	72

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未済変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (7a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場 数 ^{注2)}	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県	1	8						8								
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県	1	4						4								
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県									4	50	2				3	49
千葉県																
東京都																
神奈川県									1	9						9
新潟県																
富山県	1	1						1								
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県									2	192	3				3	192
愛知県	1	1						1								
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県	1	1						1								
高知県																
福岡県	1	7						7								
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (7b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括-政令市別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場 数 ^{注2)}	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市	1	6						6								
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市	1	16						16								
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合 計	8	44	0	0	0	0	0	44	7	251	5	0	0	0	6	250

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (8 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括—都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの																
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設								灰の貯留施設								
	事業場数 ^{注2)}	22年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	規模未変更(e) ^{注6)}	廃止(f)	23年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	22年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	規模未変更(e) ^{注6)}	廃止(f)
北海道	21	45	4					49	8	13							13
青森県	18	52						52	1	1							1
岩手県	4	4						4									
宮城県	1	6					1	5									
秋田県	2	3						3	5	7							7
山形県	8	14					6	8	9	8	1						9
福島県	8	25					2	23	19	27							27
茨城県	36	71					2	69	13	18						1	17
栃木県	2	4					1	3	5	6							6
群馬県	2	3						3	6	6							6
埼玉県	60	143					7	136	21	41	2					1	42
千葉県	34	88					4	84	15	37							37
東京都	35	138	8	2			6	142	18	94	1	1				1	95
神奈川県	15	57						57	7	17	2						19
新潟県	18	23						23	16	21							21
富山県	7	25						25	2	5							5
石川県	4	5						5	5	6							6
福井県	10	27					1	26	5	8							8
山梨県	3	8					3	5	4	4							4
長野県	27	77					5	72		24							24
岐阜県	28	39					4	35									
静岡県	40	63					5	58	3	12						1	11
愛知県	30	53					3	50	17	22						1	21
三重県	17	34					2	32	7	9							9
滋賀県	3	9	1					10	1	2							2
京都府	5	8						8	7	11							11
大阪府	35	102						102	2	29							29
兵庫県	21	45			2		1	44	28	30	1		1				31
奈良県	16	26					3	23	6	10						1	9
和歌山県	3	4					1	3	13	16							16
鳥取県	6	12						12	10	21							21
島根県	15	25					5	20	3	3							3
岡山県	12	17						17	6	12							12
広島県	9	17					2	15	4	5							5
山口県	22	50					1	49	1	2	1						3
徳島県	16	37					6	31	6	8							8
香川県	11	16						16	7	13							13
愛媛県	7	16					2	14	2	2							2
高知県	7	9						9									
福岡県	24	47					2	45	9	16							16
佐賀県	7	13					2	11	5	5							5
長崎県	9	15						15	6	8							8
熊本県	4	6						6	2	3							3
大分県																	
宮崎県	1	1						1	1	1							1
鹿児島県																	
沖縄県	17	26						26	6	6							6

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (8b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括-政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの																	
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設								灰の貯留施設									
	事業場数 ^{注2)}	22年度末施設数 ^{注3)} (a)	新設 ^{注3)} (b)	既設 ^{注4)} (c)	瀬法から法への移行 ^{注5)} (d1)	法から瀬法への移行 ^{注5)} (d2)	規模未変更 ^{注6)} (e)	廃止 ^{注6)} (f)	23年度末施設数 ^{注3)} (a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	22年度末施設数 ^{注3)} (a)	新設 ^{注3)} (b)	既設 ^{注4)} (c)	瀬法から法への移行 ^{注5)} (d1)	法から瀬法への移行 ^{注5)} (d2)	規模未変更 ^{注6)} (e)	廃止 ^{注6)} (f)	23年度末施設数 ^{注3)} (a+b+c-f)
札幌市	1	9						9	3	8							1	7
仙台市	4	16	5					21	7	4	5							9
さいたま市	2	5						5	5	6	1							7
千葉市	5	18						18	2	11								11
横浜市	4	16						16	4	22								22
川崎市	13	34						34	5	5								5
相模原市	10	24						24		7								7
新潟市	6	9						9	2	5								5
静岡市	5	7						7	2	2								2
浜松市	4	12						12		1								1
名古屋市	5	24						24	1	4								4
京都市	8	17						17		6								6
大阪市	12	33						33		13								13
堺市	2	4					2	2	6	9								9
神戸市	4	12					1	11	2	5								5
岡山市	10	11						11	2	4								4
広島市	16	37					2	35	1	9								9
北九州市	8	31					2	29	7	59								59
福岡市	4	17						17	1	5								5
函館市																		
旭川市																		
青森市	3	3						3	2	3	1						2	2
盛岡市	1	2						2	1	1								1
秋田市	3	9						9	1	2						1		1
郡山市									2	2								2
いわき市	7	24						24										
宇都宮市	5	13						13		5								5
前橋市	1	1	1					2	2	7								7
高崎市	1	3						3	2	2								2
川越市	3	5					1	4	2	4								4
船橋市									2	2								2
柏市																		
横須賀市	3	13						13	1	5								5
富山市	4	8						8	1	1								1
金沢市	4	5						5										
長野市	4	10					1	9	1	1								1
岐阜市	4	4						4										
豊橋市		3						3	3	4								4
岡崎市	2	3						3		3						1		2
豊田市	2	4						4	4	5	2					1		6
大津市	1	3						3	1	1								1
高槻市	2	12						12		3						1		2
東大阪市		12	1					13	3	10								
姫路市	6	19						19	3	16	2	13						13
尼崎市	6	20					1	19	3	4								4
西宮市									3	3								3
奈良市	1	2						2	1	2								2
和歌山市	3	4						4	2	3								3
倉敷市	12	34						34	3	5								5
福山市	6	12						12	3	5								5
下関市																		
高松市	3	3						3	1	2								2
松山市	2	4						4										
高知市	2	2						2	1	2								2
久留米市	2	2						2	1	1								1
長崎市	4	6						6		2								2
熊本市		2						2	2	2								2
大分市	4	17						17		2								2
宮崎市		2						2	1	1								1
鹿児島市									2	3								3
合計	904	2110	20	2	2	0	0	93	2039	411	875	17	1	1	0	0	13	880

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (9 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの							廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及び PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設								
	小 計															
	事業場 数 ^{注2)}	2 2 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	規模未 満変更 (e) ^{注6)}	廃止 (f)	2 3 年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	2 2 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)
北海道	29	58	4					62	1	3	2					5
青森県	19	53						53								
岩手県	4	4						4								
宮城県	1	6					1	5								
秋田県	7	10						10								
山形県	17	22	1					17	1	26						26
福島県	27	52						50								
茨城県	49	89						86								
栃木県	7	10						9								
群馬県	8	9						9								
埼玉県	81	184	2					178								
千葉県	49	125						121								
東京都	53	232	9	3				237	1	3						3
神奈川県	22	74	2					76								
新潟県	34	44						44		1						1
富山県	9	30						30								
石川県	9	11						11								
福井県	15	35					1	34								
山梨県	7	12						9								
長野県	27	101						96								
岐阜県	28	39						35								
静岡県	43	75						69								
愛知県	47	75						71	1	1						1
三重県	24	43						41								
滋賀県	4	11	1					12								
京都府	12	19						19								
大阪府	37	131						131								
兵庫県	49	75	1		3			75								
奈良県	22	36						32								
和歌山県	16	20						19								
鳥取県	16	33						33								
島根県	18	28						23								
岡山県	18	29						29								
広島県	13	22						20	1	1						1
山口県	23	52	1					52								
徳島県	22	45						39								
香川県	18	29						29								
愛媛県	9	18						16								
高知県	7	9						9								
福岡県	33	63						61								
佐賀県	12	18						16								
長崎県	15	23						23								
熊本県	6	9						9								
大分県																
宮崎県	2	2						2								
鹿児島県																
沖縄県	23	32						32								

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (9b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括—政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの								廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設							
	小 計															
	事業場数 ^{注2)}	22年度末施設数 ^{注3)} (a)	新設 ^(b) ^{注3)}	既設 ^(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行 ^(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行 ^(d2) ^{注5)}	規模未満変更 ^(e) ^{注6)}	廃止 ^(f)	23年度末施設数 ^{注2)} (a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	22年度末施設数 ^{注3)} (a)	新設 ^(b) ^{注3)}	既設 ^(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行 ^(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行 ^(d2) ^{注5)}	廃止 ^(f)
札幌市	4	17					1	16								
仙台市	11	20	10					30								
さいたま市	7	11	1					12								
千葉市	7	29						29	1	1						1
横浜市	8	38						38	2	1	1					2
川崎市	18	39						39	1	26						26
相模原市	10	31						31								
新潟市	8	14						14								
静岡市	7	9						9								
浜松市	4	13						13								
名古屋市	6	28						28	1	1						1
京都市	8	23						23								
大阪市	12	46						46	2	5						5
堺市	8	13					2	11								
神戸市	6	17					1	16								
岡山市	12	15						15								
広島市	17	46					2	44	1	1						1
北九州市	15	90					2	88	1	14						14
福岡市	5	22						22								
函館市																
旭川市																
青森市	5	6	1				2	5								
盛岡市	2	3						3								
秋田市	4	11					1	10								
郡山市	2	2						2								
いわき市	7	24						24								
宇都宮市	5	18						18								
前橋市	3	8	1					9								
高崎市	3	5						5								
川越市	5	9					1	8								
船橋市	2	2						2								
柏市																
横須賀市	4	18						18								
富山市	5	9						9	2	2						2
金沢市	4	5						5								
長野市	5	11					1	10								
岐阜市	4	4						4								
豊橋市	3	7						7								
岡崎市	2	6					1	5								
豊田市	6	9	2				1	10	1	40						40
大津市	2	4						4								
高槻市	2	15					1	14								
東大阪市		12	1				3	10								
姫路市	8	32					3	29								
尼崎市	9	24					1	23								
西宮市	3	3						3								
奈良市	2	4						4								
和歌山市	5	7						7								
倉敷市	15	39						39								
福山市	9	17						17								
下関市																
高松市	4	5						5								
松山市	2	4						4								
高知市	3	4						4								
久留米市	3	3						3								
長崎市	4	8						8								
熊本市	2	4						4								
大分市	4	19						19								
宮崎市	1	3						3								
鹿児島市	2	3						3								
合 計	1315	2985	37	3	3	0	106	2919	17	126	3	0	0	0	1	128

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (1 0 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種別・総括一都道府県別)

	7on類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、 魔ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							下水道終末処理施設						
	事業場 数 ^{注2)}	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道								5	5					5
青森県								1	1					1
岩手県								1	1					1
宮城県	1	1						1	1	1				1
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県	3	5						5	4	4				4
栃木県	1	1						1	3	3				3
群馬県	2	3						3	2	2				2
埼玉県	3	6						6	10	10				10
千葉県	1	1						1	3	3				3
東京都									21	21				21
神奈川県	1	2						2	13	15				15
新潟県														
富山県	1	2	1				2	1	2	3				3
石川県														
福井県									1	1				1
山梨県									1	1				1
長野県	1	1						1	3	3				3
岐阜県	2	3						3	2	2				2
静岡県	2	3						3	2	2				2
愛知県	3	4						4	7	7				7
三重県									2	2				2
滋賀県	1	1						1	2	2				2
京都府									2	2				2
大阪府	1	2						2	14	14				14
兵庫県									5	5				5
奈良県									1	2			1	1
和歌山県														
鳥取県									4	4				4
島根県									1	1				1
岡山県									1	1				1
広島県	1	2						2						
山口県									1	2				2
徳島県														
香川県	1	3						3						
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県	1	2						2		1			1	
長崎県									2	2				2
熊本県														
大分県														
宮崎県									1	1				1
鹿児島県														
沖縄県	1	2						2						

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (1 0 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括一政令市別)

	700類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							下水道終末処理施設						
	事業場 数 ^{注2)}	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市								4	5				1	4
仙台市								2	2					2
さいたま市														
千葉市								2	4					4
横浜市								6	22					22
川崎市								2	5					5
相模原市	1	2					2							
新潟市	1	1					1	1	1					1
静岡市	1	2					2	3	4					4
浜松市								2	2					2
名古屋市								6	7					7
京都市								4	4					4
大阪市								8	9				1	8
堺市	1	1					1	2	2					2
神戸市								4	4					4
岡山市								1	1					1
広島市								5	7					7
北九州市	1	2					2	3	4					4
福岡市								3	3					3
函館市								1	1					1
旭川市								1	1					1
青森市														
盛岡市														
秋田市								2	2					2
郡山市								1	1					1
いわき市								1	1					1
宇都宮市														
前橋市								1	3					3
高崎市								1	1					1
川越市														
船橋市														
柏市														
横須賀市								2	2					2
富山市	1	1					1	2	2					2
金沢市	1	1					1	3	3	1				4
長野市								3	3					3
岐阜市								2	2					2
豊橋市								1	1					1
岡崎市														
豊田市														
大津市								1	1					1
高槻市								1	4					4
東大阪市								2	2					2
姫路市	1	2					2	2	2					2
尼崎市								2	2					2
西宮市								2	2					2
奈良市														
和歌山市								2	2					2
倉敷市								1	1					1
福山市								1	1					1
下関市	1	1					1							
高松市								2	2					2
松山市														
高知市	1	2					2	1	1					1
久留米市														
長崎市								1	1					1
熊本市								2	2					2
大分市														
宮崎市								2	1	1				2
鹿児島市	1	3					3	1	1					1
合 計	38	62	1	0	0	0	2	61	220	258	2	0	4	256

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注6) 「規模未済変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (1 1 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設							合 計									
	事業場数 ^{注2)}	22年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	23年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	22年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	規模未満変更(e)	廃止(f)	23年度末施設数(a+b+c-f)
北海道								43	84	6						1	89
青森県								23	70								70
岩手県	1	1						1	6	7							7
宮城県		2						2	6	17						1	16
秋田県		1						1	7	11							11
山形県								18	48	1						6	43
福島県		1						1	31	62						2	60
茨城県									60	112						3	109
栃木県	1	1						1	14	20						2	18
群馬県									13	15							15
埼玉県									100	252	4					11	245
千葉県	3	4						4	60	140						4	136
東京都									75	256	9	3				7	261
神奈川県									39	103	2						105
新潟県	4	9						9	40	73						1	72
富山県									19	49	1					7	43
石川県									9	11							11
福井県									18	41						1	40
山梨県									8	13						3	10
長野県		2						2	32	109						5	104
岐阜県									34	46						4	42
静岡県		1						1	57	304	3					9	298
愛知県	2	2						2	68	103						4	99
三重県	1	2						2	30	56						2	54
滋賀県									10	18	1						19
京都府									15	22							22
大阪府									52	147							147
兵庫県									57	86	1		3			1	86
奈良県									23	38						5	33
和歌山県									16	20						1	19
鳥取県									21	41							41
島根県		1						1	20	31						5	26
岡山県									20	31							31
広島県	1	2						2	20	33						3	30
山口県	1	1						1	29	69	1					1	69
徳島県									23	47						6	41
香川県	1	1						1	23	37	1						38
愛媛県	2	5						5	15	39	1					2	38
高知県									7	9							9
福岡県	1	1						1	36	72						2	70
佐賀県									13	21						3	18
長崎県									18	26							26
熊本県									7	10							10
大分県																	
宮崎県	1		1					1	5	1							6
鹿児島県									1	1							1
沖縄県	1	1						1	26	36							36

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (1 1 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括—政令市別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設							合 計									
	事業場数 ^{注2)}	22年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>注3)</small>	既設 ^(c) <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>注5)</small>	廃止 ^(f)	23年度末施設数 ^(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	22年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>注3)</small>	既設 ^(c) <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>注5)</small>	規模未満変更 ^(e)	廃止 ^(f)	23年度末施設数 ^(a+b+c-f)
札幌市								8	22							2	20
仙台市								13	22	10							32
さいたま市								7	11	1							12
千葉市	1	1					1	12	36								36
横浜市	2	2					2	19	68	1						2	67
川崎市								21	70								70
相模原市	1	2	1				1	2	12	35	1					1	35
新潟市		1						1	13	23							23
静岡市								13	22								22
浜松市								8	20								20
名古屋市								15	45								45
京都市								13	33								33
大阪市								22	60							1	59
堺市								13	18							2	16
神戸市								10	21							1	20
岡山市								13	16								16
広島市								24	55							2	53
北九州市		1					1	22	113							2	111
福岡市								8	25								25
函館市								1	1								1
旭川市								2	4								4
青森市								5	6	1						2	5
盛岡市								2	3								3
秋田市								8	15							1	14
郡山市								3	3								3
いわき市		1					1	10	34								34
宇都宮市	1	1					1	6	19								19
前橋市								4	11	1							12
高崎市								4	6								6
川越市								5	9							1	8
船橋市								2	2								2
柏市																	
横須賀市								6	20								20
富山市	1	1					1	11	15								15
金沢市	1	1					1	9	10	1							11
長野市								8	14							1	13
岐阜市								6	6								6
豊橋市								4	8								8
岡崎市		1						2	7							2	5
豊田市						1		8	50	2					1		51
大津市								3	5								5
高槻市								3	19							1	18
東大阪市								2	14	1						3	12
姫路市	1	1					1	15	56							3	53
尼崎市								11	26							1	25
西宮市		3					3	5	8								8
奈良市								2	4								4
和歌山市								8	10								10
倉敷市		1					1	17	45								45
福山市								10	18								18
下関市								2	2								2
高松市								6	7								7
松山市								2	4								4
高知市								5	7								7
久留米市								3	3								3
長崎市								5	9								9
熊本市								4	6								6
大分市	2	3					3	7	23								23
宮崎市								3	4	1							5
鹿児島市								4	7								7
合 計	30	58	2	0	0	0	2	58	1756	4076	52	3	3	0	0	131	4000

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 8 (1a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別 - 都道府県別)

	亜鉛回収施設												小計	
	焙焼炉		焼結炉		溶鉱炉		溶解炉		乾燥炉					
	23年度末 事業場数	23年度末 施設数	22年度末 施設数	23年度末 施設数	22年度末 施設数	23年度末 施設数	22年度末 施設数	23年度末 施設数	22年度末 施設数	23年度末 施設数	22年度末 施設数	23年度末 施設数	22年度末 施設数	
北海道														
青森県														
岩手県														
宮城県														
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県														
栃木県														
群馬県	1	1	1					1	1			2	2	
埼玉県														
千葉県														
東京都														
神奈川県														
新潟県														
富山県														
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県														
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府														
兵庫県														
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県														
岡山県														
広島県														
山口県														
徳島県														
香川県														
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県														
長崎県														
熊本県														
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県														

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を
() 内に再掲した。

表 I - 8 (1 b) 鋁山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別-政令市別)

	亜鉛回収施設												小計	
	焙焼炉		焼結炉		溶鋁炉		溶解炉		乾燥炉					
	23年度末 事業場数	23年度末 施設数	22年度末 施設数	23年度末 施設数	22年度末 施設数	23年度末 施設数	22年度末 施設数	23年度末 施設数	22年度末 施設数	23年度末 施設数	22年度末 施設数	23年度末 施設数	22年度末 施設数	
札幌市														
仙台市														
さいたま市														
千葉市														
横浜市														
川崎市														
相模原市														
新潟市														
静岡市														
浜松市														
名古屋市														
京都市														
大阪市														
堺市														
神戸市														
岡山市														
広島市														
北九州市														
福岡市														
函館市														
旭川市														
青森市														
盛岡市														
秋田市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市														
前橋市														
高崎市														
川崎市														
船橋市														
柏市														
横須賀市														
富山市														
金沢市														
長野市														
岐阜市														
豊橋市														
岡崎市														
豊田市														
大津市														
高槻市														
東大阪市														
姫路市														
尼崎市														
西宮市														
奈良市														
和歌山市														
倉敷市														
福山市														
下関市														
高松市														
松山市														
高知市														
久留米市														
長崎市														
熊本市														
大分市														
宮崎市														
鹿児島市														
合計	1(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	2(0)	2(0)	

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鋁山保安法等関係法令施設の数を
() 内に再掲した。

表 I - 8 (2a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別-都道府県別)

	廃棄物焼却炉												
	4t/h以上		2t/h以上～ 4t/h未満		200kg/h以上～ 2t/h未満		100kg/h以上～ 200kg/h未満		50kg/h以上～ 100kg/h未満		50kg/h未満 (0.5㎡以上)		
	23年度末 事業場数	23年度末 施設数	22年度末 施設数	23年度末 施設数	22年度末 施設数	23年度末 施設数	22年度末 施設数	23年度末 施設数	22年度末 施設数	23年度末 施設数	22年度末 施設数	23年度末 施設数	22年度末 施設数
北海道	1							1	1				
青森県													
岩手県													
宮城県													
秋田県													
山形県													
福島県	1					1	2						
茨城県													
栃木県	1(1)	2(2)	2(2)										
群馬県								1	1				
埼玉県													
千葉県													
東京都	1(1)					1(1)	1(1)						
神奈川県													
新潟県													
富山県													
石川県													
福井県	2					2	2	2	2	1	1		
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県													
三重県													
滋賀県													
京都府	1(1)					1(1)	1(1)						
大阪府													
兵庫県													
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県													
広島県													
山口県													
徳島県	1					1	1						
香川県													
愛媛県	2	3	3			1	1						
高知県													
福岡県													
佐賀県													
長崎県													
熊本県													
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県	2					2	2						

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を
()内に再掲した。

表 I - 8 (2b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別一政令市別)

	廃棄物焼却炉												
	4t/h以上		2t/h以上～ 4t/h未満		200kg/h以上～ 2t/h未満		100kg/h以上～ 200kg/h未満		50kg/h以上～ 100kg/h未満		50kg/h未満 (0.5㎡以上)		
	23年度末 事業場数	23年度末 施設数	22年度末 施設数	23年度末 施設数	22年度末 施設数	23年度末 施設数	22年度末 施設数	23年度末 施設数	22年度末 施設数	23年度末 施設数	22年度末 施設数	23年度末 施設数	22年度末 施設数
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市	1					1	1						
横浜市	1(1)					1(1)	1(1)						
川崎市													
相模原市													
新潟市													
静岡市													
浜松市													
名古屋市													
京都市													
大阪市													
堺市													
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市													
福岡市													
函館市													
旭川市													
青森市													
盛岡市													
秋田市													
郡山市													
いわき市													
宇都宮市													
前橋市													
高崎市													
川越市													
船橋市													
柏市													
横須賀市													
富山市													
金沢市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市													
岡崎市													
豊田市													
大津市													
高槻市													
東大阪市													
姫路市													
尼崎市													
西宮市													
奈良市													
和歌山市													
倉敷市	1	1	1										
福山市													
下関市													
高松市													
松山市													
高知市													
久留米市													
長崎市													
熊本市													
大分市													
宮崎市													
鹿児島市													
合計	15(4)	6(2)	6(2)	0(0)	0(0)	11(3)	12(3)	4(0)	4(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を
()内に再掲した。

表 I - 8 (3a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉 小計		合 計		
	23年度末 施設数	22年度末 施設数	23年度末		22年度末
			事業場数	施設数	施設数
北海道	1	1	1	1	1
青森県					
岩手県					
宮城県					
秋田県					
山形県					
福島県	1	2	1	1	2
茨城県					
栃木県	2(2)	2(2)	1(1)	2(2)	2(2)
群馬県	1	1	1	3	3
埼玉県					
千葉県					
東京都	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
神奈川県					
新潟県					
富山県					
石川県					
福井県	5	5	2	5	5
山梨県					
長野県					
岐阜県					
静岡県					
愛知県					
三重県					
滋賀県					
京都府	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
大阪府					
兵庫県					
奈良県					
和歌山県					
鳥取県					
島根県					
岡山県					
広島県					
山口県					
徳島県	1	1	1	1	1
香川県					
愛媛県	4	4	2	4	4
高知県					
福岡県					
佐賀県					
長崎県					
熊本県					
大分県					
宮崎県					
鹿児島県					
沖縄県	2	2	2	2	2

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を
() 内に再掲した。

表 I - 8 (3 b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉 小計		合 計		
	23年度末 施設数	22年度末 施設数	23年度末		22年度末
			事業場数	施設数	施設数
札幌市					
仙台市					
さいたま市					
千葉市	1	1	1	1	1
横浜市	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
川崎市					
相模原市					
新潟市					
静岡市					
浜松市					
名古屋市					
京都市					
大阪市					
堺市					
神戸市					
岡山市					
広島市					
北九州市					
福岡市					
函館市					
旭川市					
青森市					
盛岡市					
秋田市					
郡山市					
いわき市					
宇都宮市					
前橋市					
高崎市					
川崎市					
船橋市					
柏市					
横須賀市					
富山市					
金沢市					
長野市					
岐阜市					
豊橋市					
岡崎市					
豊田市					
大津市					
高槻市					
東大阪市					
姫路市					
尼崎市					
西宮市					
奈良市					
和歌山市					
倉敷市	1	1	1	1	1
福山市					
下関市					
高松市					
松山市					
高知市					
久留米市					
長崎市					
熊本市					
大分市					
宮崎市					
鹿児島市					
合 計	22(5)	23(5)	16(4)	24(5)	25(5)

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を () 内に再掲した。

表 I - 9 (1 a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別—都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの									水質基準対象施設 を設置する工場 又は事業場から 排出される 水の処理施設			合 計		
	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設			灰の貯留施設			小 計								
	23年度末		22年度末	23年度末		22年度末	23年度末		22年度末	23年度末		22年度末	23年度末		22年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県										1	1	1	1	1	1
山形県															
福島県	1	1	3				1	1	3				1	1	3
茨城県															
栃木県	1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	2(2)	2(2)	2(2)
群馬県	1	2	2				1	2	2				1	2	2
埼玉県															
千葉県															
東京都	1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県	2	3	3				2	3	3				2	3	3
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表 I - 9 (1b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別—政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの									水質基準対象施設 を設置する工場 又は事業場から 排出される 水の処理施設			合 計		
	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設			灰の貯留施設			小計								
	23年度末		22年度末	23年度末		22年度末	23年度末		22年度末	23年度末		22年度末	23年度末		22年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市	1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)
川崎市															
相模原市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
函館市															
旭川市															
青森市															
盛岡市															
秋田市															
郡山市															
いわき市															
宇都宮市															
前橋市															
高崎市															
川崎市															
船橋市															
柏市															
横須賀市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
大津市															
高槻市															
東大阪市															
姫路市															
尼崎市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
倉敷市															
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
熊本市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
合 計	7(3)	9(3)	11(3)	0(0)	0(0)	0(0)	7(3)	9(3)	11(3)	2(1)	2(1)	2(1)	9(4)	11(4)	13(4)

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表 I - 10 (1a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉			亜鉛回収施設							
	23年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	23年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一		焙焼炉			焼結炉			
						法施行前設置(b) ^{注2)}	法施行後設置(c) ^{注3)}	23年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	23年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	
北海道	1	1		3	3									
青森県				1	1							1		1
岩手県														
宮城県				2	2									
秋田県														
山形県														
福島県								2	2					
茨城県	2	2		5	5			2	1	1				
栃木県				2	2									
群馬県				1	1									
埼玉県				5	4	1								
千葉県	3	3												
東京都				3	3									
神奈川県				1	1									
新潟県				3	3									
富山県				1	1									
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県	3	3		14	11		3	1	1					
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府				4	3		1							
兵庫県	1	1		1	1									
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県				4	4									
岡山県														
広島県	2	2												
山口県				13	10		3							
徳島県														
香川県														
愛媛県								2	2					
高知県														
福岡県														
佐賀県				1	1									
長崎県														
熊本県				1	1			1		1				
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県				1	1									

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (1b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	焼結鉄の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉			亜鉛回収施設								
	23年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	23年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一		焙焼炉			焼結炉				
						法施行前設置(b) ^{注2)}	法施行後設置(c) ^{注3)}	23年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	23年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)		
札幌市				1	1										
仙台市				1						1					
さいたま市															
千葉市	2	1	1												
横浜市															
川崎市	1	1		4	4										
相模原市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市				1	1										
京都市															
大阪市				10	9	1									
堺市				5	5										
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市	3	3		6	2	1	3								
福岡市															
函館市															
旭川市															
青森市															
盛岡市															
秋田市															
郡山市															
いわき市									1	1		1	1		
宇都宮市				1		1									
前橋市															
高崎市															
川越市															
船橋市				1		1									
柏市															
横須賀市															
富山市				1		1									
金沢市															
長野市															
岐阜市				2	2										
豊橋市				1	1										
岡崎市															
豊田市															
大津市															
高槻市															
東大阪市															
姫路市				5	5				2	1	1	3			3
尼崎市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市	3	2	1	2	2				1	1					
倉敷市	4	4		6	6										
福山市	4	4													
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
熊本市															
大分市	2	2													
宮崎市															
鹿児島市															
合計	31	29	2	113	96	6	11	12	9	3	5	1	4		

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (2a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	溶鋳炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	23年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	23年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	23年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	23年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)
北海道												
青森県	1		1							2		2
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県										2	2	
茨城県										2	1	1
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県										1	1	
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県							1	1		3	3	
高知県												
福岡県	2	2					2	2		4	4	
佐賀県												
長崎県												
熊本県										1		1
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (2b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	亜鉛回収施設									小計		
	溶鋳炉			溶解炉			乾燥炉			23年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)
	23年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	23年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	23年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)			
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市				2	2					4	4	
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市							6		6	11	1	10
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市										1	1	
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	3	2	1	2	2	0	9	3	6	31	17	14

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (3a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	23年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	23年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	23年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	23年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)
北海道				15	3	12				15	3	12
青森県												
岩手県												
宮城県				1	1					1	1	
秋田県												
山形県				2	2					2	2	
福島県	1	1		25	22	3	2	2		28	25	3
茨城県	3	2	1	26	26		3	2	1	32	30	2
栃木県	3	3		56	46	10	2	1	1	61	50	11
群馬県	1	1		7	4	3	2	1	1	10	6	4
埼玉県				43	23	20	4	2	2	47	25	22
千葉県				8	5	3				8	5	3
東京都												
神奈川県												
新潟県				14	4	10				14	4	10
富山県				37	36	1				37	36	1
石川県				1	1					1	1	
福井県				15	8	7	2	1	1	17	9	8
山梨県				3	3		1	1		4	4	
長野県				13	6	7	2	1	1	15	7	8
岐阜県				3	2	1				3	2	1
静岡県	4	3	1	59	43	16	6	3	3	69	49	20
愛知県	9	5	4	112	62	50	8	4	4	129	71	58
三重県	2	2		29	22	7	2	1	1	33	25	8
滋賀県				14	8	6	2	2		16	10	6
京都府				4	2	2				4	2	2
大阪府				11	11		4	3	1	15	14	1
兵庫県	1		1	9	8	1				10	8	2
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県				2	2		1		1	3	2	1
広島県				3	3					3	3	
山口県				2	1	1	1	1		3	2	1
徳島県												
香川県	1	1		1	1					2	2	
愛媛県												
高知県												
福岡県				19	10	9	2		2	21	10	11
佐賀県				4	2	2				4	2	2
長崎県				1	1					1	1	
熊本県				24	5	19	1		1	25	5	20
大分県	1	1		1	1					2	2	
宮崎県				1	1					1	1	
鹿児島県				2	1	1				2	1	1
沖縄県												

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (3b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	アルミニウム合金製造施設									小計		
	焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			23年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)
	23年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	23年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	23年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)			
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市				3	2	1	1	1		4	3	1
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市				20	17	3				20	17	3
浜松市				1	1					1	1	
名古屋市				18	16	2				18	16	2
京都市				8	6	2	1	1		9	7	2
大阪市				2	2					2	2	
堺市				6	6		1	1		7	7	
神戸市												
岡山市												
広島市				2	1	1	1	1		3	2	1
北九州市	1		1	3	2	1				4	2	2
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市				1	1					1	1	
郡山市												
いわき市				1		1				1		1
宇都宮市												
前橋市				3	2	1				3	2	1
高崎市												
川越市				1	1					1	1	
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市				6		6	2		2	8		8
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市				5	4	1				5	4	1
岡崎市				2	1	1				2	1	1
豊田市				29	15	14	3		3	32	15	17
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市	2	2		14	14					16	16	
尼崎市												
西宮市												
奈良市				1		1				1		1
和歌山市												
倉敷市				8	8					8	8	
福山市												
下関市				12	12					12	12	
高松市				1	1					1	1	
松山市												
高知市												
久留米市				3		3				3		3
長崎市												
熊本市												
大分市				2	2					2	2	
宮崎市												
鹿児島市				1	1					1	1	
合計	29	21	8	720	491	229	54	29	25	803	541	262

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (4a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満			
	23年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		23年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		23年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一	
			法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}			法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}			法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}
北海道	18	10		8	26	19	2	5	115	86	2	27
青森県	10	5	1	4	22	10	5	7	31	22	3	6
岩手県	2	2			20	14	1	5	24	17	1	6
宮城県	18	6		12	32	27		5	29	29		
秋田県	3	1		2	13	11		2	47	31	3	13
山形県	7	5	1	1	12	5	1	6	26	13	3	10
福島県	5	3		2	30	27		3	51	38	2	11
茨城県	28	15	2	11	68	48	4	16	69	49	8	12
栃木県	10	8		2	29	19	2	8	44	37	3	4
群馬県	13	12		1	25	25			40	31	1	8
埼玉県	42	27		15	79	76		3	85	76	1	8
千葉県	46	29	1	16	77	54	5	18	67	48	4	15
東京都	105	64	8	33	49	28	1	20	46	38	5	3
神奈川県	34	25		9	28	26	1	1	30	21	5	4
新潟県	8	6		2	55	43	3	9	59	41	5	13
富山県	5			5	16	13		3	18	11		7
石川県					12	10		2	25	21		4
福井県	6	5		1	15	14		1	29	19	4	6
山梨県	3	3			20	13		7	24	19		5
長野県	7	4	3		28	28			66	40	14	12
岐阜県	2	2			31	14	4	13	68	44	12	12
静岡県	28	9	11	8	43	20	15	8	81	54	16	11
愛知県	43	29	4	10	49	39	3	7	90	70	6	14
三重県	17	12		5	34	24	2	8	59	49	3	7
滋賀県	6	3		3	21	18		3	38	26	1	11
京都府	6	2		4	13	9	4		29	22	3	4
大阪府	35	23		12	40	28	2	10	43	33	3	7
兵庫県	19	14		5	35	32	1	2	71	57	5	9
奈良県	6	5		1	23	17		6	40	35		5
和歌山県					12	6	3	3	34	25	3	6
鳥取県	5	3	2		6	1	3	2	35	25	6	4
島根県	2			2	10	3		7	26	13	8	5
岡山県	4	4			15	13		2	46	39	4	3
広島県	9	3		6	20	18		2	50	38	6	6
山口県	10	8		2	25	17	1	7	45	37	2	6
徳島県	1			1	25	20		5	51	35	6	10
香川県	7	4		3	8	6		2	28	26		2
愛媛県	13	8	5		19	6	10	3	53	37	12	4
高知県					11	5	2	4	28	20	4	4
福岡県	12	7		5	29	24		5	51	36	5	10
佐賀県	4			4	13	11		2	44	33	3	8
長崎県	8	2	3	3	15	10		5	59	35	8	16
熊本県	2	2			25	14	7	4	37	28	3	6
大分県	3	1	2		13	11	2		19	18	1	
宮崎県	9	5	1	3	8	8			18	13	1	4
鹿児島県					24	16	2	6	48	33	1	14
沖縄県	8	2		6	18	13	2	3	32	12	1	19

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (4b)

大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法一政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満			
	23年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		23年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		23年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一	
			法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}			法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}			法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}
札幌市	9	4	3	2	8	5	1	2	1		1	
仙台市	13	6		7	7	3		4	3	1		2
さいたま市	13	11		2	3	2	1		5	5		
千葉市	13	7	2	4	3	3			5	3		2
横浜市	27	18	4	5	4	3	1		7	5		2
川崎市	24	15		9	6	3	3		16	10		6
相模原市	7	4		3	1	1			9	9		
新潟市	12	8		4	10	5	2	3	16	11	1	4
静岡市	6		4	2	3		3		8		8	
浜松市	8	4		4	11	9	1	1	21	19		2
名古屋市	19	12	2	5	1	1			3	1		2
京都市	21	12	3	6	1	1			10	5	2	3
大阪市	26	17	4	5	7	5	2		9	6	2	1
堺市	15	9		6	2			2	5	2		3
神戸市	15	13		2	3	2		1	2	2		
岡山市	8	4	3	1	1	1			29	25	1	3
広島市	9	4		5	4	2		2	29	18	2	9
北九州市	17	11		6	3	3			17	8		9
福岡市	9	6		3	4	3		1	5	5		
函館市	3	1		2					3	3		
旭川市	2	2			2	1		1	1			1
青森市	8	4	2	2	2		2		2	2		
盛岡市	3	3			3	3			5	4		1
秋田市	3			3	3	1		2	6	6		
郡山市	4	4			2	1		1	1	1		
いわき市	13	8	3	2	6	2	2	2	6	4	1	1
宇都宮市	7	2	5		4	4			5	2	1	2
前橋市	3	3			4	2		2	4	3		1
高崎市	3	3			2	1		1	5	3	2	
川越市	2			2	3	2	1		2	1		1
船橋市	8		8		2		2		1			1
柏市	5		3	2	3		3		2		2	
横須賀市	5	4		1	3	3			1	1		
富山市	3		1	2					10		8	2
金沢市	5	3		2	4	1		3	6	3	1	2
長野市	3	3			1			1	10	9		1
岐阜市	5	5			6	5	1		4	4		
豊橋市	3	1	2		4	2		2	4	2	1	1
岡崎市	7	5		2					5	4	1	
豊田市	4		1	3	3	1		2	3	2		1
大津市					7	5	1	1	3	2		1
高槻市	5	5			2	1	1		2	2		
東大阪市	8	1	5	2	4		1	3				
姫路市	11	4		7	9	5		4	6	4		2
尼崎市	7	3	1	3	3	1		2	3	3		
西宮市	7	7			1	1			1	1		
奈良市	4	4							4	4		
和歌山市	6	6			4	3		1	10	9		1
倉敷市	11	8		3	12	9		3	19	17	1	1
福山市	4			4	6	6			14	13		1
下関市	2	1		1	1	1			8	6		2
高松市	5	2		3					8	7		1
松山市	8	5		3	3	2	1		12	6		6
高知市	3		3		1	1			3	2		1
久留米市	3	3							4	3	1	
長崎市	4	4							3	2		1
熊本市	4	4			1	1			6	5		1
大分市	9	5	1	3	2	1		1	15	9	2	4
宮崎市	3			3	1	1			1			1
鹿児島市	4	2		2	2		2		13	7		6
合計	1107	658	104	345	1439	1032	119	288	2569	1871	225	473

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (5a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	100kg/h以上～200kg/h未満				50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満 (0.5㎡以上)			
	23年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		23年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		23年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一	
			法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}			法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}			法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}
北海道	80	29	1	50	19	13		6	11	3		8
青森県	53	20	1	32	8	3		5	8	4	2	2
岩手県	69	24	11	34	11	6	2	3	2	2		
宮城県	51	49		2	10	10			5	5		
秋田県	21	10		11	1	1			5	5		
山形県	59	19		40	5	3		2	6	4		2
福島県	17	13		4	14	9		5	9	8		1
茨城県	197	54	2	141	30	15		15	9	4	1	4
栃木県	70	39		31	24	10		14	8	5		3
群馬県	29	15		14	15	4		11	2			2
埼玉県	31	21	2	8	74	24		50	13	7		6
千葉県	138	47		91	29	16		13	16	6		10
東京都	52	32		20	53	27		26	20	12		8
神奈川県	32	19	1	12	15	8	1	6	4	3		1
新潟県	65	25		40	23	14		9	19	16		3
富山県	36	22		14	8	7		1	3	1		2
石川県	43	23	1	19	6	5		1	1	1		
福井県	44	21		23	9	9			6	4		2
山梨県	26	11		15	8	6		2	6	5		1
長野県	52	24	4	24	12	7		5	5	4		1
岐阜県	85	79	3	3	47	41		6	9	7	2	
静岡県	100	61	1	38	35	21		14	22	10		12
愛知県	54	32		22	24	12		12	7	3		4
三重県	80	44		36	23	15		8	9	5		4
滋賀県	37	27		10	12	10		2	9	8		1
京都府	34	16		18	6	5		1				
大阪府	21	12		9	8	7	1		6	4		2
兵庫県	110	76		34	31	20		11	8	7		1
奈良県	106	39		67	16	7		9	3	2		1
和歌山県	32	15		17	8	7		1	5	3		2
鳥取県	41	19	3	19	6	6			2	1		1
島根県	28	10	4	14	4	1		3	8	3	3	2
岡山県	54	22		32	4	3		1	6	5		1
広島県	52	31		21	16	8		8	13	8		5
山口県	50	32		18	21	21			9	6		3
徳島県	77	35		42	10	8		2	2	2		
香川県	62	21		41	15	13		2	6	4		2
愛媛県	73	25	6	42	27	13		14	15	6		9
高知県	66	36		30	15	11		4	4	3		1
福岡県	88	50		38	32	30		2	13	12		1
佐賀県	40	22		18	8	5		3	4	1		3
長崎県	32	15		17	4	2		2	4	2		2
熊本県	40	3	6	31	7	5	1	1	8	6		2
大分県	17	7	6	4	8	7	1		3	3		
宮崎県	32	8		24	2	1		1				
鹿児島県	72	31		41	13	8		5	7	6		1
沖縄県	28	5	1	22	10	1		9	5	1		4

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (5b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	100kg/h以上～200kg/h未満				50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満 (0.5㎡以上)			
	23年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一		23年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一		23年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一	
			法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}			法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}			法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}
札幌市	4	1		3	2	2			2	2		
仙台市	8	6		2	1			1				
さいたま市	2	2			4	3		1	3	2		1
千葉市	17	9		8	9	6		3	3			3
横浜市	11	10		1	27	24		3	5	5		
川崎市	1	1			4			4	3	3		
相模原市	3	3			2	1		1				
新潟市	19	10		9	9	8		1	2	2		
静岡市	22	14	3	5	11	5	4	2	4	4		
浜松市	18	13		5	1	1			1	1		
名古屋市	16	4	7	5	8	1	4	3	6	1	2	3
京都市	15	13		2	14	14			2	2		
大阪市	4	2		2	7	6		1				
堺市	12	6		6	6	6			1	1		
神戸市	12	8		4	3	2		1	1	1		
岡山市	15	9		6	2	2			2			2
広島市	12	10		2	1	1			2	1		1
北九州市	12	9		3					3	1		2
福岡市	5	2		3								
函館市	3	1		2								
旭川市	4	2		2					3			3
青森市	13			13	3			3	4	1		3
盛岡市	10	7		3	2	2			3	1		2
秋田市	3	2		1					1	1		
郡山市	6	5		1	4	2			2			
いわき市	2	2			2				2			
宇都宮市	5			5	1	1			1			1
前橋市	15	4	1	10	3	2		1				
高崎市	7	2		5	7	2		5	3			3
川越市	2	1		1	2	1		1				
船橋市	3		3		3		2	1				
柏市	5	1	1	3	2	2						
横須賀市	2			2	1			1	5			5
富山市	15		5	10	7		2	5	2		1	1
金沢市	8	4		4	6	4		2	1	1		
長野市	6	2		4								
岐阜市	6	4		2	2	2			1	1		
豊橋市	4	2		2	1	1						
岡崎市	6	6			6	5		1				
豊田市	4	3		1	2			2				
大津市	5	2		3								
高槻市	5	2	1	2								
東大阪市	2		2		2		1	1				
姫路市	10	9		1	5	4		1	1	1		
尼崎市	2	2			3	3						
西宮市									2	2		
奈良市	12	8		4	4	3		1	2	1		1
和歌山市	10	9		1	4	2		2	6	5		1
倉敷市	5	5			2	1		1	2			2
福山市	30	20		10	3	3						
下関市	4	2		2					1	1		
高松市	9	5		4	2	1		1				
松山市	13	9		4	1	1						
高知市	18	6		12	2	1		1				
久留米市	5	2		3	6	6						
長崎市	6	3		3	4	4						
熊本市	9	6		3					1	1		
大分市	7	1		6	1	1			4	2	1	1
宮崎市	8	4		4	1			1	1			1
鹿児島市	11	5		6	3	2		1	1			1
合計	3184	1570	76	1538	994	623	19	352	430	261	12	157

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (6a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	廃棄物焼却炉				合計			
	小計							
	23年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		23年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一	
		法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}			法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}	
北海道	269	160	5	104	288	167	5	116
青森県	132	64	12	56	135	65	12	58
岩手県	128	65	15	48	128	65	15	48
宮城県	145	126		19	148	129		19
秋田県	90	59	3	28	90	59	3	28
山形県	115	49	5	61	117	51	5	61
福島県	126	98	2	26	156	125	2	29
茨城県	401	185	17	199	442	223	17	202
栃木県	185	118	5	62	248	170	5	73
群馬県	124	87	1	36	135	94	1	40
埼玉県	324	231	3	90	376	260	4	112
千葉県	373	200	10	163	384	208	10	166
東京都	325	201	14	110	328	204	14	110
神奈川県	143	102	8	33	144	103	8	33
新潟県	229	145	8	76	246	152	8	86
富山県	86	54		32	124	91		33
石川県	87	60	1	26	88	61	1	26
福井県	109	72	4	33	126	81	4	41
山梨県	87	57		30	91	61		30
長野県	170	107	21	42	185	114	21	50
岐阜県	242	187	21	34	245	189	21	35
静岡県	309	175	43	91	378	224	43	111
愛知県	267	185	13	69	414	271	13	130
三重県	222	149	5	68	255	174	5	76
滋賀県	123	92	1	30	139	102	1	36
京都府	88	54	7	27	92	56	7	29
大阪府	153	107	6	40	172	124	6	42
兵庫県	274	206	6	62	286	216	6	64
奈良県	194	105		89	194	105		89
和歌山県	91	56	6	29	91	56	6	29
鳥取県	95	55	14	26	95	55	14	26
島根県	78	30	15	33	82	34	15	33
岡山県	129	86	4	39	132	88	4	40
広島県	160	106	6	48	165	111	6	48
山口県	160	121	3	36	176	133	3	40
徳島県	166	100	6	60	166	100	6	60
香川県	126	74		52	128	76		52
愛媛県	200	95	33	72	203	98	33	72
高知県	124	75	6	43	124	75	6	43
福岡県	225	159	5	61	250	173	5	72
佐賀県	113	72	3	38	118	75	3	40
長崎県	122	66	11	45	123	67	11	45
熊本県	119	58	17	44	146	64	17	65
大分県	63	47	12	4	65	49	12	4
宮崎県	69	35	2	32	70	36	2	32
鹿児島県	164	94	3	67	166	95	3	68
沖縄県	101	34	4	63	102	35	4	63

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (6b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	廃棄物焼却炉				合計			
	小計							
	23年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		23年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一	
		法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}			法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}	
札幌市	26	14	5	7	27	15	5	7
仙台市	32	16		16	33	16		17
さいたま市	30	25	1	4	30	25	1	4
千葉市	50	28	2	20	52	29	2	21
横浜市	81	65	5	11	85	68	5	12
川崎市	54	32	3	19	59	37	3	19
相模原市	22	18		4	22	18		4
新潟市	68	44	3	21	68	44	3	21
静岡市	54	23	22	9	74	40	22	12
浜松市	60	47	1	12	61	48	1	12
名古屋市	53	20	15	18	72	37	15	20
京都市	63	47	5	11	72	54	5	13
大阪市	53	36	8	9	65	47	9	9
堺市	41	24		17	53	36		17
神戸市	36	28		8	36	28		8
岡山市	57	41	4	12	57	41	4	12
広島市	57	36	2	19	60	38	2	20
北九州市	52	32		20	65	39	1	25
福岡市	23	16		7	23	16		7
函館市	9	5		4	9	5		4
旭川市	12	5		7	12	5		7
青森市	32	7	4	21	32	7	4	21
盛岡市	26	20		6	26	20		6
秋田市	16	10		6	17	11		6
郡山市	17	13		4	17	13		4
いわき市	29	16	6	7	34	20	6	8
宇都宮市	23	9	6	8	24	9	7	8
前橋市	29	14	1	14	32	16	1	15
高崎市	27	11	2	14	27	11	2	14
川越市	11	5	1	5	12	6	1	5
船橋市	17		15	2	18		16	2
柏市	17	3	9	5	17	3	9	5
横須賀市	17	8		9	17	8		9
富山市	37		17	20	46		18	28
金沢市	30	16	1	13	30	16	1	13
長野市	20	14		6	20	14		6
岐阜市	24	21	1	2	26	23	1	2
豊橋市	16	8	3	5	22	13	3	6
岡崎市	24	20	1	3	26	21	1	4
豊田市	16	6	1	9	48	21	1	26
大津市	15	9	1	5	15	9	1	5
高槻市	14	10	2	2	14	10	2	2
東大阪市	16	1	9	6	16	1	9	6
姫路市	42	27		15	74	49		25
尼崎市	18	12	1	5	18	12	1	5
西宮市	11	11			11	11		
奈良市	26	20		6	27	20		7
和歌山市	40	34		6	46	39		7
倉敷市	51	40	1	10	69	58	1	10
福山市	57	42		15	61	46		15
下関市	16	11		5	28	23		5
高松市	24	15		9	25	16		9
松山市	37	23	1	13	37	23	1	13
高知市	27	10	3	14	27	10	3	14
久留米市	18	14	1	3	21	14	1	6
長崎市	17	13		4	17	13		4
熊本市	21	17		4	21	17		4
大分市	38	19	4	15	42	23	4	15
宮崎市	15	5		10	15	5		10
鹿児島市	34	16	2	16	35	17	2	16
合計	9723	6015	555	3153	10701	6698	561	3442

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (7a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉				垂鉛回収施設						
	23年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	23年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		焙焼炉			焼結炉			
						法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}	23年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	23年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	
北海道														
青森県														
岩手県														
宮城県														
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県														
栃木県														
群馬県								1		1				
埼玉県														
千葉県														
東京都														
神奈川県														
新潟県														
富山県														
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県														
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府														
兵庫県														
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県														
岡山県														
広島県														
山口県														
徳島県														
香川県														
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県														
長崎県														
熊本県														
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県														

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であつて、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (7b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一政令市別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉					亜鉛回収施設							
	23年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	23年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		焙焼炉			焼結炉					
						法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}	23年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	23年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)			
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (8a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	23年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	23年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	23年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	23年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県				1		1				2		2
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (8b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 政令市別)

	亜鉛回収施設											
	溶鋳炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	23年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	23年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	23年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	23年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0	2

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (9a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	23年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	23年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	23年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	23年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (9b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	熔焼炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	23年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	23年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	23年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	23年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (10a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉												
	4t/h以上			2t/h以上～4t/h未満			200kg/h以上～2t/h未満			100kg/h以上～200kg/h未満			
	23年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) <small>注1)</small>	別表第一 法施行 前設置 (b) <small>注2)</small>	法施行 後設置 (c) <small>注3)</small>	23年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) <small>注1)</small>	別表第一 法施行 前設置 (b) <small>注2)</small>	法施行 後設置 (c) <small>注3)</small>	23年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) <small>注1)</small>	別表第一 法施行 前設置 (b) <small>注2)</small>	法施行 後設置 (c) <small>注3)</small>	
北海道											1	1	
青森県													
岩手県													
宮城県													
秋田県													
山形県													
福島県								1	1				
茨城県													
栃木県	2	2											
群馬県											1	1	
埼玉県													
千葉県													
東京都								1			1		
神奈川県													
新潟県													
富山県													
石川県													
福井県								2	2				
山梨県											2		2
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県													
三重県													
滋賀県													
京都府								1	1				
大阪府													
兵庫県													
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県													
広島県													
山口県													
徳島県								1	1				
香川県													
愛媛県	3	3						1			1		
高知県													
福岡県													
佐賀県													
長崎県													
熊本県													
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県								2			2		

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (10b)

大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉															
	4t/h以上			2t/h以上～4t/h未満			200kg/h以上～2t/h未満			100kg/h以上～200kg/h未満						
	23年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}	23年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}	23年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}	23年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市								1		1						
横浜市								1				1				
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市	1	1														
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	6	6	0	0	0	0	0	0	11	5	3	3	4	2	0	2

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (11a)

大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉									合計						
	50kg/h以上～100kg/h未満			50kg/h未満 (0.5㎡以上)			小計			23年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}			
	23年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}	23年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}	23年度未施設数 (a+b+c)					附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}
北海道								1	1				1	1		
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県								1	1				1	1		
茨城県																
栃木県								2	2				2	2		
群馬県								1	1				3	1		2
埼玉県																
千葉県																
東京都								1			1		1			1
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県	1				1			5	2		3		5	2		3
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府								1	1				1	1		
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県								1	1				1	1		
香川県																
愛媛県								4	3		1		4	3		1
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県								2			2		2			2

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (11b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種別・鉱山保安法等関係法令施設 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉									合計							
	50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満 (0.5㎡以上)				小計			23年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}		
	23年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}	23年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}	23年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}					別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}	
札幌市																	
仙台市																	
さいたま市																	
千葉市									1			1			1		1
横浜市									1					1			1
川崎市																	
相模原市																	
新潟市																	
静岡市																	
浜松市																	
名古屋市																	
京都市																	
大阪市																	
堺市																	
神戸市																	
岡山市																	
広島市																	
北九州市																	
福岡市																	
函館市																	
旭川市																	
青森市																	
盛岡市																	
秋田市																	
郡山市																	
いわき市																	
宇都宮市																	
前橋市																	
高崎市																	
川越市																	
船橋市																	
柏市																	
横須賀市																	
富山市																	
金沢市																	
長野市																	
岐阜市																	
豊橋市																	
岡崎市																	
豊田市																	
大津市																	
高槻市																	
東大阪市																	
姫路市																	
尼崎市																	
西宮市																	
奈良市																	
和歌山市																	
倉敷市									1	1				1	1		
福山市																	
下関市																	
高松市																	
松山市																	
高知市																	
久留米市																	
長崎市																	
熊本市																	
大分市																	
宮崎市																	
鹿児島市																	
合計	1	0	0	1	0	0	0	0	22	13	3	6	24	13	3	8	

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 1 1 適用除外等の状況（大気関係・水質関係 - 全国）

（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

	大気関係	水質関係
法第35条第2項に基づく通知受理件数	3	3
法第36条第2項に基づく要求件数	0	0

表 - 1 2 その他の届出等の状況（大気関係・水質関係 - 全国）

（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

	大気関係	水質関係
法第14条第1項に基づく届出件数 ^{注1)}	159	44
法第18条に基づく届出件数 ^{注2)}	686	209
瀬戸内海法第8条第1項（第4項）に基づく許可（届出）件数 ^{注3)}	-	31
瀬戸内海法第9条に基づく届出件数 ^{注4)}	-	27

注1) 規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数。

注2) 使用廃止以外の変更届出の件数。

注3) 規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可（届出）件数。

注4) 使用廃止以外の変更届出の件数。

表 I - 1 3 適用除外等の状況
(都道府県別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設	
	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数
北海道				
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県	2		2	
茨城県				
栃木県				
群馬県				
埼玉県				
千葉県				
東京都				
神奈川県				
新潟県				
富山県				
石川県				
福井県				
山梨県				
長野県				
岐阜県				
静岡県				
愛知県				
三重県				
滋賀県				
京都府				
大阪府				
兵庫県				
奈良県				
和歌山県				
鳥取県				
島根県				
岡山県				
広島県				
山口県				
徳島県				
香川県				
愛媛県	1			
高知県				
福岡県				
佐賀県				
長崎県				
熊本県				
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県				

(政令市別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設	
	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数
札幌市				
仙台市				
さいたま市				
千葉市			1	
横浜市				
川崎市				
相模原市				
新潟市				
静岡市				
浜松市				
名古屋市				
京都市				
大阪市				
堺市				
神戸市				
岡山市				
広島市				
北九州市				
福岡市				
函館市				
旭川市				
青森市				
盛岡市				
秋田市				
郡山市				
いわき市				
宇都宮市				
前橋市				
高崎市				
川越市				
船橋市				
柏市				
横須賀市				
富山市				
金沢市				
長野市				
岐阜市				
豊橋市				
岡崎市				
豊田市				
大津市				
高槻市				
東大阪市				
姫路市				
尼崎市				
西宮市				
奈良市				
和歌山市				
倉敷市				
福山市				
下関市				
高松市				
松山市				
高知市				
久留米市				
長崎市				
熊本市				
大分市				
宮崎市				
鹿児島市				
合計	3	0	3	0

表 I - 1 4 (1 a) その他の届出等の状況

(法・瀬戸内海法別—都道府県別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設			
	法		法		瀬戸内海法	
	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 注2)	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 注2)	8条変更 その他 ^{注3)}	9条変更 注2)
北海道	6	15	2	9		
青森県	2	6	1	3		
岩手県	2	1				
宮城県					1	
秋田県		1				
山形県	1	6				
福島県		10	3	4		
茨城県	3	22	1	7		
栃木県	2	13		2		
群馬県	5	11				
埼玉県	3	10	5	5		
千葉県	9	50	1	7		
東京都	3	40	3	30		
神奈川県	1	3	1			
新潟県	4	9	1	3		
富山県	2	13	1	7		
石川県	4	5				
福井県	2	16		13		
山梨県		6		4		
長野県		5				
岐阜県	3	16	2	2		
静岡県	9	25	3	8		
愛知県	2	44		3		
三重県	12	17	3	2		
滋賀県	1	8		1		
京都府	5	10		1		
大阪府	1	13		2		
兵庫県	3	32	1	5	1	
奈良県	1	6				
和歌山県		3				
鳥取県	6	3				
島根県		9		5		
岡山県	9	8				
広島県	3	14	1	1	15	1
山口県		4		1	1	
徳島県		9		2		2
香川県	4	7	3	1		2
愛媛県	4	13			5	19
高知県						
福岡県	4	10	3	2		
佐賀県	2	1		1		
長崎県						
熊本県	1	37		1		
大分県						
宮崎県	1	2		1		
鹿児島県	2	10				
沖縄県		1				

注1) 法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。

注2) 法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。

注3) 瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可(届出)件数を計上した。

表 I - 1 4 (1 b) その他の届出等の状況

(法・瀬戸内海法別—政令市別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設			
	法		法		瀬戸内海法	
	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 注2)	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 注2)	8条変更 注3)	9条変更 注2)
札幌市						
仙台市						
さいたま市		1	3		1	
千葉市		1	1			
横浜市		2	8		3	
川崎市			9		10	
相模原市			2		1	
新潟市		1	1	1	1	
静岡市		4		1		
浜松市			3		1	
名古屋市			6	2	6	
京都市			2			
大阪市			6		15	1
堺市		2	4		5	1
神戸市			1			
岡山市			4			
広島市		2	5		1	
北九州市		2	5			1
福岡市						
函館市			4		1	
旭川市			1			
青森市			3		1	
盛岡市		3	2			
秋田市			2		1	
郡山市			1			
いわき市		3	5		3	
宇都宮市						
前橋市			8			
高崎市		1	4			
川越市			2			
船橋市						
柏市						
横須賀市		5	3	3		
富山市						
金沢市		1				
長野市			3		3	
岐阜市		1	1			
豊橋市						
岡崎市						
豊田市		1	2			
大津市						
高槻市			11		16	
東大阪市						
姫路市			10	1	4	2
尼崎市			1			
西宮市						
奈良市						
和歌山市			4			4
倉敷市		2	1			2
福山市		4	5			
下関市			1			
高松市						
松山市			3			
高知市		1				
久留米市			2	1	1	
長崎市						
熊本市						
大分市			3			
宮崎市					1	
鹿児島市						
合 計	159	686	44	209	31	27

注1) 法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。

注2) 法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。

注3) 瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可(届出)件数を計上した。

表Ⅱ－１ 報告徴収及び立入検査等件数（大気関係・水質関係－全国）

（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

	大気関係	水質関係
法第34条第1項に基づく報告徴収件数	70	11
法第34条第1項に基づく立入検査件数	4,860	716
法第34条第1項の立入検査に伴う測定件数	587	148

表Ⅱ－２（１） 命令、指導及び罰則適用件数（大気関係－全国）

（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

	件数	大気関係					その他
		排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注3)}		
		基準超過判明の端緒 ^{注2)}		行政			
		設置者による測定					
法第15条に基づく計画変更命令件数	0	—	—	—	—	0	
法第15条に基づく計画廃止命令件数	0	—	—	—	—	0	
法第16条に基づく計画変更命令件数	0	—	—	—	—	0	
法第16条に基づく計画廃止命令件数	0	—	—	—	—	0	
法第22条第1項に基づく改善命令件数	11	11	2	9	0	0	
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	9	9	2	7	0	0	
法第23条第3項に基づく措置命令件数	0	—	—	—	—	0	
口頭指導件数 ^{注1)}	1,005	29	20	9	568	408	
文書指導件数 ^{注1)}	1,025	35	14	21	917	73	
罰則適用件数	0	—	—	—	—	—	

注1) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注2) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注3) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表Ⅱ－２（２） 命令、指導及び罰則適用件数（水質関係－全国）

（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

	水質関係					
	件数	排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注3)}	その他
		基準超過判明の端緒 ^{注2)}		行政		
		設置者による測定				
法第15条に基づく計画変更命令件数	0	—	—	—	—	0
法第15条に基づく計画廃止命令件数	0	—	—	—	—	0
法第22条第1項に基づく改善命令件数	0	0	0	0	0	0
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	0	0	0	0	0	0
法第23条第3項に基づく措置命令件数	0	—	—	—	—	0
瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数	0	0	0	0	0	0
口頭指導件数 ^{注1)}	51	0	0	0	12	39
文書指導件数 ^{注1)}	52	1	1	0	47	4
罰則適用件数	0	—	—	—	—	—

注1) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条）ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注2) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注3) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表Ⅱ－３ 排出基準超過施設・事業場への措置状況（大気関係・水質関係－全国）^{注1)}

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

		大気関係			水質関係		
		件数	基準超過判明の端緒 ^{注2)}		件数	基準超過判明の端緒 ^{注2)}	
			設置者による測定	行政		設置者による測定	行政
基準超過件数		61 ^{注3)}	27	34	1 ^{注4)}	1	0
措置状況	口頭指導件数	29	20	9	0	0	0
	文書指導件数	35	14	21	1	1	0
	法第22条第1項に基づく改善命令件数	11	2	9	0	0	0
	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	9	2	7	0	0	0
	法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	3	1	2	0	0	0
	その他	11 ^{注6)}	0	11	0	0	0
措置後の対応状況	基準達成	33	14	19	1	1	0
	対策実施中	19	7	12	0	0	0
	廃止	0	0	0	0	0	0
	未対応	9	6	3	0	0	0

注1) 都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において平成23年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対する年度内における措置及び対応の状況をまとめた。同一案件に係る複数回にわたる超過は1件と見なし、継続案件であっても平成24年度に入り執られた措置は含まない。

注2) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注3) 製鋼用電気炉1件、廃棄物焼却炉60件。

注4) 廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設1件。

注5) 表Ⅱ－1及び表Ⅱ－2に計上した命令、指導件数及び測定件数の一部再掲である。

注6) 全てにおいて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置が執られている。

表Ⅱ－４（１） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況

（都道府県別）

	法第34条第1項に基づく報告徴収件数	法第34条第1項に基づく立入検査件数	法第34条第1項の立入検査に伴う測定件数
北海道		82	18
青森県	6	87	5
岩手県		14	3
宮城県		4	1
秋田県		46	12
山形県	1	103	21
福島県		18	12
茨城県		119	
栃木県		90	19
群馬県		70	
埼玉県	1	368	40
千葉県		249	17
東京都		59	15
神奈川県		61	1
新潟県		14	1
富山県			
石川県		32	
福井県		251	6
山梨県		62	3
長野県		504	10
岐阜県		128	5
静岡県		91	14
愛知県		500	7
三重県	1	135	15
滋賀県		34	17
京都府		28	8
大阪府	1	65	4
兵庫県		82	4
奈良県		19	
和歌山県		2	2
鳥取県	1	52	14
島根県		40	7
岡山県		28	1
広島県		96	8
山口県		13	3
徳島県		40	5
香川県		66	14
愛媛県			
高知県			
福岡県	1	247	5
佐賀県	1	32	
長崎県		231	16
熊本県	15	22	2
大分県		18	
宮崎県		42	42
鹿児島県		7	7
沖縄県	2	8	3

（政令市別）

	法第34条第1項に基づく報告徴収件数	法第34条第1項に基づく立入検査件数	法第34条第1項の立入検査に伴う測定件数
札幌市		15	2
仙台市	14	15	7
さいたま市		28	2
千葉市		6	6
横浜市		13	14
川崎市		21	9
相模原市		13	5
新潟市		4	4
静岡市		12	5
浜松市			
名古屋市		28	10
京都市		17	8
大阪市		68	
堺市		16	8
神戸市		27	6
岡山市	3	8	
広島市		12	1
北九州市		12	9
福岡市		7	3
函館市		4	
旭川市		2	2
青森市		24	2
盛岡市	2		1
秋田市		3	2
郡山市		1	1
いわき市	3	3	3
宇都宮市		3	3
前橋市		1	
高崎市		3	
川越市		12	12
船橋市		6	6
柏市		11	2
横須賀市		8	
富山市		2	2
金沢市		1	
長野市		12	5
岐阜市		17	
豊橋市		5	5
岡崎市		24	1
豊田市		23	2
大津市		4	5
高槻市		10	
東大阪市		3	4
姫路市		27	
尼崎市			
西宮市	4	2	2
奈良市			
和歌山市		4	4
倉敷市			
福山市		16	6
下関市			
高松市		2	2
松山市			
高知市			
久留米市		14	1
長崎市	14	1	1
熊本市			
大分市		4	
宮崎市		7	7
鹿児島市		20	20
合計	70	4860	587

表Ⅱ－４（２a） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第16条に基づく計画変更命令件数	法第16条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数			設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注2)}	その他
					排出基準超過施設への措置状況		設置者による測定		
					基準超過判明の端緒 ^{注1)}	設置者による測定			
北海道									
青森県									
岩手県									
宮城県									
秋田県					1	1		1	
山形県									
福島県					1	1		1	
茨城県									
栃木県									
群馬県									
埼玉県					3	3		3	
千葉県									
東京都									
神奈川県									
新潟県									
富山県									
石川県									
福井県									
山梨県									
長野県									
岐阜県									
静岡県									
愛知県									
三重県									
滋賀県									
京都府									
大阪府									
兵庫県									
奈良県									
和歌山県									
鳥取県									
島根県									
岡山県					1	1		1	
広島県					2	2		2	
山口県									
徳島県									
香川県									
愛媛県									
高知県									
福岡県									
佐賀県									
長崎県									
熊本県									
大分県									
宮崎県									
鹿児島県									
沖縄県					2	2		2	

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－４（２b） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第16条に基づく計画変更命令件数	法第16条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数			設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
					排出基準超過施設への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}	行政		
札幌市									
仙台市									
さいたま市									
千葉市									
横浜市									
川崎市									
相模原市									
新潟市									
静岡市									
浜松市									
名古屋市									
京都市									
大阪市									
堺市									
神戸市									
岡山市									
広島市									
北九州市									
福岡市									
函館市									
旭川市									
青森市									
盛岡市									
秋田市									
郡山市									
いわき市									
宇都宮市									
前橋市									
高崎市									
川越市									
船橋市									
柏市									
横須賀市									
富山市									
金沢市									
長野市									
岐阜市									
豊橋市									
岡崎市									
豊田市									
大津市									
高槻市									
東大阪市									
姫路市									
尼崎市									
西宮市									
奈良市									
和歌山市									
倉敷市									
福山市									
下関市									
高松市									
松山市									
高知市									
久留米市									
長崎市									
熊本市									
大分市									
宮崎市					1	1		1	
鹿児島市									
合 計	0	0	0	0	11	11	2	9	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－４（３a） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数					法第23条第3項に基づく措置命令件数	
	排出基準超過施設への措置状況				設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注2)}		その他
		基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定			
設置者による測定		行政					
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県	1	1		1			
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都							
神奈川県							
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県							
長野県							
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県	1	1		1			
広島県	2	2		2			
山口県							
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県	4	4	2	2			

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－４（３b） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数					法第23条第3項に基づく措置命令件数
	排出基準超過施設への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他	
		設置者による測定	行政			
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
函館市						
旭川市						
青森市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
船橋市						
柏市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
高槻市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
熊本市						
大分市						
宮崎市	1	1		1		
鹿児島市						
合 計	9	9	2	7	0	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－４（４a） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） ^{注3）}	排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注2）}	その他	
		基準超過判明の端緒 ^{注1）}		設置者による測定			
		設置者による測定	行政				
北海道	3				1	2	
青森県	3				1	2	
岩手県	4	1		1	3		
宮城県	18				18		
秋田県							
山形県	29				10	19	
福島県	5				5		
茨城県	25				3	22	
栃木県	3				3		
群馬県	5				5		
埼玉県	60	1			1	35	24
千葉県	1					1	
東京都	71					71	
神奈川県	6					6	
新潟県	13	1		1		12	
富山県	7					7	
石川県	10					10	
福井県	23						23
山梨県	36					8	28
長野県							
岐阜県	12					12	
静岡県	49					48	1
愛知県	191					9	182
三重県	34	1		1		22	11
滋賀県	7					7	
京都府	13					3	10
大阪府	9					9	
兵庫県	29					29	
奈良県	24					5	19
和歌山県							
鳥取県							
島根県	4					4	
岡山県	14	1			1	13	
広島県	21					21	
山口県							
徳島県	39	2		2		12	25
香川県	10					10	
愛媛県	16					16	
高知県							
福岡県	48					48	
佐賀県	14	6		6		6	2
長崎県							
熊本県	9	2		2		7	
大分県	16					3	13
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県	9	7		3	4	2	

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－４（４b） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） ^{注3)}				設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他	
	排出基準超過施設への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}					
		設置者による測定	行政				
札幌市							
仙台市							
さいたま市	3					3	
千葉市							
横浜市							
川崎市	2	1		1		1	
相模原市							
新潟市							
静岡市							
浜松市							
名古屋市	3	1	1			2	
京都市							
大阪市	2					2	
堺市							
神戸市							
岡山市	8					8	
広島市	18					6	12
北九州市	3					3	
福岡市							
函館市	4						4
旭川市							
青森市	17					9	8
盛岡市	4	2		2		2	
秋田市							
郡山市							
いわき市							
宇都宮市							
前橋市	4	2	2			2	
高崎市							
川越市	1	1	1				
船橋市	3					3	
柏市							
横須賀市	3					3	
富山市							
金沢市	1					1	
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市	1						1
大津市							
高槻市							
東大阪市							
姫路市	2					2	
尼崎市	2					2	
西宮市							
奈良市	1					1	
和歌山市							
倉敷市	4					4	
福山市							
下関市							
高松市							
松山市	4					4	
高知市	12					12	
久留米市	8					8	
長崎市							
熊本市							
大分市	1					1	
宮崎市							
鹿児島市	4					4	
合 計	1005	29	20	9		568	408

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－４（５a） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） ^{注3）}					罰則適用 件数
	排出基準超過施設への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1）}		設置者による測定 結果未報告施設へ の措置状況 ^{注2）}	その他	
		設置者による測定	行政			
北海道	2					2
青森県	1	1		1		
岩手県	6				6	
宮城県						
秋田県						
山形県	5	5	2	3		
福島県						
茨城県	4	1	1		2	1
栃木県	36	1	1		23	12
群馬県						
埼玉県	4	2		2	2	
千葉県	36	1	1		35	
東京都	4				4	
神奈川県						
新潟県	1				1	
富山県						
石川県	2				2	
福井県	14	1		1	13	
山梨県	67				64	3
長野県	1				1	
岐阜県	3				3	
静岡県	7	4	2	2	3	
愛知県	2				1	1
三重県	1	1	1			
滋賀県	29				29	
京都府						
大阪府	1					1
兵庫県						
奈良県	127				127	
和歌山県						
鳥取県	14				14	
島根県	1				1	
岡山県	3				3	
広島県	2	2		2		
山口県	2	2	1	1		
徳島県	62	1	1		61	
香川県	19				19	
愛媛県	28				28	
高知県	99				99	
福岡県	58	1	1		57	
佐賀県						
長崎県	1	1		1		
熊本県						
大分県	3				3	
宮崎県						
鹿児島県	72				72	
沖縄県						

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－４（５b） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） ^{注3）}					罰則適用 件数	
	排出基準超過施設への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1）}		設置者による測定 結果未報告事業場 への措置状況 ^{注2）}	その他		
		設置者による測定	行政				
札幌市							
仙台市							
さいたま市		1		1	1		
千葉市	34				34		
横浜市							
川崎市	2	1		1	1		
相模原市							
新潟市	72				72		
静岡市	8	1		1	7		
浜松市							
名古屋市	1	1	1				
京都市							
大阪市							
堺市	34				34		
神戸市	17				17		
岡山市	41				41		
広島市	23				1	22	
北九州市	1	1		1			
福岡市							
函館市							
旭川市							
青森市	2				1	1	
盛岡市	3	1		1	1	1	
秋田市							
郡山市							
いわき市	22	1		1	21		
宇都宮市							
前橋市							
高崎市							
川越市	1	1	1				
船橋市							
柏市							
横須賀市							
富山市	1	1		1			
金沢市							
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
高槻市	2					2	
東大阪市							
姫路市	4				4		
尼崎市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市	28	1		1		27	
倉敷市	1	1		1			
福山市	4				4		
下関市							
高松市							
松山市							
高知市	5				5		
久留米市							
長崎市							
熊本市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
合 計	1025	35	14	21	917	73	0

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（１） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況
（都道府県別）

	法第34条第1項 に基づく報告徴収 件数	法第34条第1項 に基づく立入検査 件数	法第34条第1項 の立入検査に伴う 測定件数（水質基 準適用事業場）
北海道			20
青森県			20
岩手県			2
宮城県			
秋田県			2
山形県			24
福島県			8
茨城県			5
栃木県			4
群馬県			5
埼玉県			71
千葉県			29
東京都			61
神奈川県			26
新潟県			5
富山県			
石川県			8
福井県			20
山梨県			4
長野県			
岐阜県			32
静岡県			8
愛知県			86
三重県			16
滋賀県			1
京都府			3
大阪府			9
兵庫県			23
奈良県			
和歌山県			
鳥取県			1
島根県			19
岡山県			6
広島県			12
山口県			2
徳島県			
香川県			11
愛媛県			
高知県			
福岡県			35
佐賀県			3
長崎県			1
熊本県			1
大分県			
宮崎県			8
鹿児島県			
沖縄県			2

（政令市別）

	法第34条第1項 に基づく報告徴収 件数	法第34条第1項 に基づく立入検査 件数	法第34条第1項 の立入検査に伴う 測定件数（水質基 準適用事業場）
札幌市			1
仙台市	2		
さいたま市			
千葉市			2
横浜市			18
川崎市			8
相模原市			1
新潟市			1
静岡市			
浜松市			
名古屋市			5
京都市			
大阪市			
堺市			
神戸市			17
岡山市	1		2
広島市			3
北九州市			1
福岡市			
函館市			1
旭川市			2
青森市			1
盛岡市			
秋田市			1
郡山市			1
いわき市	2		2
宇都宮市			
前橋市			
高崎市			
川越市			1
船橋市			
柏市			
横須賀市			6
富山市			3
金沢市			1
長野市			
岐阜市			6
豊橋市			
岡崎市			4
豊田市			8
大津市			1
高槻市			3
東大阪市			
姫路市			
尼崎市			
西宮市	2		2
奈良市			
和歌山市			3
倉敷市			
福山市			
下関市			
高松市			1
松山市			
高知市			
久留米市			3
長崎市	4		6
熊本市			4
大分市			4
宮崎市			1
鹿児島市			1
合計	11	716	148

表Ⅱ－５（２a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
				基準超過判明の端緒 ^{注1)}			
				設置者による測定	行政		
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都							
神奈川県							
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県							
長野県							
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県							
広島県							
山口県							
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（２b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
				基準超過判明の端緒 ^{注1)}			
				設置者による測定	行政		
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市							
川崎市							
相模原市							
新潟市							
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市							
広島市							
北九州市							
福岡市							
函館市							
旭川市							
青森市							
盛岡市							
秋田市							
郡山市							
いわき市							
宇都宮市							
前橋市							
高崎市							
川越市							
船橋市							
柏市							
横須賀市							
富山市							
金沢市							
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
高槻市							
東大阪市							
姫路市							
尼崎市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
倉敷市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
熊本市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
合計	0	0	0	0	0	0	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（３a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数					設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
	排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定	行政		
		設置者による測定	行政				
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都							
神奈川県							
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県							
長野県							
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県							
広島県							
山口県							
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（３b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数					設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
	排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定	行政		
		設置者による測定	行政				
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市							
川崎市							
相模原市							
新潟市							
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市							
広島市							
北九州市							
福岡市							
函館市							
旭川市							
青森市							
盛岡市							
秋田市							
郡山市							
いわき市							
宇都宮市							
前橋市							
高崎市							
川越市							
船橋市							
柏市							
横須賀市							
富山市							
金沢市							
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
高槻市							
東大阪市							
姫路市							
尼崎市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
倉敷市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
熊本市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
合計	0	0	0	0	0	0	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（４a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第23条第3項に基づく措置命令件数	瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数				設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
		排出基準超過事業場への措置状況		基準超過判明の端緒 ^{注1)}			
		設置者による測定	行政	設置者による測定	行政		
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都							
神奈川県							
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県							
長野県							
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県							
広島県							
山口県							
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（４b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第23条第3項に基づく措置命令件数	瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数					設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
		排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定	行政		
札幌市								
仙台市								
さいたま市								
千葉市								
横浜市								
川崎市								
相模原市								
新潟市								
静岡市								
浜松市								
名古屋市								
京都市								
大阪市								
堺市								
神戸市								
岡山市								
広島市								
北九州市								
福岡市								
函館市								
旭川市								
青森市								
盛岡市								
秋田市								
郡山市								
いわき市								
宇都宮市								
前橋市								
高崎市								
川越市								
船橋市								
柏市								
横須賀市								
富山市								
金沢市								
長野市								
岐阜市								
豊橋市								
岡崎市								
豊田市								
大津市								
高槻市								
東大阪市								
姫路市								
尼崎市								
西宮市								
奈良市								
和歌山市								
倉敷市								
福山市								
下関市								
高松市								
松山市								
高知市								
久留米市								
長崎市								
熊本市								
大分市								
宮崎市								
鹿児島市								
合計	0	0	0	0	0	0	0	

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（５a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） ^{注3)}	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
		基準超過判明の端緒 ^{注1)}			
		設置者による測定	行政		
北海道	1				1
青森県					
岩手県					
宮城県					
秋田県					
山形県					
福島県	1				1
茨城県					
栃木県					
群馬県					
埼玉県					
千葉県	2				2
東京都					
神奈川県					
新潟県	2				2
富山県					
石川県					
福井県					
山梨県	1				1
長野県					
岐阜県	1				1
静岡県	3				3
愛知県	30				30
三重県					
滋賀県	1				1
京都府					
大阪府					
兵庫県	2				2
奈良県					
和歌山県					
鳥取県					
島根県					
岡山県					
広島県					
山口県					
徳島県					
香川県					
愛媛県					
高知県					
福岡県					
佐賀県					
長崎県					
熊本県					
大分県					
宮崎県					
鹿児島県					
沖縄県	1				1

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（５b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） ^{注3)}					設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
	排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定	行政		
		設置者による測定	行政				
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市							
川崎市							
相模原市							
新潟市							
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市	3						3
広島市							
北九州市							
福岡市							
函館市	1						1
旭川市							
青森市							
盛岡市							
秋田市							
郡山市							
いわき市							
宇都宮市							
前橋市							
高崎市							
川越市							
船橋市							
柏市							
横須賀市	1					1	
富山市							
金沢市							
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
高槻市							
東大阪市							
姫路市							
尼崎市	1					1	
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
倉敷市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
熊本市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
合計	51	0	0	0	0	12	39

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（６a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） ^{注3)}					罰則適用件数
	排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他	
		設置者による測定	行政			
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県	1				1	
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県	2				2	
山梨県	2				2	
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県	4				4	
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県	5				5	
徳島県						
香川県	3				2	1
愛媛県						
高知県	1				1	
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（６b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） ^{注3)}					罰則適用件数
	排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他	
		設置者による測定	行政			
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市	6				6	
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市	22				22	
静岡市						
浜松市						
名古屋市	1	1	1			
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市	2				2	
広島市	3					3
北九州市						
福岡市						
函館市						
旭川市						
青森市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川崎市						
船橋市						
柏市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
高槻市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
熊本市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
合計	52	1	1	0	47	4

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 1 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況（全国）^{注1）}

（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

大気基準適用施設	報告施設数 a	うち、 ばいじん等未 測定施設 数	ばいじん等 のみ報告 施設数 b	未報告施設数 ^{注2）}		報告対象 施設数 a+b+c+d	
				休 止 c	未測定 d		
焼結鉍の製造の用に 供する焼結炉	26	-	-	4	0	30	
製鋼用電気炉	96	-	-	11	4	111	
亜鉛回収施設 （焙焼炉、焼結炉、溶鉍 炉、溶解炉、乾燥炉）	31	-	-	0	2	33	
アルミニウム合金製造 施設 （焙焼炉、溶解炉、乾 燥炉）	697	-	-	69	27	793	
廃棄物焼却炉	4 t/h以上	982	21	1	79	33	1,095
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	1,261	13	2	123	46	1,432
	2 t/h未満 ^{注3）}	4,683	101	22	1,687	767	7,159
	小計	6,926	135	25	1,889	846	9,686
合計	7,776	135	25	1,973	879	10,653	

注1）平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象（報告期限到来前に廃止された施設を除く。）に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2）「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く稼働実績が無い「いわゆる休止状態」の施設であって、使用開始していない施設を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注3）焼却能力50 kg/h以上又は火床面積0.5 m²以上のもの。

表 - 2 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

(大気・全国)注1)

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

大気基準適用施設		報告施設数	うち、 ばいじん 等未測定 施設数	ばいじん等 のみ報告 施設数	報告期限到来 前に廃止届出 がなされた 施設数
焼結鉍の製造の用に 供する焼結炉		0	-	-	1
製鋼用電気炉		3	-	-	3
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉍 炉、溶解炉、乾燥炉)		0	-	-	1
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥 炉)		9	-	-	27
廃 棄 物 焼 却 炉	4 t/h以上	0	0	0	16
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	5	0	1	28
	2 t/h未満注2)	75	17	2	338
	小計	80	17	3	382
合計		92	17	3	414

注1) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来する前に廃止された施設を対象に、報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 - 3 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況（全国）注1）注2）注3）

（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

水質基準対象施設	報告事業場数 a	未報告事業場数 ^{注4)}		報告対象事業場数 a+b+c
		休止 b	未測定 c	
硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	25	1	1	27
カーボン法アセレンの製造の用に供するアセレン洗浄施設	4	1	0	5
硫酸カラムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	1	0	0	1
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	1	0	0	1
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エレン洗浄施設	5	0	0	5
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	1	0	0	1
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等	1	0	0	1
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	1	0	0	1
2,3-ジクロロ-1,4-ナフタキノの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
ジメチルシリケートの製造の用に供する二酸化誘導体分離施設等	1	0	0	1
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	10	0	0	10
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	3	0	0	3
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	2	0	0	2
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	276	40	11	327
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	5	0	0	5
アロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	25	2	0	27
下水道終末処理施設	204	6	3	213
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	30	2	0	32
合計	595	52	15	662

注1）特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2）平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した事業場を対象（報告期限到来前に廃止された施設を除く。）に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあつては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあつては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注4）「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く当該特定施設に係る稼働実績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であつて、当該施設を使用開始していない事業場を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む

表 - 4 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

(水質・全国) 注1)注2)注3)

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

水質基準対象施設	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	1	1
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	0	0
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	0	0
カーボナツムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	0	0
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等	0	0
4-クロロフルオロ水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
ジオキサゾールイオットの製造の用に供する二酸化誘導体分離施設等	0	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	9	23
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	0	0
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	1
下水道終末処理施設	1	2
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	1	1
合計	12	28

注1) 特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来する前に廃止した事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表Ⅲ－５（１a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	焼結鉍の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉			亜鉛回収施設				
	報告施設数 (a)	未報告施設数		報告対象施設数 (a)	未報告施設数		報告対象施設数 (a+c+d)	焙焼炉			報告対象施設数 (a+c+d)
		休止 (c)	未測定 (d)		休止 (c)	未測定 (d)		報告施設数 (a)	休止 (c)	未測定 (d)	
北海道	1			1	3		3				
青森県					1		1				
岩手県											
宮城県							2				
秋田県											
山形県											
福島県								2			2
茨城県	2			2	4	1	5	2			2
栃木県					2		2				
群馬県					1		1	1			1
埼玉県					5		5				
千葉県	3			3							
東京都					3		3				
神奈川県					1		1				
新潟県					3		3				
富山県	1			1							
石川県											
福井県											
山梨県											
長野県											
岐阜県											
静岡県											
愛知県	3			3	12	2	14	1			1
三重県											
滋賀県											
京都府											
大阪府					4		4				
兵庫県	1			1	1		1				
奈良県											
和歌山県											
鳥取県											
島根県					3	1	4				
岡山県											
広島県											
山口県					7	5	12				
徳島県											
香川県											
愛媛県								2			2
高知県											
福岡県											
佐賀県					1		1				
長崎県											
熊本県					1		1	1			1
大分県											
宮崎県											
鹿児島県											
沖縄県					1		1				

注) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（１ｂ） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉				亜鉛回収施設				
	報告施設数 (a)	未報告施設数		報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数		報告施設数 (a)	焙焼炉		報告対象施設数 (a+c+d)	
		休止 (c)	未測定 (d)			休止 (c)	未測定 (d)		休止 (c)	未測定 (d)		
札幌市					1			1				
仙台市					1			1				
さいたま市												
千葉市	1	1		2								
横浜市												
川崎市	1			1	4			4				
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市							1	1				
京都市												
大阪市					10			10				
堺市					5			5				
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市	2	1		3	4	1	1	6				
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市									1			1
宇都宮市					1			1				
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市					1			1				
柏市												
横須賀市												
富山市					1			1				
金沢市												
長野市												
岐阜市					2			2				
豊橋市					1			1				
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市					5			5	2			2
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市	3			3	2			2	1			1
倉敷市	4			4	5	1		6				
福山市	2	2		4								
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市	2			2								
宮崎市												
鹿児島市												
合計	26	4	0	30	96	11	4	111	13	0	0	13

注) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（２a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	亜鉛回収施設											
	焼結炉			溶鉱炉				溶解炉				
	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)
北海道												
青森県	1			1	1			1				
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県									1			1
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県					1		1	2				
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（２b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	亜鉛回収施設											
	焼結炉			溶鋸炉			溶解炉					
	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市	1			1				2			2	
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市	3			3								
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	5	0	0	5	2	0	1	3	3	0	0	3

注) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（３a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	亜鉛回収施設							アルミニウム合金製造施設				
	乾燥炉			小計				焙焼炉				
	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)
北海道												
青森県					2			2				
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県					2			2	1			1
茨城県					2			2	3			3
栃木県									3			3
群馬県					2			2	1			1
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県									4			4
愛知県					1			1	9			9
三重県									2			2
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県									1	1		2
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県									1			1
愛媛県	1			1	3			3				
高知県												
福岡県	1		1	2	2		2	4				
佐賀県												
長崎県												
熊本県					1			1				
大分県									1			1
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（３b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	亜鉛回収施設							アルミニウム合金製造施設				
	乾燥炉			小計				焙焼炉				
	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市									1			1
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市					4			4				
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市	6			6	11			11	2			2
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市					1			1				
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	8	0	1	9	31	0	2	33	29	1	0	30

注) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（４a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	アルミニウム合金製造施設											
	溶解炉				乾燥炉				小計			
	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)
北海道	14	1		15					14	1		15
青森県												
岩手県												
宮城県	1			1					1			1
秋田県												
山形県	2			2					2			2
福島県	22	3		25	2			2	25	3		28
茨城県	25	1		26	3			3	31	1		32
栃木県	52	4		56	2			2	57	4		61
群馬県	3		4	7	1	1		2	5	1	4	10
埼玉県	34	6	3	43	4			4	38	6	3	47
千葉県	6		2	8					6		2	8
東京都												
神奈川県												
新潟県	12	2		14					12	2		14
富山県	35	2		37					35	2		37
石川県	1			1					1			1
福井県	15			15	2			2	17			17
山梨県		1	2	3		1		1		2	2	4
長野県	12			12	2	1		3	14	1		15
岐阜県	1	1	1	3					1	1	1	3
静岡県	49	9		58	6			6	59	9		68
愛知県	98	5	1	104	8			8	115	5	1	121
三重県	24	4	1	29	1		1	2	27	4	2	33
滋賀県	13	1		14	2			2	15	1		16
京都府	4			4					4			4
大阪府	6	4	1	11	3	1		4	9	5	1	15
兵庫県	8			8					9	1		10
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県	2			2	1			1	3			3
広島県	2	1		3					2	1		3
山口県	2			2	1			1	3			3
徳島県												
香川県	1			1					2			2
愛媛県												
高知県												
福岡県	18	1		19	2			2	20	1		21
佐賀県	1		3	4					1		3	4
長崎県	1			1					1			1
熊本県	19	6		25					19	6		25
大分県	1			1					2			2
宮崎県	1			1					1			1
鹿児島県	1	1		2					1	1		2
沖縄県												

注) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（４ｂ） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	アルミニウム合金製造施設											
	溶解炉			乾燥炉				小計				
	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象 施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象 施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象 施設数 (a+c+d)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市	3			3	1			1	4			4
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市	17		3	20					17		3	20
浜松市	1			1					1			1
名古屋市	16	1	1	18					16	1	1	18
京都市	6	2		8	1			1	7	2		9
大阪市	2			2					2			2
堺市	6			6	1			1	7			7
神戸市												
岡山市												
広島市	1			1	1			1	2			2
北九州市	3			3					4			4
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市	1			1					1			1
郡山市												
いわき市	1			1					1			1
宇都宮市												
前橋市	3			3					3			3
高崎市												
川越市	1			1					1			1
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市	5	1		6		2		2	5	3		8
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市	5			5					5			5
岡崎市	2			2					2			2
豊田市	28	1		29	3			3	31	1		32
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市	14			14					16			16
尼崎市												
西宮市												
奈良市		1		1						1		1
和歌山市												
倉敷市	8			8					8			8
福山市												
下関市	9	3		12					9	3		12
高松市	1			1					1			1
松山市												
高知市												
久留米市			3	3							3	3
長崎市												
熊本市												
大分市	2			2					2			2
宮崎市												
鹿児島市			1	1							1	1
合計	621	62	26	709	47	6	1	54	697	69	27	793

注) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（５a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上					2t/h以上～4t/h未満						
	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)
北海道	17				1	18	24				4	28
青森県	7			3		10	19	1			3	22
岩手県	2					2	19		1		1	21
宮城県	5			1	12	18	29	1			1	32
秋田県	3					3	13					13
山形県	7					7	13				1	15
福島県	5					5	26				4	30
茨城県	26			2		28	62				6	68
栃木県	10			2		12	24				3	29
群馬県	13					13	25					25
埼玉県	40			1	1	42	73				5	79
千葉県	43			3		46	61				9	76
東京都	101	13		11		112	43	4			6	49
神奈川県	27			7		34	24				4	28
新潟県	7				1	8	47				2	51
富山県	5					5	9				7	16
石川県							12					12
福井県	4		1	1		6	13				2	15
山梨県	3					3	20					20
長野県	7					7	27				2	29
岐阜県	2					2	29				2	31
静岡県	27			1		28	32				6	42
愛知県	37			5	1	43	43				6	49
三重県	17					17	30				4	34
滋賀県	6					6	21					21
京都府	6					6	13					13
大阪府	34					34	33				5	38
兵庫県	16			1	2	19	30				5	35
奈良県	6					6	21				2	23
和歌山県							12					12
鳥取県	5					5	6					6
島根県	2					2	8				2	10
岡山県	4					4	14				1	15
広島県	9					9	17	1			3	20
山口県	9	1		1		10	22	1			1	23
徳島県					1	1	16	2			7	25
香川県	7	1				7	7				1	8
愛媛県	8			1		9	16				1	20
高知県							11		1			12
福岡県	14	1				14	22				5	27
佐賀県	4					4	13					13
長崎県	8					8	10				5	15
熊本県	2					2	25					25
大分県	1				2	3	10				1	13
宮崎県	7			2		9	6					6
鹿児島県							23				1	24
沖縄県	8					8	18					18

注) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（５b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上					2t/h以上～4t/h未満						
	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)
札幌市	9					9	8					8
仙台市	9			4		13	5			2		7
さいたま市	11					11	3					3
千葉市	11					11	3					3
横浜市	22	3		5		27	2			2		4
川崎市	19					19	6					6
相模原市	7					7	1					1
新潟市	7				2	9	7				3	10
静岡市	6					6	3					3
浜松市	6			2		8	6			5		11
名古屋市	14			5		19	1					1
京都市	15			6		21	1	1				1
大阪市	25			1		26	7					7
堺市	11			4		15	2					2
神戸市	14	2		1		15	3					3
岡山市	8					8				1		1
広島市	7					7	2			2		4
北九州市	17					17	3					3
福岡市	9					9	4					4
函館市	3					3						
旭川市	2					2	2					2
青森市	3				3	6	2					2
盛岡市	3					3	2				1	3
秋田市	4					4	3					3
郡山市	4					4	2	1				2
いわき市	13					13	6					6
宇都宮市	6			1		7	3			1		4
前橋市	3					3	4					4
高崎市					3	3	2					2
川越市	2					2	3					3
船橋市	8					8	2					2
柏市	5					5	3					3
横須賀市	5					5	3	1				3
富山市	2				1	3						
金沢市	5					5	4					4
長野市	4					4	1					1
岐阜市	4			1		5	6					6
豊橋市	3					3	4					4
岡崎市	4			3		7						
豊田市	4					4	3					3
大津市							4				3	7
高槻市	4			1		5	2					2
東大阪市	8					8	3					3
姫路市	11					11	7				1	8
尼崎市	6			1		7	2				1	3
西宮市	5					5	1					1
奈良市	4					4						
和歌山市	6					6	4					4
倉敷市	10			2		12	11			1		12
福山市	4					4	5			1		6
下関市	2					2	1					1
高松市	5					5						
松山市	5					5	1			2		3
高知市	3					3	1					1
久留米市	3					3						
長崎市	4					4						
熊本市	4					4	1					1
大分市	9					9	2					2
宮崎市					3	3	1					1
鹿児島市	4					4	2					2
合計	982	21	1	79	33	1095	1261	13	2	123	46	1432

注) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（６a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉											
	200kg/h以上～2t/h未満					100kg/h以上～200kg/h未満						
	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)
北海道	83			26	3	112	58			15	3	76
青森県	23	1		7	1	31	38			13	1	52
岩手県	15		3	4	1	23	44		10	10	2	66
宮城県	16			10	3	29	23			18	10	51
秋田県	37			10		47	18			3		21
山形県	17	1		11		28	52			6	1	59
福島県	40			12		52	8			9		17
茨城県	56			13		69	86	1		89	22	197
栃木県	28			13	3	44	44		1	13	12	70
群馬県	29			11		40	23			6	1	30
埼玉県	60			17	8	85	13			13	5	31
千葉県	56			7	5	68	50	1		57	28	135
東京都	32	4		6	9	47	34	2		5	14	53
神奈川県	25			6		31	19			13	2	34
新潟県	46		1	9	3	59	47		1	11	4	63
富山県	12			3	2	17	23			3	10	36
石川県	15			4	6	25	23	2		10	10	43
福井県	24			5		29	31	2		13		44
山梨県	23				1	24	25			1		26
長野県	52	1		17		69	43	8		12		55
岐阜県	45			22	1	68	60			15	10	85
静岡県	58			20	4	82	75	1		22	6	103
愛知県	71			15	4	90	39			9	4	52
三重県	49			10	1	60	46			20	12	78
滋賀県	24			9	4	37	23			10	5	38
京都府	26			4		30	27			4	3	34
大阪府	23			20		43	15			5	1	21
兵庫県	49			16	6	71	67	2		24	19	110
奈良県	36	4		4		40	44		1	29	31	105
和歌山県	32			2		34	23			8	1	32
鳥取県	25			6	4	35	25			9	7	41
島根県	21			4	1	26	21			4	3	28
岡山県	33			13		46	44			9		53
広島県	40	2		8	2	50	37	3		12	3	52
山口県	33	1		11		44	41	1		6		47
徳島県	36	2		9	7	52	39			12	24	75
香川県	18			7	3	28	35			17	8	60
愛媛県	47			5		52	35	4		20	19	74
高知県	14	1	1	13	2	30	22			8	32	62
福岡県	21			5	20	46	39	3		6	41	86
佐賀県	23	2		11	10	44	26	1		8	7	41
長崎県	40			19		59	18			14		32
熊本県	38		1	5	1	45	31			8	1	40
大分県	15	1		3	1	19	9	3	1	4	3	17
宮崎県	18			1		19	31			1		32
鹿児島県	34			8	6	48	56			14	2	72
沖縄県	29			4	1	34	18			9	1	28

注) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（６b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉											
	200kg/h以上～2t/h未満					100kg/h以上～200kg/h未満						
	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)
札幌市	1					1	3			1		4
仙台市	3					3	7			1		8
さいたま市	4				1	5	1			1		2
千葉市	2			4		6	7			4	6	17
横浜市	8	1				8	3	2		8		11
川崎市	14			2		16	1					1
相模原市	8			1		9	3					3
新潟市	10	1		4		14	10			7	3	20
静岡市	7			1		8	19			1	2	22
浜松市	10			11		21	13			4	1	18
名古屋市	1				2	3	9			5	2	16
京都市	8			2		10	5			9	1	15
大阪市	5			4		9	3			1		4
堺市	2			3		5	5			5	2	12
神戸市	1			1		2	6			6		12
岡山市	20			5	3	28	14	1			1	15
広島市	16			8	3	27	10			2		12
北九州市	13			3	1	17	8			1	3	12
福岡市	4			1		5	4			1		5
函館市	1			2		3	3					3
旭川市	1					1	4					4
青森市				1	1	2	8			1	3	12
盛岡市	4			1		5	9			1		10
秋田市	2			3		5	4					4
郡山市	1					1	6			1		7
いわき市	4			2		6				1	1	2
宇都宮市	5					5	3			2		5
前橋市	2			2		4	6			7	2	15
高崎市	5					5	4			2	1	7
川越市	2	1				2	2					2
船橋市	1					1				1	2	3
柏市	1				1	2	1				4	5
横須賀市	1	1				1	2	1				2
富山市	8			1	1	10	9			3	4	16
金沢市	3			3		6	5			1	1	7
長野市	6			3		9	5	1		1		6
岐阜市	3			2		5	4			2		6
豊橋市	4					4	4					4
岡崎市	3			2		5	5			1		6
豊田市	2					2	4					4
大津市	3					3	2					2
高槻市	2					2	4			1		5
東大阪市							2					2
姫路市	5				1	6	4			1	2	7
尼崎市	2				1	3	1			1		2
西宮市	1					1						
奈良市	3			1		4	5		1	5	1	12
和歌山市	8			2		10	9			1		10
倉敷市	17			2		19	5					5
福山市	7			7		14	18			7	5	30
下関市	6			1	1	8	3			1		4
高松市	6			2		8	8	1		1		9
松山市	9			1		10	9			4		13
高知市	1			1		2	9		1	5	3	18
久留米市	3				1	4	2				5	7
長崎市	3					3	5			1		6
熊本市	4			1		5	7			2		9
大分市	10			5		15	4			2	1	7
宮崎市	1			1		2	5				3	8
鹿児島市	7			5	1	13	10				1	11
合計	1881	24	6	546	141	2574	1979	40	16	740	428	3163

注) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（７a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満					50kg/h未満 (0.5m ² 以上)						
	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)
北海道	15			2	2	19	10			1		11
青森県	5	2		4		9	8					8
岩手県	7	1				7	2					2
宮城県	7			3		10	4			1		5
秋田県	1					1	4			1		5
山形県	4			2		6	6				1	7
福島県	10			4		14	6			3		9
茨城県	19	2		9	2	30	6			2	1	9
栃木県	10			11	3	24	7			1		8
群馬県	5			9	1	15				2		2
埼玉県	38			25	11	74	9			3	1	13
千葉県	14			12	3	29	10	2		2	2	14
東京都	21	3		11	22	54	14			1	8	23
神奈川県	9	1		3	4	16	2	1		2		4
新潟県	12			10	1	23	10			5	4	19
富山県	3			2	2	7	2					2
石川県	3				3	6				1		1
福井県	4			4	1	9	4			2		6
山梨県	7				1	8	6					6
長野県	12	2		2		14	5	1		1		6
岐阜県	25			14	8	47	8	1		1		9
静岡県	21			10	2	33	9			10	3	22
愛知県	21			2	1	24	5			2		7
三重県	12			6	5	23	6			2	1	9
滋賀県	6			4	1	11	5			4		9
京都府	6					6						
大阪府	6			2		8	5			1		6
兵庫県	16			10	5	31	5			2	1	8
奈良県	6			9	1	16	2			1		3
和歌山県	2			6		8	3			2		5
鳥取県	2			1	4	7	1				1	2
島根県	3			1		4	5			2	1	8
岡山県	1			3		4	5			1		6
広島県	10	2		2		12	8	1		4		12
山口県	13			8		21	3			6		9
徳島県	9	1				9	2					2
香川県	11			4		15	4			2		6
愛媛県	10			4	12	26	11			3	1	15
高知県	5			6	3	14					4	4
福岡県				3	27	30	2	1			11	13
佐賀県	5			2	1	8	2			1		3
長崎県	3			1		4	3			1		4
熊本県	7			1		8	5			4		9
大分県	4	2		3	1	8	1	1		1	1	3
宮崎県	2					2						
鹿児島県	12				1	13	7					7
沖縄県	7			3		10	1			4		5

注) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（７b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種別別－政令市別）

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満					50kg/h未満 (0.5m ² 以上)						
	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)
札幌市	2					2	2					2
仙台市	1					1						
さいたま市	4					4	2			1		3
千葉市	5			2	1	8	1			2		3
横浜市	7	4		20		27				5		5
川崎市	4					4	2			1		3
相模原市	2					2						
新潟市	6			1	2	9	1			1		2
静岡市	7			1	3	11	2			2		4
浜松市				1		1	1					1
名古屋市	5			1	2	8	5			1		6
京都市	4	1		10		14				2		2
大阪市	6			1		7						
堺市	4			2		6				1		1
神戸市	2	1		1		3				1		1
岡山市	1			1		2	2					2
広島市	1					1	2					2
北九州市							1			2		3
福岡市												
函館市												
旭川市							1			2		3
青森市	1				2	3	1			3		4
盛岡市	1				1	2	1			1	1	3
秋田市							1					1
郡山市	3			1		4						
いわき市	1				1	2						
宇都宮市	2					2	1					1
前橋市	2					2						
高崎市	3			3	1	7	2			1		3
川越市	2	1				2	1					1
船橋市	2				1	3						
柏市					2	2						
横須賀市	1	1				1	5	5				5
富山市	4			3	1	8	1				1	2
金沢市	6			1		7	1					1
長野市												
岐阜市	1			1		2	1					1
豊橋市	1					1						
岡崎市	6					6						
豊田市	2					2						
大津市				3		3						
高槻市												
東大阪市	2					2						
姫路市	5					5	1					1
尼崎市	3					3						
西宮市							1					1
奈良市	1			3		4				2		2
和歌山市	2			2		4	2			4		6
倉敷市	1			1		2	1			1		2
福山市	2			1		3						
下関市							1					1
高松市	1			1		2						
松山市					1	1						
高知市	1				1	2						
久留米市	3				3	6						
長崎市	2			2		4						
熊本市	1			1		2				1		1
大分市				1		1				1	3	4
宮崎市					1	1				1		1
鹿児島市	3					3					1	1
合計	557	24	0	283	151	991	266	13	0	118	47	431

注) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（８a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉					合計						
	小計					報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数 (b)	ばいじん等のみ報告施設数 (c)	未報告施設数 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)		
	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数 (b)	ばいじん等のみ報告施設数 (c)	未報告施設数 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)							
北海道	207			48	9	264			49	9	283	
青森県	100	4		30	2	132	103	4	30	2	135	
岩手県	89	1	14	15	3	121	89	1	14	15	121	
宮城県	84	1		34	27	145	85	1		34	29	148
秋田県	76			14		90	76			14		90
山形県	99	1		20	3	122	101	1		20	3	124
福島県	95			32		127	122			35		157
茨城県	255	3		121	25	401	294	3		123	25	442
栃木県	123		1	43	20	187	182		1	47	20	250
群馬県	95			28	2	125	103			29	6	138
埼玉県	233			64	27	324	276			70	30	376
千葉県	234	3		90	44	368	243	3		90	46	379
東京都	245	26		40	53	338	248	26		40	53	341
神奈川県	106	2		35	6	147	107	2		35	6	148
新潟県	169		2	37	15	223	184		2	39	15	240
富山県	54			8	21	83	90			10	21	121
石川県	53	2		15	19	87	54	2		15	19	88
福井県	80	2	1	27	1	109	97	2	1	27	1	126
山梨県	84			1	2	87	84			3	4	91
長野県	146	12		34		180	160	12		35		195
岐阜県	169	1		54	19	242	170	1		55	20	245
静岡県	222	1		69	19	310	281	1		78	19	378
愛知県	216			39	10	265	347			46	11	404
三重県	160			42	19	221	187			46	21	254
滋賀県	85			27	10	122	100			28	10	138
京都府	78			8	3	89	82			8	3	93
大阪府	116			33	1	150	129			38	2	169
兵庫県	183	2		53	38	274	194	2		54	38	286
奈良県	115	4	1	45	32	193	115	4	1	45	32	193
和歌山県	72			18	1	91	72			18	1	91
鳥取県	64			16	16	96	64			16	16	96
島根県	60			13	5	78	63			14	5	82
岡山県	101			27		128	104			27		131
広島県	121	9		29	5	155	123	9		30	5	158
山口県	121	4		33		154	131	4		38		169
徳島県	102	5		28	34	164	102	5		28	34	164
香川県	82	1		31	11	124	84	1		31	11	126
愛媛県	127	4		34	35	196	130	4		34	35	199
高知県	52	1	2	27	41	122	52	1	2	27	41	122
福岡県	98	5		19	99	216	120	5		20	101	241
佐賀県	73	3		22	18	113	75	3		22	21	118
長崎県	82			40		122	83			40		123
熊本県	108		1	18	2	129	129		1	24	2	156
大分県	40	7	1	12	10	63	42	7	1	12	10	65
宮崎県	64			4		68	65			4		69
鹿児島県	132			23	9	164	133			24	9	166
沖縄県	81			20	2	103	82			20	2	104

注) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（８b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉					合 計						
	小 計				報告 対象 施設数 (a+b+c+ d)	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数		報告 対象 施設数 (a+b+c+ d)	
	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)					未測定 (d)	休止 (c)		未測定 (d)
札幌市	25			1	26	26			1	27		
仙台市	25			7	32	26			7	33		
さいたま市	25			2	28	25			2	28		
千葉市	29			12	48	30			13	50		
横浜市	42	10		40	82	46	10		40	86		
川崎市	46			3	49	51			3	54		
相模原市	21			1	22	21			1	22		
新潟市	41	1		13	64	41	1		13	64		
静岡市	44			5	54	61			5	74		
浜松市	36			23	60	37			23	61		
名古屋市	35			12	53	51			13	72		
京都市	33	2		29	63	40	2		31	72		
大阪市	46			7	53	58			7	65		
堺市	24			15	41	36			15	53		
神戸市	26	3		10	36	26	3		10	36		
岡山市	45	1		7	56	45	1		7	56		
広島市	38			12	53	40			12	55		
北九州市	42			6	52	52			8	65		
福岡市	21			2	23	21			2	23		
函館市	7			2	9	7			2	9		
旭川市	10			2	12	10			2	12		
青森市	15			5	29	15			5	29		
盛岡市	20			3	26	20			3	26		
秋田市	14			3	17	15			3	18		
郡山市	16	1		2	18	16	1		2	18		
いわき市	24			3	29	29			3	34		
宇都宮市	20			4	24	21			4	25		
前橋市	17			9	28	20			9	31		
高崎市	16			6	27	16			6	27		
川越市	12	2			12	13	2			13		
船橋市	13			1	17	14			1	18		
柏市	10			7	17	10			7	17		
横須賀市	17	9			17	17	9			17		
富山市	24			7	39	30			10	48		
金沢市	24			5	30	24			5	30		
長野市	16	1		4	20	16	1		4	20		
岐阜市	19			6	25	21			6	27		
豊橋市	16				16	22				22		
岡崎市	18			6	24	20			6	26		
豊田市	15				15	46			1	47		
大津市	9			3	15	9			3	15		
高槻市	12			2	14	12			2	14		
東大阪市	15				15	15				15		
姫路市	33			1	38	65			1	70		
尼崎市	14			2	18	14			2	18		
西宮市	8				8	8				8		
奈良市	13		1	11	26	13		1	12	27		
和歌山市	31			9	40	37			9	46		
倉敷市	45			7	52	62			8	70		
福山市	36			16	57	38			18	61		
下関市	13			2	16	22			5	28		
高松市	20	1		4	24	21	1		4	25		
松山市	24			7	32	24			7	32		
高知市	15		1	6	26	15		1	6	26		
久留米市	11			9	20	11			12	23		
長崎市	14			3	17	14			3	17		
熊本市	17			5	22	17			5	22		
大分市	25			9	38	29			9	42		
宮崎市	7			2	16	7			2	16		
鹿児島市	26			5	34	26			5	35		
合 計	6926	135	25	1889	846	9686	7776	135	25	1973	879	10653

注) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－６（１ａ） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－都道府県別）

	焼結鉾の製造の用に供する焼結炉		製鋼用電気炉		亜鉛回収施設									
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	焙焼炉		焼結炉		溶鉾炉		溶解炉		乾燥炉	
					報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
北海道														
青森県														
岩手県														
宮城県														
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県														
栃木県														
群馬県														
埼玉県														
千葉県														
東京都														
神奈川県														
新潟県														
富山県														
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県							1							
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府														
兵庫県														
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県														
岡山県														
広島県														
山口県														
徳島県														
香川県														
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県														
長崎県														
熊本県														
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県														

表Ⅲ－６（１ｂ）

報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・施設種類別－政令市別)

	焼結鉄の製造の用に供する焼結炉		製鋼用電気炉		亜鉛回収施設								
					焙焼炉		焼結炉		溶鉄炉		溶解炉		乾燥炉
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数
札幌市													
仙台市			2	2									
さいたま市													
千葉市													
横浜市													
川崎市													
相模原市													
新潟市													
静岡市													
浜松市													
名古屋市													
京都市													
大阪市													
堺市													
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市													
福岡市													
函館市													
旭川市													
青森市													
盛岡市													
秋田市													
郡山市													
いわき市													
宇都宮市													
前橋市													
高崎市													
川崎市													
船橋市													
柏市													
横須賀市													
富山市													
金沢市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市													
岡崎市													
豊田市													
大津市													
高槻市													
東大阪市													
姫路市													
尼崎市													
西宮市													
奈良市													
和歌山市													
倉敷市													
福山市		1											
下関市													
高松市			1	1									
松山市													
高知市													
久留米市													
長崎市													
熊本市													
大分市													
宮崎市													
鹿児島市													
合計	0	1	3	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0

表Ⅲ－６（２a） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－都道府県別）

	アルミニウム合金製造施設								廃棄物焼却炉					
	小 計		焙焼炉		溶解炉		乾燥炉		小 計		4t/h以上			
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
北海道														
青森県														
岩手県														1
宮城県														
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県						2				2				
栃木県						3				3				
群馬県														
埼玉県														1
千葉県														
東京都														1
神奈川県														
新潟県														
富山県					1	1			1	1				
石川県														
福井県						2				2				
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県					1	2			1	2				
愛知県		1			2	3		1	2	4				2
三重県					2	2			2	2				
滋賀県					2	2			2	2				
京都府														
大阪府														2
兵庫県														
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県														
岡山県														
広島県														
山口県						1		1		2				3
徳島県														1
香川県														
愛媛県														
高知県														
福岡県														1
佐賀県														
長崎県														
熊本県						2		1		3				
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県														

表Ⅲ－６（２b） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－政令市別）

	アルミニウム合金製造施設								廃棄物焼却炉					
	小 計		焙焼炉		溶解炉		乾燥炉		小 計		4t/h以上			
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
札幌市														2
仙台市														
さいたま市														
千葉市														
横浜市														
川崎市														
相模原市														
新潟市														
静岡市														
浜松市						1			1					
名古屋市														
京都市														
大阪市														
堺市														
神戸市														
岡山市														
広島市														
北九州市														2
福岡市														
函館市														
旭川市														
青森市														
盛岡市														
秋田市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市														
前橋市														
高崎市														
川越市														
船橋市														
柏市														
横須賀市														
富山市														
金沢市														
長野市														
岐阜市														
豊橋市														
岡崎市														
豊田市								2	2					
大津市														
高槻市														
東大阪市														
姫路市														
尼崎市														
西宮市														
奈良市														
和歌山市														
倉敷市														
福山市														
下関市														
高松市														
松山市					1	1		1	1					
高知市														
久留米市														
長崎市														
熊本市														
大分市														
宮崎市														
鹿児島市														
合 計	0	1	0	0	9	22	0	5	9	27	0	0	0	16

表Ⅲ－６（３a） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉											
	2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満			
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
北海道							1	2				
青森県				1				1				3
岩手県				2				1				1
宮城県	1			1				2				2
秋田県												
山形県									2	1	1	3
福島県								3				
茨城県					1			6	1			7
栃木県				4				4	1	1		10
群馬県												
埼玉県	1			1				5				
千葉県				1	2	1		9	1			4
東京都												1
神奈川県									2	1		2
新潟県								1				4
富山県								2	1			2
石川県									1			1
福井県					1			2				4
山梨県				2				1				1
長野県								1				2
岐阜県	1			1	2			6				3
静岡県	1			3	2			5	1			4
愛知県				1	1			4				6
三重県				1	2			2	3			8
滋賀県					1			2	2			4
京都府												1
大阪府								1				1
兵庫県								3				3
奈良県	1			1								1
和歌山県									1			3
鳥取県												
島根県									1			8
岡山県												3
広島県				1				5				5
山口県				1				5				3
徳島県					1			2				5
香川県												3
愛媛県								1				4
高知県			1	1					1			1
福岡県				1				4				2
佐賀県								1				2
長崎県												
熊本県												1
大分県												1
宮崎県								3				2
鹿児島県												3
沖縄県												

表Ⅲ－６（３b） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉											
	2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満			
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												1
川崎市					1			1				
相模原市									1			1
新潟市									1			1
静岡市					1			1	2			2
浜松市												
名古屋市									1	1		1
京都市												
大阪市												
堺市									1			2
神戸市									1			
岡山市					1	1		1	1	1		1
広島市									2			
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市				4				1				2
盛岡市					1			1				
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市									2			2
高崎市								1				
川越市									1	1		1
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												1
金沢市												
長野市								1				1
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市					1	1		1	1	1		1
豊田市					1			1				
大津市												
高槻市												
東大阪市					2			2				
姫路市				1								3
尼崎市								1				
西宮市												
奈良市												
和歌山市									4			4
倉敷市												
福山市												1
下関市												
高松市												
松山市									1			1
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市									1			1
宮崎市												
鹿児島市												
合計	5	0	1	28	21	3	1	101	32	7	1	150

表Ⅲ－６（４a） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満（0.5m ² 以上）				小 計			
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
北海道											1	2
青森県				1								6
岩手県	1	1		1					1	1		6
宮城県				2					1			7
秋田県												
山形県								2	1	1		3
福島県				1								4
茨城県				3				1	2			17
栃木県				1				2	1	1		21
群馬県												
埼玉県				6					1			13
千葉県	1			2				1	4	1		17
東京都								1				3
神奈川県	1	1		1					3	2		3
新潟県				2								7
富山県				1					1			5
石川県									1			1
福井県	1			2				1	2			9
山梨県												4
長野県				1								4
岐阜県				4				2	3			16
静岡県	3			3					7			15
愛知県				3	1			1	2			17
三重県									5			11
滋賀県				2	1	1		1	4	1		9
京都府												1
大阪府								1				5
兵庫県								1				7
奈良県									1			2
和歌山県									1			3
鳥取県				1								1
島根県									1			8
岡山県				1								4
広島県								3				14
山口県				1								13
徳島県					1			2	2			10
香川県				1				1				5
愛媛県				3				1				9
高知県									1		1	2
福岡県				2								10
佐賀県								1				4
長崎県												
熊本県												1
大分県												1
宮崎県												5
鹿児島県												3
沖縄県					1	1		1	1	1		1

表Ⅲ－６（４b） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満（0.5m ² 以上）				小計			
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
札幌市				1								3
仙台市												
さいたま市	1			1					1			1
千葉市												
横浜市				2								3
川崎市					1			1	2			2
相模原市												
新潟市												2
静岡市									3			3
浜松市				2								2
名古屋市	1	1		1	1	1		1	3	3		3
京都市				1								1
大阪市												
堺市								1				4
神戸市												1
岡山市									2	2		2
広島市												2
北九州市												2
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												7
盛岡市					2			2	3			3
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市	1			1					3			3
高崎市												1
川越市									1	1		1
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市				1								2
金沢市	1	1		1					1	1		1
長野市												2
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市									2	2		2
豊田市				1					1			2
大津市												
高槻市												
東大阪市									2			2
姫路市												4
尼崎市												1
西宮市												
奈良市												
和歌山市					1			1	5			5
倉敷市	1			1					1			1
福山市				1								2
下関市												
高松市												
松山市									1			1
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市	1			1					2			2
宮崎市												
鹿児島市												
合計	13	4	0	60	9	3	0	27	80	17	3	382

表Ⅲ－6（5a） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別一都道府県別）

	合 計			
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
北海道			1	2
青森県				6
岩手県	1	1		6
宮城県	1			7
秋田県				
山形県	2	1	1	3
福島県				4
茨城県	2			19
栃木県	1	1		24
群馬県				
埼玉県	1			13
千葉県	4	1		17
東京都				3
神奈川県	3	2		3
新潟県				7
富山県	2			6
石川県	1			1
福井県	2			11
山梨県				4
長野県				4
岐阜県	3			16
静岡県	8			17
愛知県	4			22
三重県	7			13
滋賀県	6	1		11
京都府				1
大阪府				5
兵庫県				7
奈良県	1			2
和歌山県	1			3
鳥取県				1
島根県	1			8
岡山県				4
広島県				14
山口県				15
徳島県	2			10
香川県				5
愛媛県				9
高知県	1		1	2
福岡県				10
佐賀県				4
長崎県				
熊本県				4
大分県				1
宮崎県				5
鹿児島県				3
沖縄県	1	1		1

表Ⅲ－６（５b） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－政令市別）

	合 計			
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
札幌市				3
仙台市	2			2
さいたま市	1			1
千葉市				
横浜市				3
川崎市	2			2
相模原市				
新潟市				2
静岡市	3			3
浜松市				3
名古屋市	3	3		3
京都市				1
大阪市				
堺市				4
神戸市				1
岡山市	2	2		2
広島市				2
北九州市				2
福岡市				
函館市				
旭川市				
青森市				7
盛岡市	3			3
秋田市				
郡山市				
いわき市				
宇都宮市				
前橋市	3			3
高崎市				1
川越市	1	1		1
船橋市				
柏市				
横須賀市				
富山市				2
金沢市	1	1		1
長野市				2
岐阜市				
豊橋市				
岡崎市	2	2		2
豊田市	1			4
大津市				
高槻市				
東大阪市	2			2
姫路市				4
尼崎市				1
西宮市				
奈良市				
和歌山市	5			5
倉敷市	1			1
福山市				3
下関市				
高松市	1			1
松山市	2			2
高知市				
久留米市				
長崎市				
熊本市				
大分市	2			2
宮崎市				
鹿児島市				
合 計	92	17	3	414

表Ⅲ－７（１a） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は 亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の 製造の用に供する塩素又は 塩素化合物による漂白施設			カーハート法アセチンの製造の用に供する アセチン洗浄施設			硫酸カラムの製造の用に供する 廃ガス洗浄施設					
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)
北海道	5	1		6								
青森県												
岩手県												
宮城県	1			1								
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県					1			1				
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県					1			1				
富山県	1			1								
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県	1			1								
静岡県	1			1								
愛知県	1			1								
三重県	1			1								
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県	1			1								
奈良県												
和歌山県												
鳥取県	1			1								
島根県	1			1								
岡山県												
広島県	3			3								
山口県	1			1								
徳島県	1			1								
香川県												
愛媛県	1			1								
高知県												
福岡県					1			1				
佐賀県												
長崎県												
熊本県	1			1								
大分県												
宮崎県	1			1								
鹿児島県	1			1								
沖縄県												

注) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（１b） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は 亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の 製造の用に供する塩素又は 塩素化合物による漂白施設			カーハイト法アセチレンの製造の用に供する アセチレン洗浄施設			硫酸カラムの製造の用に供する 廃ガス洗浄施設					
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市					1			1				
川崎市												
相模原市												
新潟市			1	1								
静岡市												
浜松市						1		1				
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市	1			1								
青森市												
盛岡市												
秋田市	1			1								
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合 計	25	1	1	27	4	1	0	5	0	0	0	0

注) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（２a） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	アルキ繊維の製造の用に供する 廃ガス洗浄施設			担体付き触媒の製造の用に供する 焼成炉から発生するガスを処理する 施設のうち廃ガス洗浄施設			塩化ビニルモノマーの製造の用に 供する二塩化エチレン洗浄施設					
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県	1			1								
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県									1			1
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県									1			1
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県									2			2
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（２b） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	アルキ繊維の製造の用に供する 廃ガス洗浄施設			担体付き触媒の製造の用に供する 焼成炉から発生するガスを処理する 施設のうち廃ガス洗浄施設			塩化ビニルモノマーの製造の用に 供する二塩化エチレン洗浄施設				
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)		
札幌市											
仙台市											
さいたま市											
千葉市											
横浜市											
川崎市											
相模原市											
新潟市											
静岡市											
浜松市											
名古屋市				1			1				
京都市											
大阪市											
堺市											
神戸市											
岡山市											
広島市											
北九州市											
福岡市											
函館市											
旭川市											
青森市											
盛岡市											
秋田市											
郡山市											
いわき市											
宇都宮市											
前橋市											
高崎市											
川越市											
船橋市											
柏市											
横須賀市											
富山市											
金沢市											
長野市											
岐阜市											
豊橋市											
岡崎市											
豊田市											
大津市											
高槻市											
東大阪市											
姫路市											
尼崎市											
西宮市											
奈良市											
和歌山市											
倉敷市							1		1		
福山市											
下関市											
高松市											
松山市											
高知市											
久留米市											
長崎市											
熊本市											
大分市											
宮崎市											
鹿児島市											
合計	1	0	0	1	0	0	1	5	0	0	5

注) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－ 7（ 3a） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設			クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設			4-クロロフェノール酸水素トリカムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設					
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県									1			1
愛知県	1			1								
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－ 7 （ 3b） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
 (施設種類別－政令市別)

	カプロラムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設			クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設			4-クロロフェル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設					
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市					1			1				
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1

注) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－ 7 (4 a) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－都道府県別)

	2,3-ジクロロ-1,4-ナフチンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設			ジオキサジンバ イレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバ イレット洗浄施設及び熱風乾燥施設			アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設					
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県									1			1
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県									3			3
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県									3			3
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県					1				1			
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－ 7 (4b) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－政令市別)

	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設			ジホキシベンゾイソトールの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジホキシベンゾイソトール洗浄施設及び熱風乾燥施設			アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設					
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市									1			1
浜松市												
名古屋市									1			1
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市									1			1
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	0	0	0	0	1	0	0	1	10	0	0	10

注) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（５a） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			担体付き触媒からの金属の回収の用 に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び 廃ガス洗浄施設			廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装 置、湿式集じん施設及び灰の貯留施 設であって、汚水又は廃液を排出す るもの					
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)
北海道									6		1	7
青森県									1			1
岩手県									2			2
宮城県									1			1
秋田県												
山形県												
福島県									6	2		8
茨城県									5	3		8
栃木県									1	1		2
群馬県									3	1		4
埼玉県									6	2		8
千葉県									15	1		16
東京都									4			4
神奈川県									1	2		3
新潟県									7	4		11
富山県									5			5
石川県									4			4
福井県									6	1		7
山梨県												
長野県												
岐阜県									9	2		11
静岡県					2			2	27	5	1	33
愛知県									16	3		19
三重県									6			6
滋賀県									1			1
京都府									3			3
大阪府									6	3		9
兵庫県									4	1	1	6
奈良県									1			1
和歌山県									2			2
鳥取県									2			2
島根県									1	1		2
岡山県												
広島県									4			4
山口県									11			11
徳島県									6			6
香川県									2			2
愛媛県	1			1					4	1		5
高知県									1			1
福岡県	1			1					5			5
佐賀県									1			1
長崎県												
熊本県									1			1
大分県												
宮崎県									2			2
鹿児島県												
沖縄県											1	1

注) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－ 7 (5b)

水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況

(施設種類別－政令市別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			担体付き触媒からの金属の回収の用 に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び 廃ガス洗浄施設			廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装 置、湿式集じん施設及び灰の貯留施 設であって、汚水又は廃液を排出す るもの					
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市									4			4
千葉市									3			3
横浜市									8			8
川崎市									12			12
相模原市												
新潟市									1			1
静岡市									3	2		5
浜松市									1			1
名古屋市									3			3
京都市												
大阪市									1			1
堺市									1			1
神戸市												
岡山市									2			2
広島市												
北九州市									3	1		4
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市											1	1
盛岡市									1			1
秋田市									2			2
郡山市									2			2
いわき市	1			1					6			6
宇都宮市									1			1
前橋市									2			2
高崎市									1			1
川越市									1		4	5
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市									3			3
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市									2			2
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市									4			4
尼崎市									3			3
西宮市												
奈良市												
和歌山市									3			3
倉敷市									6			6
福山市									1	1		2
下関市												
高松市												
松山市									1			1
高知市										2		2
久留米市									1		2	3
長崎市									3	1		4
熊本市									1			1
大分市									2			2
宮崎市												
鹿児島市												
合 計	3	0	0	3	2	0	0	2	276	40	11	327

注) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－ 7 (6 a) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－都道府県別)

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 及びPCB汚染物又はPCB処理物の 洗浄施設及び分離施設			フロン類の破壊の用に供する施設のうち プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及 び湿式集じん施設			下水道終末処理施設					
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)
北海道	1			1					4	1		5
青森県									1			1
岩手県									1			1
宮城県									1			1
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県					1			1	4			4
栃木県									3			3
群馬県					1	1		2	1	1		2
埼玉県					2			2	7			7
千葉県					1			1	3			3
東京都									32	1		33
神奈川県					8			8				
新潟県												
富山県					1			1	2			2
石川県												
福井県									1			1
山梨県												
長野県									3			3
岐阜県									1		1	2
静岡県					2			2	2			2
愛知県					1			1	7			7
三重県									2			2
滋賀県									2			2
京都府									2			2
大阪府					1			1	13	1		14
兵庫県									4		1	5
奈良県									1			1
和歌山県												
鳥取県									4			4
島根県									1			1
岡山県									1			1
広島県												
山口県									1			1
徳島県												
香川県					2			2				
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県									1			1
長崎県									2			2
熊本県												
大分県												
宮崎県									1			1
鹿児島県												
沖縄県					1			1				

注) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（６b） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 及びPCB汚染物又はPCB処理物の 洗浄施設及び分離施設			フロン類の破壊の用に供する施設のうち プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及 び湿式集じん施設			下水道終末処理施設					
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場 数 (a+b+c)		
札幌市								4		4		
仙台市								2		2		
さいたま市												
千葉市	1			1			2			2		
横浜市	2			2			6			6		
川崎市	1			1			2			2		
相模原市												
新潟市				1			1			1		
静岡市				1			1			3		
浜松市							2			2		
名古屋市							5			5		
京都市							4			4		
大阪市							7	1		8		
堺市							2			2		
神戸市							4			4		
岡山市							1			1		
広島市							5			5		
北九州市							3			3		
福岡市							3			3		
函館市							1			1		
旭川市							1			1		
青森市												
盛岡市												
秋田市							1	1		2		
郡山市							1			1		
いわき市							1			1		
宇都宮市												
前橋市							1			1		
高崎市							1			1		
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市							2			2		
富山市					1		1			2		
金沢市							2			2		
長野市							3			3		
岐阜市							2			2		
豊橋市							1			1		
岡崎市												
豊田市												
大津市							1			1		
高槻市							1			1		
東大阪市							2			2		
姫路市							2			2		
尼崎市							1		1	2		
西宮市							2			2		
奈良市												
和歌山市							2			2		
倉敷市							1			1		
福山市							1			1		
下関市				1			1					
高松市							2			2		
松山市												
高知市				1			1			1		
久留米市												
長崎市							1			1		
熊本市							2			2		
大分市												
宮崎市							1			1		
鹿児島市							1			1		
合計	5	0	0	5	25	2	0	27	204	6	3	213

注) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（７a） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設			合 計				
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)
北海道					16	2	1	19
青森県					2			2
岩手県	2			2	5			5
宮城県					3			3
秋田県	1	1		2	1	1		2
山形県								
福島県					6	2		8
茨城県					10	3		13
栃木県		1		1	5	2		7
群馬県					6	3		9
埼玉県	3			3	18	2		20
千葉県	3			3	23	1		24
東京都					36	1		37
神奈川県					9	2		11
新潟県	4			4	12	4		16
富山県					12			12
石川県					4			4
福井県					7	1		8
山梨県								
長野県					3			3
岐阜県					11	2	1	14
静岡県					38	5	1	44
愛知県	2			2	28	3		31
三重県	1			1	11			11
滋賀県					3			3
京都府					5			5
大阪府					20	4		24
兵庫県					10	1	2	13
奈良県					2			2
和歌山県					2			2
鳥取県					7			7
島根県					3	1		4
岡山県					1			1
広島県	1			1	8			8
山口県	1			1	16			16
徳島県					7			7
香川県					4			4
愛媛県	2			2	9	1		10
高知県					1			1
福岡県	1			1	8			8
佐賀県					2			2
長崎県					2			2
熊本県					2			2
大分県								
宮崎県					4			4
鹿児島県					1			1
沖縄県					1		1	2

注) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（７b） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設			合 計				
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)
札幌市					4			4
仙台市					2			2
さいたま市					4			4
千葉市	1			1	7			7
横浜市	2			2	19			19
川崎市					15			15
相模原市								
新潟市					3		1	4
静岡市					8	2		10
浜松市					3	1		4
名古屋市					10			10
京都市					4			4
大阪市					8	1		9
堺市					3			3
神戸市					4			4
岡山市					3			3
広島市					5			5
北九州市					6	1		7
福岡市					3			3
函館市					1			1
旭川市					2			2
青森市							1	1
盛岡市					1			1
秋田市					4	1		5
郡山市					3			3
いわき市					9			9
宇都宮市	1			1	2			2
前橋市					3			3
高崎市					2			2
川越市					1		4	5
船橋市								
柏市								
横須賀市					2			2
富山市	1			1	6	1		7
金沢市	1			1	3			3
長野市					3			3
岐阜市					2			2
豊橋市					3			3
岡崎市								
豊田市								
大津市					1			1
高槻市					1			1
東大阪市					2			2
姫路市	1			1	7			7
尼崎市					4		1	5
西宮市					2			2
奈良市								
和歌山市					5			5
倉敷市					8			8
福山市					2	1		3
下関市					2			2
高松市					2			2
松山市					1			1
高知市					2	2		4
久留米市					1		2	3
長崎市					4	1		5
熊本市					3			3
大分市	2			2	4			4
宮崎市					1			1
鹿児島市					1			1
合 計	30	2	0	32	595	52	15	662

注) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－８（１a） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

	硫酸塩ハルブ（クラフトハルブ）又は亜硫酸ハルブ（サルファイトハルブ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの		珪酸塩の破壊の用に供する施設のうちアラマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		下水道終末処理施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
北海道								
青森県								
岩手県								
宮城県								
秋田県								
山形県								
福島県					1			
茨城県					1			
栃木県								
群馬県								
埼玉県								
千葉県					2			
東京都								
神奈川県								
新潟県								
富山県							1	
石川県								
福井県					1			
山梨県								
長野県								
岐阜県			1	1				
静岡県			2	3				
愛知県				1				
三重県								
滋賀県								
京都府								
大阪府								
兵庫県								
奈良県								
和歌山県								
鳥取県								
島根県			5	5				
岡山県								
広島県	1	1	1	2				
山口県				1				
徳島県				2				
香川県								
愛媛県								
高知県								
福岡県								
佐賀県								
長崎県								
熊本県								
大分県								
宮崎県								
鹿児島県								
沖縄県								

表Ⅲ－８（１b） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

	硫酸塩ハルブ（クラフトハルブ）又は亜硫酸ハルブ（サルファイトハルブ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であつて、汚水又は廃液を排出するもの		フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		下水道終末処理施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
札幌市								1
仙台市								
さいたま市								
千葉市								
横浜市								
川崎市								
相模原市								
新潟市								
静岡市								
浜松市								
名古屋市								
京都市								
大阪市							1	1
堺市								
神戸市				1				
岡山市								
広島市				1				
北九州市								
福岡市								
函館市								
旭川市								
青森市				1				
盛岡市								
秋田市								
郡山市								
いわき市								
宇都宮市								
前橋市								
高崎市								
川越市								
船橋市								
柏市								
横須賀市								
富山市								
金沢市								
長野市								
岐阜市								
豊橋市								
岡崎市								
豊田市								
大津市								
高槻市								
東大阪市								
姫路市								
尼崎市								
西宮市								
奈良市								
和歌山市								
倉敷市								
福山市								
下関市								
高松市								
松山市								
高知市								
久留米市								
長崎市								
熊本市								
大分市								
宮崎市								
鹿児島市								
合計	1	1	9	23	0	1	1	2

表Ⅲ－８（２a） 報告期限到来前廃止施設における設置者
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	水質基準対象施設を設置する 工場又は事業場から排出される 水の処理施設		合 計	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
北海道				
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県				1
茨城県				1
栃木県				
群馬県				
埼玉県				
千葉県				2
東京都				
神奈川県				
新潟県				
富山県				1
石川県				
福井県				1
山梨県				
長野県				
岐阜県			1	1
静岡県			2	3
愛知県				1
三重県				
滋賀県				
京都府				
大阪府				
兵庫県				
奈良県				
和歌山県				
鳥取県				
島根県			5	5
岡山県				
広島県			2	3
山口県				1
徳島県				2
香川県				
愛媛県				
高知県				
福岡県				
佐賀県				
長崎県				
熊本県				
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県				

表Ⅲ－８（２b） 報告期限到来前廃止施設における設置者
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	水質基準対象施設を設置する 工場又は事業場から排出される 水の処理施設		合 計	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
札幌市				1
仙台市				
さいたま市				
千葉市				
横浜市				
川崎市	1	1	1	1
相模原市				
新潟市				
静岡市				
浜松市				
名古屋市				
京都市				
大阪市			1	1
堺市				
神戸市				1
岡山市				
広島市				1
北九州市				
福岡市				
函館市				
旭川市				
青森市				1
盛岡市				
秋田市				
郡山市				
いわき市				
宇都宮市				
前橋市				
高崎市				
川越市				
船橋市				
柏市				
横須賀市				
富山市				
金沢市				
長野市				
岐阜市				
豊橋市				
岡崎市				
豊田市				
大津市				
高槻市				
東大阪市				
姫路市				
尼崎市				
西宮市				
奈良市				
和歌山市				
倉敷市				
福山市				
下関市				
高松市				
松山市				
高知市				
久留米市				
長崎市				
熊本市				
大分市				
宮崎市				
鹿児島市				
合 計	1	1	12	28

表 - 9 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
 (大気関係・水質関係 - 全国)

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	462	12
文書指導件数	836	47
一時使用停止命令	0	0
その他	2	0

注) 未報告1件に対し、平成23年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する区分を計上した。表 - 2 に計上した指導件数から一部再掲。

表Ⅲ－１０（a） 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
（都道府県別）

	大気基準適用施設				水質基準適用事業場			
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他
北海道	1							
青森県	1							
岩手県	3	6						
宮城県	18							
秋田県								
山形県	10							
福島県	5							
茨城県	1	2						
栃木県	3	20				1		
群馬県	5							
埼玉県	32							
千葉県	1	35						
東京都	70	4						
神奈川県	6							
新潟県	9	1			2			
富山県	7							
石川県	10	2						
福井県		13				2		
山梨県	7	59				2		
長野県		1						
岐阜県		3			1			
静岡県	28	3			3			
愛知県	9	1						
三重県	9							
滋賀県	7	29			1	4		
京都府	3							
大阪府	9							
兵庫県	29				2			
奈良県	5	127						
和歌山県								
鳥取県		14						
島根県		1						
岡山県	7	3						
広島県	4							
山口県						5		
徳島県	11	52						
香川県	3					2		
愛媛県	16	28						
高知県		99				1		
福岡県	48	57						
佐賀県	6							
長崎県								
熊本県	7							
大分県	3	3						
宮崎県								
鹿児島県		72						
沖縄県	2				1			

注) 未報告1件に対し、平成23年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する区分を計上。

表Ⅲ－１０（b） 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
（政令市別）

	大気基準適用施設				水質基準適用事業場			
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他
札幌市								
仙台市								
さいたま市		1						
千葉市		27				6		
横浜市								
川崎市	1	1						
相模原市								
新潟市		72				22		
静岡市		7						
浜松市								
名古屋市	2							
京都市								
大阪市	2							
堺市		34						
神戸市		17						
岡山市	8	5				2		
広島市	2	1						
北九州市	3			2				
福岡市								
函館市								
旭川市								
青森市	8	1						
盛岡市	2	1						
秋田市								
郡山市								
いわき市		21						
宇都宮市								
前橋市	2							
高崎市								
川越市								
船橋市	3							
柏市								
横須賀市	3				1			
富山市								
金沢市	1							
長野市								
岐阜市								
豊橋市								
岡崎市								
豊田市								
大津市								
高槻市								
東大阪市								
姫路市	2	4						
尼崎市	2				1			
西宮市								
奈良市	1							
和歌山市								
倉敷市	4							
福山市		4						
下関市								
高松市								
松山市	1							
高知市	7	5						
久留米市	8							
長崎市								
熊本市								
大分市	1							
宮崎市								
鹿児島市	4							
合 計	462	836	0	2	12	47	0	0

注) 未報告1件に対し、平成23年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する区分を計上。

表 - 1 1 設置者による測定における基準超過施設・事業場への措置状況
 (大気関係・水質関係 - 全国)

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

措置状況	大気関係	水質関係
基準超過件数	27	1
口頭指導件数	20	0
文書指導件数	14	1
法第22条第1項に基づく改善命令件数	2	0
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	2	0
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	1	0
その他	0	0

注) 表 - 3 排出基準超過施設・事業場への措置状況から一部再掲。設置者による測定において平成23年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対し、年度内に講じられた措置状況をまとめた。よって、表の措置件数の合計は基準超過件数と必ずしも一致しない。

表 - 1 土壌汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況（全国）

平成23年4月1日～平成24年3月31日	
法第29条第1項に基づく対策地域の指定件数	0
法第31条第1項に基づく対策計画の策定件数	0
法第32条第1項に基づく対策計画の変更件数	0
平成24年3月31日現在	
対策地域指定件数（累計）	5
対策事業実施中の指定対策地域数 ^{注)}	2
対策事業を完了し対策地域の指定が解除された件数（累計）	3

注) 対策事業を完了しているものの、当該事業の内容が、汚染の除去ではなく、覆土等であるため、指定は解除されていない。

表 - 2 報告徴収及び立入検査等件数（土壌関係 - 全国）

（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

	事業場数	件数
法第34条第1項に基づく報告徴収件数	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査件数	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	0	0

表IV-3 (a) 法第34条第1項に基づく立入検査の実施状況
(特定事業場種類別—都道府県別)

	大気基準適用施設のみ を設置する事業場		水質基準対象施設のみ を設置する事業場		大気基準適用施設 及び水質基準対象施設 を設置する事業場	
	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

注) 土壌のダイオキシン類による汚染により人の健康に係る被害が生じることを防止するため
におこなった立入検査の件数

表IV-3 (b) 法第34条第1項に基づく立入検査の実施状況
(特定事業場種類別-政令市別)

	大気基準適用施設のみ を設置する事業場		水質基準対象施設のみ を設置する事業場		大気基準適用施設 及び水質基準対象施設 を設置する事業場	
	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
函館市						
旭川市						
青森市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
船橋市						
柏市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
高槻市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
熊本市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
合計	0	0	0	0	0	0

注) 土壌のダイオキシン類による汚染により人の健康に係る被害が生じることを防止するため
におこなった立入検査の件数

表 - 1 都道府県・政令市における条例制定状況（全国）

平成24年3月31日現在

	大気関係	水質関係	土壌関係
法第8条第3項に基づく 条例の制定状況 (上乗せ排出基準関係)	なし	なし	
地方公共団体独自条例の 制定状況	14団体 岩手県、福島県、 埼玉県、東京都、 神奈川県、岐阜県、 三重県、熊本県、 さいたま市、 横浜市、川崎市、 名古屋市、柏市、 高知市	6団体 岩手県、神奈川県、 山梨県、三重県、 横浜市、川崎市	5団体 神奈川県、三重県、 大阪府、横浜市、 川崎市

注) 「地方公共団体独自条例」とは、法に基づかないダイオキシン類対策に係る条例を意味するが、都道府県及び政令市以外の地方公共団体における制定状況については調査を行っていない。

表VI-1 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・法一全国） 注1）

	平成23年 3月31日現在 の設置基数 a	新設 注2) b	既設 注3) c	瀬戸内 法から の移行 注4) d1	瀬戸内 法への 移行 注4) d2	廃止等 注5) e	平成24年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d1 -d2-e	特定 事業場数 注6)	鉱山保安法等関係法令施設 注7)	
									平成23年 3月31日 現在の 設置基数	平成24年 3月31日 現在の 設置基数
硫酸塩(硫酸ナトリウム)又は亜硫酸ナトリウム(亜硫酸ナトリウム)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	62	0	0	0	0	1	61	23	0(0)	0(0)
カーボン法でパルプの製造の用に供するセルロース洗浄施設	52	0	0	0	0	0	52	37	0(0)	0(0)
硫酸ナトリウムの製造の用に供する硫酸洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)
繊維の製造の用に供する硫酸洗浄施設	22	1	0	0	0	0	23	5	0(0)	0(0)
担体付き触媒の製造の用に供する廃成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	7	0	0	0	0	0	7	4	0(0)	0(0)
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	15	0	0	0	0	0	15	2	0(0)	0(0)
アクリロニトリルの製造の用に供する硝酸濃縮施設、ジメチルアミン分離施設、廃ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	0	5	1	0(0)	0(0)
カーボンゼツ又は活性炭の製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	2	0	0	0	0	0	2	1	0(0)	0(0)
4-プロピルカチオン樹脂の製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及びびんガス洗浄施設	3	0	0	0	0	0	3	1	0(0)	0(0)
2,3-ジブチル-1,4-ジオキソンの製造の用に供するろ過施設及びびんガス洗浄施設	3	0	0	0	0	0	3	1	0(0)	0(0)
シリケート、イソクトールの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジメチルアミン洗浄施設及び熱風乾燥施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)
アセトナリド又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、通式集じん施設	78	0	0	0	0	8	70	31	0(0)	0(0)
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	33	0	0	0	0	0	33	7	0(0)	0(0)
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	251	5	0	0	0	6	250	7	0(0)	0(0)
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	1,916	20	2	2	0	81	1,859	839	11(3)	9(3)
	846	17	1	1	0	13	852	400	0(0)	0(0)
灰の貯留施設	2,762	37	3	3	0	94	2,711	1,239	11(3)	9(3)
小計										
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	126	3	0	0	0	1	128	17	0(0)	0(0)
汚染物の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	61	1	0	0	0	2	60	37	0(0)	0(0)
下水道終末処理施設	258	2	0	0	0	4	256	220	0(0)	0(0)
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	46	2	0	0	0	2	46	23	2(1)	2(1)
合計	3,786	51	3	3	0	118	3,725	1,656	13(4)	11(4)

注1) 瀬戸内海法に基づく許可等には含まない。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
 注2) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注4) 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注5) 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。
 注6) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注7) 法にに基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数（ ）に再掲した。

表VI-2 水質基準対象施設の届出等の状況（許可及び届出内容別・瀬戸内海法一全域）注1）

	平成23年 3月31日現在の 設置基数 a	新設 注2) b	既設 注3) c	法から の移行 注4) d1	法への 移行 注4) d2	廃止等 注5) e	平成24年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d1 -d2-e	特定 事業場数 注6)	瀬戸内海 法5条 不許可 件数
硫酸塩カルシウム（石膏）又は亜硫酸カルシウム（亜硫酸石膏）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	14	1	0	0	0	1	14	6	0
カーボン法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	3	0	0	0	0	0	3	3	0
硫酸カルシウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルキレンの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	17	0	0	0	0	0	17	4	0
ガブリアムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シロヘキシン分離施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カプロン又はシロヘキシンモノマーの製造の用に供する水洗浄施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4-プロピルアクリル酸水素トリメチルアミンの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,3-ジブチロ-1,4-ジオキソンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ジメチルアミンの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジメチルアミンの製造の用に供する乾燥炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	7	0	0	0	0	0	7	1	0
曲釘の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	2	0	0	0	0	0	2	1	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	11	0	0	0	0	0	11	1	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、灰の貯留施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	194	0	0	0	2	12	180	65	0
灰の貯留施設	29	0	0	0	1	0	28	11	0
小計	223	0	0	0	3	12	208	76	0
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥の破棄の用に供する施設のうちアラスマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	1	0	0	0	0	0	1	1	0
下水道終末処理施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	12	0	0	0	0	0	12	7	0
合 計	290	1	0	0	3	13	275	100	0

注1）法に基づき届出は含まない。
 注2）平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、瀬戸内海法第5条第1項に基づき許可がなされたものを計上した。
 注3）平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、瀬戸内海法第7条第2項に基づき届出がなされたものを計上した。
 注4）事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注5）廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなつたものを含む。
 注6）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

表VI-3 大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況^{注1)}

製鋼用電気炉 既設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
10	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.23ng-TEQ/m ³ N)。	山口県

廃棄物焼却炉 (4t/時以上) 新設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
0.12	0.1	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.0080ng-TEQ/m ³ N)。	福井県

※平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉(火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。)を含む。

廃棄物焼却炉 (4t/時以上) 既設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
4.9	1	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下(0.43ng-TEQ/m ³ N)。	北九州市

廃棄物焼却炉 (2t/時～4t/時) 新設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
1.7	1	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.64ng-TEQ/m ³ N)。	山形県
1.7	1	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.0079ng-TEQ/m ³ N)。	静岡県
1.8	1	行政	改善等を口頭指導[廃棄物処理法に基づく措置]。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	岡山県
3.2	1	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.14ng-TEQ/m ³ N)。	前橋市

※平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉(火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。)を含む。

廃棄物焼却炉 (2t/時～4t/時) 既設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
15	5	行政	改善命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下(4.0ng-TEQ/m ³ N)。	埼玉県
11	5	行政	改善等を口頭指導。H23.12.15施設使用廃止届出。	埼玉県
5.3	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.0ng-TEQ/m ³ N)。	熊本県

廃棄物焼却炉 (2t/時未満) 新設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
8.6	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.91ng-TEQ/m ³ N)。	山形県
7	5	行政	改善等を文書指導[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下(4.9ng-TEQ/m ³ N)。	山形県
12	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.35ng-TEQ/m ³ N)。	茨城県

廃棄物焼却炉 (2t/時未満) 新設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
5.8	5	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.4ng-TEQ/m ³ N)。	埼玉県
7.2	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	新潟県
5.2	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(4.5ng-TEQ/m ³ N)。	三重県
9	5	設置者	H23.8.18施設使用廃止届出。	鳥取県
6.2	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.23ng-TEQ/m ³ N)。	広島県
6.4	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.9ng-TEQ/m ³ N)。	徳島県
72	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.19ng-TEQ/m ³ N)。	佐賀県
12	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.93ng-TEQ/m ³ N)。	佐賀県
7.3	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.30ng-TEQ/m ³ N)。	熊本県
32	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.40ng-TEQ/m ³ N)。	沖縄県
8.8	5	設置者	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(4.8ng-TEQ/m ³ N)。	沖縄県
5.9	5	設置者	改善命令。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	沖縄県
13	5	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(4.9ng-TEQ/m ³ N)。	沖縄県
60	5	設置者	改善等を文書指導。H24.1.24施設使用廃止届出。	さいたま市
47	5	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.000012ng-TEQ/m ³ N)。	川崎市
8.7	5	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	静岡市
9.9	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.0069ng-TEQ/m ³ N)。	名古屋市
6.2	5	行政	改善命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.2ng-TEQ/m ³ N)。	広島市
7.7	5	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.021ng-TEQ/m ³ N)。	盛岡市
7.9	5	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下(0.78ng-TEQ/m ³ N)。	いわき市
8.4	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.024ng-TEQ/m ³ N)。	前橋市
6.2	5	設置者	改善等を口頭指導。H24.3.28施設使用廃止届出。	川崎市
6.4	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.07ng-TEQ/m ³ N)。	宮崎市
23	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.0ng-TEQ/m ³ N)。	青森県
13	10	設置者	改善等を口頭指導。H24.2.10施設使用廃止届出。	岩手県
93	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.6ng-TEQ/m ³ N)。	秋田県

※平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉(火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。)を含む。

廃棄物焼却炉（2t/時未満） 既設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
34	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.78ng-TEQ/m ³ N)。	山形県
46	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.4ng-TEQ/m ³ N)。	山形県
11	10	行政	改善命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.92ng-TEQ/m ³ N)。	福島県
13	10	設置者	改善等を文書指導。H24.3.15施設使用廃止届出。	栃木県
22	10	設置者	改善後の設置者による測定で基準値以下(2.1ng-TEQ/m ³ N)。	群馬県
18	10	行政	改善命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.0ng-TEQ/m ³ N)。	埼玉県
11	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.1ng-TEQ/m ³ N)。	千葉県
12	10	行政	改善命令及び一時停止命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の設置者による測定で基準値以下(4.3ng-TEQ/m ³ N)。	長野県
19	10	行政	改善命令及び一時停止命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.2ng-TEQ/m ³ N)。	長野県
14	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(6.2ng-TEQ/m ³ N)。	静岡県
12	10	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	静岡県
11	10	行政	改善等を文書指導。H23.11.18施設使用廃止届出。	静岡県
14	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.1ng-TEQ/m ³ N)。	広島県
25	10	設置者	改善等を口頭指導。H23.10.21施設使用廃止届出。	山口県
17	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下(4.1ng-TEQ/m ³ N)。	福岡県
49	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.15ng-TEQ/m ³ N)。	長崎県
13	10	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(4.9ng-TEQ/m ³ N)。	沖縄県
13	10	行政	改善等を文書指導。H24.1.18施設使用廃止届出。	富山市
12	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.5ng-TEQ/m ³ N)。	和歌山市
33	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.13ng-TEQ/m ³ N)。	倉敷市
120	10	行政	改善命令及び一時停止命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.1ng-TEQ/m ³ N)。	下関市
23	10	行政	改善等を口頭指導〔廃棄物処理法に基づく措置〕。H24.5.1施設使用廃止届出。	大分市

注1) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した(必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない)。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。

注2) 平成23年度中及び平成24年4月1日から平成24年8月15日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。「廃棄物処理法に基づく措置」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を根拠とする措置を含む措置が執られたことを示す。

表VI-4 水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況^{注1)}

測定結果 (pg-TEQ/L)	基準値 (pg-TEQ/L)	施設種類	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
17	10	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.24pg-TEQ/L)。	名古屋市

注1) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した(必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない)。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。

注2) 平成23年度中及び平成24年4月1日から平成24年8月15日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。

表VI-5 排出基準超過施設・事業場における対応状況
(大気関係・水質関係-全国)^{注)}

平成24年8月15日現在

		大気関係	水質関係
基準超過件数		61	1
措置後の対応状況	基準達成	46	1
	対策実施中	5	0
	廃止	10	0
	休止	0	0

注) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間の状況を取りまとめた表II-3に、それ以降の状況(平成24年8月15日まで)を反映させた。

表VI-6 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(大気関係・水質関係-全国)

(平成24年4月1日～平成24年8月15日)

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	306	4
文書指導件数	49	0
一時使用停止命令	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	2	0
その他	39	2

注) 表III-1 (大気基準適用施設) 及び表III-3 (水質基準適用事業場) の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成24年4月1日から平成24年8月15日までの間に都道府県・政令市が講じた措置の状況について、参考にとまとめた。

表Ⅵ－7 (a) 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(都道府県別)

	大気基準適用施設					水質基準適用事業場				
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	法34条第1項の立入検査に伴う測定を実施	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	法34条第1項の立入検査に伴う測定を実施	その他
北海道	3									
青森県	1									
岩手県										
宮城県	17				2					
秋田県										
山形県	1				1					
福島県										
茨城県	8									
栃木県	5				25					
群馬県	3									
埼玉県	18	2								
千葉県	46									
東京都	18	1								
神奈川県	2	4								
新潟県	3									
富山県	13									
石川県	6									
福井県										
山梨県	4	1			1					
長野県										
岐阜県	8					1				
静岡県	7			1		1				
愛知県	2	2								
三重県	3									
滋賀県	4				1					
京都府	3									
大阪府	1	1								
兵庫県	17									
奈良県	5									
和歌山県	1									
鳥取県	23									
島根県	5									
岡山県										
広島県	5									
山口県										
徳島県		17								
香川県										
愛媛県	5									
高知県										
福岡県	4	3		1						
佐賀県	11									
長崎県										
熊本県	2									
大分県		1			1					
宮崎県										
鹿児島県		1								
沖縄県	1									

注) 表Ⅲ－5及び表Ⅲ－7の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成24年4月1日から8月15日までの間に執られた措置の状況を計上した。

表Ⅵ－7 (b) 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(政令市別)

	大気基準適用施設					水質基準適用事業場				
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	法34条第1項の立入検査に伴う測定を実施	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	法34条第1項の立入検査に伴う測定を実施	その他
札幌市										
仙台市										
さいたま市										
千葉市	2									
横浜市					1					
川崎市										
相模原市										
新潟市										
静岡市	4									
浜松市					1					
名古屋市										
京都市					1					
大阪市										1
堺市										
神戸市										
岡山市	4	4								
広島市										
北九州市										
福岡市										
函館市										
旭川市										
青森市					1					
盛岡市										
秋田市										
郡山市	2									
いわき市	5									
宇都宮市										
前橋市	1									
高崎市										
川越市										
船橋市		3								
柏市	1									
横須賀市										
富山市	16					1				
金沢市										
長野市										
岐阜市										
豊橋市										
岡崎市										
豊田市										
大津市	3									
高槻市										
東大阪市										
姫路市										
尼崎市	2					1				
西宮市										
奈良市	1									
和歌山市										
倉敷市										
福山市		4								
下関市										
高松市										
松山市	1									
高知市	1	5								
久留米市	4									
長崎市					3					1
熊本市										
大分市					1					
宮崎市	4									
鹿児島市										
合 計	306	49	0	2	39	4	0	0	0	2

注) 表Ⅲ－5及び表Ⅲ－7の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成24年4月1日から8月15日までの間に執られた措置の状況を計上した。

表VI-8 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等（全国）

(平成24年4月1日～平成24年8月15日)

大気基準適用施設		平成24年3月31日 現在の未報告施設数 <small>注1) 注2)</small>		左記に計上した施設の平成24年8月15日ま での状況 <small>注3) 注4) 注5)</small>			
		休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
焼結鉍の製造の用に 供する焼結炉		4	0	0	4	0	0
製鋼用電気炉		11	4	1	10	0	4
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉍 炉、溶解炉、乾燥炉)		0	2	0	0	0	2
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥 炉)		69	27	10	58	9	19
廃 棄 物 焼 却 炉	4 t/h以上	79	33	15	62	1	34
	2 t/h以上 ～4 t/h未満	123	46	29	105	7	28
	2 t/h未満 <small>注6)</small>	1,687	767	212	1,580	93	569
	小計	1,889	846	256	1,747	101	631
合計		1,973	879	267	1,819	110	656

注1) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあつては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあつては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2) 「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く稼働実績が無い「いわゆる休止状態」の施設であつて、使用開始していない施設を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注3) 「報告」とは、注1)の期間における測定について、平成24年4月1日から平成24年8月15日までの間になされた報告。

注4) 「休止」とは、平成22年度から引き続き休止状態にある施設及び平成24年4月1日から平成24年8月15日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している施設を計上。

注5) 「廃止等」には、平成24年4月1日から平成24年8月15日までの間に廃止届出がなされたもの、及び構造等変更がなされたもののうち規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設を計上。

注6) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表VI-9 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等（全国）^{注1）注3）}

（平成24年4月1日～平成24年8月15日）

水質基準対象施設	平成24年3月31日現在の未報告事業場数 ^{注2）注4）}		左記に計上した事業場の平成24年8月15日までの状況 ^{注5）注6）注7）}			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
硫酸塩 ^{ナトリウム} （ケラト ^{ナトリウム} ）又は亜硫酸 ^{ナトリウム} （サルファイト ^{ナトリウム} ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	1	1	1	1	0	0
カーボド法 ^{アセチレン} の製造の用に供する ^{アセチレン} 洗浄施設	1	0	0	1	0	0
硫酸カルシウムの製造の用に供する ^{廃ガス} 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する ^{廃ガス} 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生する ^{ガス} を処理する施設のうち ^{廃ガス} 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化 ^{エチレン} 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	0	0	0	0	0	0
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等	0	0	0	0	0	0
4-クロロカル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び ^{廃ガス} 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ナフチキンの製造の用に供するろ過施設及び ^{廃ガス} 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
ジオキシン ^{イソレット} の製造の用に供する ^{ニトロ化} 誘導体分離施設等	0	0	0	0	0	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る ^{廃ガス} 洗浄施設、湿式集じん施設	0	0	0	0	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、 ^{廃ガス} 洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び ^{廃ガス} 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る ^{廃ガス} 洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	40	11	2	36	5	8
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	0	0	0	0	0	0
フロン類の破壊の用に供する施設のうち ^{プラズマ} 反応施設、 ^{廃ガス} 洗浄施設及び湿式集じん施設	2	0	0	2	0	0
下水道終末処理施設	6	3	2	6	0	1
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	2	0	0	2	0	0
合計	52	15	5	48	5	9

注1） 特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2） 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3） 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注4） 「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く当該特定施設に係る稼働実績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であって、当該施設を使用開始していない事業場を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注5） 「報告」とは、注2）の期間における測定について、平成24年4月1日から平成24年8月15日までの間になされた報告。

注6） 「休止」とは、平成22年度から引き続き休止状態にある事業場及び平成24年4月1日から平成24年8月15日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している事業場を計上。

注7） 「廃止等」とは、平成24年4月1日から8月15日までの間に廃止届を受理した施設数、または構造変更等がなされたもののうち規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設数を計上。

表VI-10 (1a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	焼結鉄の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉					
	平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況				平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県								2				2
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県							1			1		
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県							2			2		
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県							1			1		
岡山県												
広島県												
山口県							5			5		
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (1b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	焼結鉄の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉					
	平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況				平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市	1			1								
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市								1	1			
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市	1			1			1	1		1		1
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市							1					1
福山市	2			2								
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	4	0	0	4	0	0	11	4	1	10	0	4

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (2a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	焙焼炉						焼結炉					
	平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況				平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (2b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	亜鉛回収施設											
	焙焼炉						焼結炉					
	平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況				平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (3a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	溶鋳炉				溶解炉							
	平成24年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成24年8月15日までの状況				平成24年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県			1					1				
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (3b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉						溶解炉					
	平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況				平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (4a) 設置者による測定結果未報告の大气基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉						小計					
	平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況				平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況			
休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県		1				1		2				2
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (4b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉						小計					
	平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況				平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	0	1	0	0	0	1	0	2	0	0	0	2

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (5a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉						溶解炉					
	平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況				平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道							1				1	
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県							3			2	1	
茨城県							1			1		
栃木県							4			4		
群馬県								4				4
埼玉県							6	3		6		3
千葉県								2				2
東京都												
神奈川県												
新潟県							2			2		
富山県							2			2		
石川県												
福井県												
山梨県							1	2		1		2
長野県												
岐阜県							1	1		1	1	
静岡県							9			9		
愛知県							5	1		6		
三重県							4	1		2	2	1
滋賀県							1			1		
京都府												
大阪府							4	1		5		
兵庫県	1					1						
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県							1			1		
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県							1					1
佐賀県								3		3		
長崎県												
熊本県							6					6
大分県												
宮崎県												
鹿児島県							1			1		
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (5b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉						溶解炉					
	平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況				平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況			
休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市								3	1			2
浜松市												
名古屋市							1	1		1		1
京都市							2					2
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市							1			1		
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市							1			1		
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市							1			1		
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市							3			3		
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市									3			3
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市									1	1		
合計	1	0	0	1	0	0	62	26	9	51	9	19

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (6a) 設置者による測定結果未報告の大气基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉						小計					
	平成24年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成24年8月15日までの状況				平成24年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成24年8月15日までの状況			
休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	
北海道							1			1		
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県							3			2	1	
茨城県							1			1		
栃木県							4			4		
群馬県	1				1		1	4		1		4
埼玉県							6	3		6		3
千葉県								2				2
東京都												
神奈川県												
新潟県							2			2		
富山県							2			2		
石川県												
福井県												
山梨県	1				1		2	2	1	1	2	
長野県	1				1		1			1		
岐阜県							1	1	1	1		
静岡県							9			9		
愛知県							5	1		6		
三重県		1	1				4	2	3	2		1
滋賀県							1			1		
京都府												
大阪府	1				1		5	1		6		
兵庫県							1			1		
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県							1			1		
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県							1					1
佐賀県								3	3			
長崎県												
熊本県							6				6	
大分県												
宮崎県												
鹿児島県							1			1		
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (6b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉						小 計					
	平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況				平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況			
休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市								3	1			2
浜松市												
名古屋市							1	1		1		1
京都市							2					2
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市	2			2			3		3			
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市							1		1			
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市							1		1			
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市							3		3			
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市								3				3
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市								1	1			
合 計	6	1	1	6	0	0	69	27	10	58	9	19

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (7a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上						2t/h以上～4t/h未満					
	平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況				平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道		1				1	4			3	1	
青森県	3			3			3			3		
岩手県							1			1		
宮城県	1	12		1		12	1	2	1	1		1
秋田県												
山形県							1	1		1		1
福島県							4			4		
茨城県	2			2			6			6		
栃木県	2			2			3	2		1	2	2
群馬県												
埼玉県	1	1		1		1	5	1		6		
千葉県	3			3			9	6	2	9		4
東京都	11			11			6			6		
神奈川県	7					7	4			4		
新潟県		1	1				2	2	2	2		
富山県								7	6			1
石川県												
福井県	1			1			2			2		
山梨県												
長野県							2			1	1	
岐阜県							2			2		
静岡県	1			1			6	4	2	6		2
愛知県	5	1		6			6			6		
三重県							4			4		
滋賀県												
京都府												
大阪府							5			4	1	
兵庫県	1	2	2	1				5	2			3
奈良県							2			2		
和歌山県												
鳥取県												
島根県							2			2		
岡山県							1			1		
広島県							3			3		
山口県	1			1			1			1		
徳島県		1			1		7	2	2	1	1	5
香川県							1			1		
愛媛県	1			1			1	3	1		1	2
高知県												
福岡県							5					5
佐賀県												
長崎県							5			5		
熊本県												
大分県		2		2			1	2	2	1		
宮崎県	2			2								
鹿児島県							1			1		
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (7b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上						2t/h以上～4t/h未満					
	平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況				平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市	4					4	2			2		
さいたま市												
千葉市												
横浜市	5			5			2			2		
川崎市												
相模原市												
新潟市		2	2					3	3			
静岡市												
浜松市	2			2			5			5		
名古屋市	5			5								
京都市	6					6						
大阪市	1			1								
堺市	4			4								
神戸市	1					1						
岡山市							1					1
広島市							2			2		
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市		3	3									
盛岡市								1	1			
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市	1			1			1			1		
前橋市												
高崎市		3	3									
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市		1	1									
金沢市												
長野市												
岐阜市	1			1								
豊橋市												
岡崎市	3			3								
豊田市												
大津市								3	3			
高槻市	1			1								
東大阪市												
姫路市								1	1			
尼崎市	1			1				1	1			
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市	2					2	1					1
福山市							1			1		
下関市												
高松市												
松山市							2			2		
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市		3	3									
鹿児島市												
合計	79	33	15	62	1	34	123	46	29	105	7	28

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (8a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	200kg/h以上～2t/h未満						100kg/h以上～200kg/h未満					
	平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況				平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	26	3	2	21	6		15	3	1	16	1	
青森県	7	1	1	7			13	1		13		1
岩手県	4	1		4		1	10	2	1	10		1
宮城県	10	3	2	9		2	18	10	5	18		5
秋田県	10			10			3			3		
山形県	11			11			6	1	1	6		
福島県	12			9	3		9			9		
茨城県	13			12	1		89	22	6	89		16
栃木県	13	3		11	2	3	13	12	6	12	1	6
群馬県	11			11			6	1		5	1	1
埼玉県	17	8	3	16	1	5	13	5	2	13	2	1
千葉県	7	5	3	7		2	57	28	4	57		24
東京都	6	9	2	6		7	5	14	1	4	1	13
神奈川県	6			6			13	2		3	2	10
新潟県	9	3	3	9			11	4	1	12	1	1
富山県	3	2	2	1	1	1	3	10	8	3	2	
石川県	4	6	3	4		3	10	10	3	10	2	5
福井県	5			5			13			13		
山梨県		1	1				1			1		
長野県	17			14	3		12			10	2	
岐阜県	22	1	1	22			15	10	4	15	1	5
静岡県	20	4		17	3	4	22	6	1	22	2	3
愛知県	15	4	2	15		2	9	4		13		
三重県	10	1		9	1	1	20	12	1	20		11
滋賀県	9	4	4	8	1		10	5	3	11		1
京都府	4			3	1		4	3	3	4		
大阪府	20		1	18		1	5	1	1	4		1
兵庫県	16	6	5	16		1	24	19	8	24		11
奈良県	4			4			29	31	1	30	1	28
和歌山県	2			2			8	1	1	8		
鳥取県	6	4	4	5	1		9	7	8	8		
島根県	4	1	1	4			4	3		4		3
岡山県	13			12	1		9			9		
広島県	8	2		8		2	12	3		12		3
山口県	11			11			6			6		
徳島県	9	7	1	2		13	12	24	2	2	2	30
香川県	7	3	1	7	1	1	17	8	2	17	3	3
愛媛県	5			5			20	19	3	20		16
高知県	13	2		12	2	1	8	32	1	13	1	25
福岡県	5	20	6		2	17	6	41	3		1	43
佐賀県	11	10	6	11		4	8	7	2	8	1	4
長崎県	19			19			14			14		
熊本県	5	1		5		1	8	1		9		
大分県	3	1	1	3			4	3	2	4		1
宮崎県	1			1			1			1		
鹿児島県	8	6	3	11			14	2	1	15		
沖縄県	4	1		4		1	9	1	2	8		

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (8b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	200kg/h以上～2t/h未満						100kg/h以上～200kg/h未満					
	平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況				平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況			
休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	
札幌市							1			1		
仙台市							1			1		
さいたま市		1	1				1			1		
千葉市	4			4			4	6		4		6
横浜市							8			6	1	1
川崎市	2			1	1							
相模原市	1				1							
新潟市	4			3	1		7	3	3	7		
静岡市	1			1			1	2	1	1		1
浜松市	11			11			4	1		4		1
名古屋市		2				2	5	2		5	1	1
京都市	2					2	9	1	1			9
大阪市	4			4			1			1		
堺市	3			3			5	2		5		2
神戸市	1			1			6			3		3
岡山市	5	3	2		1	5		1	1			
広島市	8	3		11			2			2		
北九州市	3	1		4			1	3		4		
福岡市	1			1			1			1		
函館市	2			2								
旭川市												
青森市	1	1	1	1			1	3	2	1	1	
盛岡市	1			1			1			1		
秋田市	3			3								
郡山市							1			1		
いわき市	2			1	1		1	1		2		
宇都宮市							2			2		
前橋市	2			2			7	2	2	7		
高崎市							2	1	1	2		
川越市												
船橋市							1	2		1		2
柏市		1	1					4				4
横須賀市												
富山市	1	1	1	1			3	4		5	1	1
金沢市	3			3			1	1		1		1
長野市	3			3			1			1		
岐阜市	2			2			2			2		
豊橋市												
岡崎市	2			2			1			1		
豊田市												
大津市												
高槻市							1			1		
東大阪市												
姫路市		1	1				1	2	1	1		1
尼崎市		1	1				1			1		
西宮市												
奈良市	1			1			5	1		5		1
和歌山市	2			2			1			1		
倉敷市	2					2						
福山市	7			7			7	5		7		5
下関市	1	1		2			1			1		
高松市	2			2			1			1		
松山市	1			1			4			4		
高知市	1			1			5	3	1	5		2
久留米市		1				1		5			2	3
長崎市							1			1		
熊本市	1			1			2			2		
大分市	5			4	1		2	1	1	2		
宮崎市	1				1			3	2			1
鹿児島市	5	1	1	5				1	1			
合計	546	141	67	498	37	85	740	428	105	713	33	317

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (9a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満						50kg/h未満 (0.5m ² 以上)					
	平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況				平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	2	2	2	2			1			1		
青森県	4			4								
岩手県												
宮城県	3			3			1			1		
秋田県							1			1		
山形県	2			2				1	1			
福島県	4			4			3			3		
茨城県	9	2		9		2	2	1		2		1
栃木県	11	3	3	7	3	1	1					1
群馬県	9	1		9		1	2			1	1	
埼玉県	25	11		23	4	9	3	1		3		1
千葉県	12	3	1	12		2	2	2		2		2
東京都	11	22	1	11	1	20	1	8		1		8
神奈川県	3	4		2		5	2					2
新潟県	10	1	1	10			5	4	2	5		2
富山県	2	2	1	2		1						
石川県		3				3	1			1		
福井県	4	1	1	4			2			2		
山梨県		1	1									
長野県	2			2			1			1		
岐阜県	14	8	1	14		7	1			1		
静岡県	10	2		11		1	10	3		12		1
愛知県	2	1		3			2			2		
三重県	6	5	1	6		4	2	1		2		1
滋賀県	4	1	1	4			4			4		
京都府												
大阪府	2			2			1			1		
兵庫県	10	5	3	10		2	2	1	1	2		
奈良県	9	1	1	9			1			1		
和歌山県	6			6			2			2		
鳥取県	1	4	3		2			1				1
島根県	1		1				2	1		2		1
岡山県	3			3			1			1		
広島県	2			2			4			4		
山口県	8			8			6			6		
徳島県												
香川県	4			4			2			2		
愛媛県	4	12		4		12	3	1	1	3		
高知県	6	3		6	1	2		4				4
福岡県	3	27	1		2	27		11	1			10
佐賀県	2	1		2		1	1			1		
長崎県	1			1			1			1		
熊本県	1			1			4			4		
大分県	3	1		3		1	1	1	1	1		
宮崎県												
鹿児島県		1		1								
沖縄県	3			3			4			4		

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (9b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満						50kg/h未満 (0.5m ² 以上)					
	平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況				平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況			
休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	
札幌市												
仙台市												
さいたま市							1		1			
千葉市	2	1		2		1	2		1	1		
横浜市	20			20			5		5			
川崎市							1				1	
相模原市												
新潟市	1	2	2		1		1			1		
静岡市	1	3		1	1	2	2			2		
浜松市	1			1								
名古屋市	1	2		1		2	1			1		
京都市	10					10	2					2
大阪市	1			1								
堺市	2			2			1			1		
神戸市	1					1	1			1		
岡山市	1					1						
広島市												
北九州市							2			2		
福岡市												
函館市												
旭川市							2			2		
青森市		2	2				3			3		
盛岡市		1	1				1	1		1		1
秋田市												
郡山市	1			1								
いわき市		1		1								
宇都宮市												
前橋市												
高崎市	3	1	1	3			1			1		
川越市												
船橋市		1				1						
柏市		2				2						
横須賀市												
富山市	3	1		3	1			1				1
金沢市	1			1								
長野市												
岐阜市	1			1								
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市	3			3								
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市	3			1	2		2			2		
和歌山市	2			2			4			4		
倉敷市	1					1	1					1
福山市	1			1								
下関市												
高松市	1			1								
松山市		1	1									
高知市		1				1						
久留米市		3				3						
長崎市	2			2								
熊本市	1				1		1			1		
大分市	1			1			1	3	1	1		2
宮崎市		1	1				1			1		
鹿児島市								1	1			
合計	283	151	31	258	19	126	118	47	9	111	4	41

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (10a)

設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種別別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉							合計						
	小計													
	平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況					平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況				
休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定		休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定		
北海道	48	9	5	43	8	1	49	9	5	44	8	1		
青森県	30	2	1	30		1	30	2	1	30		1		
岩手県	15	3	1	15		2	15	3	1	15		2		
宮城県	34	27	8	33		20	34	29	8	33		22		
秋田県	14			14			14			14				
山形県	20	3	2	20		1	20	3	2	20		1		
福島県	32			29	3		35			31	4			
茨城県	121	25	6	120	1	19	123	25	6	122	1	19		
栃木県	43	20	9	33	9	12	47	20	9	37	9	12		
群馬県	28	2		26	2	2	29	6		27	2	6		
埼玉県	64	27	5	62	7	17	70	30	5	68	7	20		
千葉県	90	44	10	90		34	90	46	10	90		36		
東京都	40	53	4	39	2	48	40	53	4	39	2	48		
神奈川県	35	6		15	2	24	35	6		15	2	24		
新潟県	37	15	10	38	1	3	39	15	10	40	1	3		
富山県	8	21	17	6	3	3	10	21	17	8	3	3		
石川県	15	19	6	15	2	11	15	19	6	15	2	11		
福井県	27	1	1	27			27	1	1	27				
山梨県	1	2	2	1			3	4	3	2	2			
長野県	34			28	6		35			29	6			
岐阜県	54	19	6	54	1	12	55	20	7	55	1	12		
静岡県	69	19	3	69	5	11	78	19	3	78	5	11		
愛知県	39	10	2	45		2	46	11	2	53		2		
三重県	42	19	2	41	1	17	46	21	5	43	1	18		
滋賀県	27	10	8	27	1	1	28	10	8	28	1	1		
京都府	8	3	3	7	1		8	3	3	7	1			
大阪府	33	1	2	29	1	2	38	2	2	35	1	2		
兵庫県	53	38	21	53		17	54	38	21	54		17		
奈良県	45	32	2	46	1	28	45	32	2	46	1	28		
和歌山県	18	1	1	18			18	1	1	18				
鳥取県	16	16	15	13	3	1	16	16	15	13	3	1		
島根県	13	5	2	12		4	14	5	2	13		4		
岡山県	27			26	1		27			26	1			
広島県	29	5		29		5	30	5		30		5		
山口県	33			33			38			38				
徳島県	28	34	5	5	4	48	28	34	5	5	4	48		
香川県	31	11	3	31	4	4	31	11	3	31	4	4		
愛媛県	34	35	5	33	1	30	34	35	5	33	1	30		
高知県	27	41	1	31	4	32	27	41	1	31	4	32		
福岡県	19	99	11		5	102	20	101	11		5	105		
佐賀県	22	18	8	22	1	9	22	21	11	22	1	9		
長崎県	40			40			40			40				
熊本県	18	2		19		1	24	2		19	6	1		
大分県	12	10	6	14		2	12	10	6	14		2		
宮崎県	4			4			4			4				
鹿児島県	23	9	4	28			24	9	4	29				
沖縄県	20	2	2	19		1	20	2	2	19		1		

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (10b)

設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種別別-政令市別)

	廃棄物焼却炉						合計					
	小計		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況				小計		左記に計上した施設の 平成24年8月15日までの状況			
	平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		報告	休止	廃止等	未測定	平成24年3月 31日現在の 未報告施設数		報告	休止	廃止等	未測定
	休止	未測定					休止	未測定				
札幌市	1			1			1			1		
仙台市	7			3		4	7			3		4
さいたま市	2	1	1	2			2	1	1	2		
千葉市	12	7		11	1	7	13	7		12	1	7
横浜市	40			38	1	1	40			38	1	1
川崎市	3			1	2		3			1	2	
相模原市	1				1		1				1	
新潟市	13	10	10	11	2		13	10	10	11	2	
静岡市	5	5	1	5	1	3	5	8	2	5	1	5
浜松市	23	1		23		1	23	1		23		1
名古屋市	12	6		12	1	5	13	8	1	13	1	6
京都市	29	1	1			29	31	1	1			31
大阪市	7			7			7			7		
堺市	15	2		15		2	15	2		15		2
神戸市	10			5		5	10			5		5
岡山市	7	4	3		1	7	7	4	3		1	7
広島市	12	3		15			12	3		15		
北九州市	6	4		10			8	5		12		1
福岡市	2			2			2			2		
函館市	2			2			2			2		
旭川市	2			2			2			2		
青森市	5	9	8	5	1		5	9	8	5	1	
盛岡市	3	3	2	3		1	3	3	2	3		1
秋田市	3			3			3			3		
郡山市	2			2			2			2		
いわき市	3	2		4	1		3	2		4	1	
宇都宮市	4			4			4			4		
前橋市	9	2	2	9			9	2	2	9		
高崎市	6	5	5	6			6	5	5	6		
川越市												
船橋市	1	3		1		3	1	3		1		3
柏市		7	1			6		7	1			6
横須賀市												
富山市	7	8	2	9	2	2	10	8	2	12	2	2
金沢市	5	1		5		1	5	1		5		1
長野市	4			4			4			4		
岐阜市	6			6			6			6		
豊橋市												
岡崎市	6			6			6			6		
豊田市							1			1		
大津市	3	3	3	3			3	3	3	3		
高槻市	2			2			2			2		
東大阪市												
姫路市	1	4	3	1		1	1	4	3	1		1
尼崎市	2	2	2	2			2	2	2	2		
西宮市												
奈良市	11	1		9	2	1	12	1		10	2	1
和歌山市	9			9			9			9		
倉敷市	7					7	8					8
福山市	16	5		16		5	18	5		18		5
下関市	2	1		3			5	1		6		
高松市	4			4			4			4		
松山市	7	1	1	7			7	1	1	7		
高知市	6	4	1	6		3	6	4	1	6		3
久留米市		9			2	7		12			2	10
長崎市	3			3			3			3		
熊本市	5			4	1		5			4	1	
大分市	9	4	2	8	1	2	9	4	2	8	1	2
宮崎市	2	7	6	1	1	1	2	7	6	1	1	1
鹿児島市	5	3	3	5			5	4	4	5		
合計	1889	846	256	1747	101	631	1973	879	267	1819	110	656

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (1a) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種別別-都道府県別)

	硫酸塩 ^{ハ^ルフ} (ケラト ^{ハ^ルフ})又は亜硫酸 ^{ハ^ルフ} (サルファイト ^{ハ^ルフ})の製造の用に供する塩素 又は塩素化合物による漂白施設						カーボ ^ト 法 ^{アセレン} の製造の用に供する ^{アセレン} 洗浄施設					
	平成24年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成24年8月15日までの状況				平成24年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	1			1								
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (1b) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	硫酸塩 ^{ハ^ルフ} (ケラト ^{ハ^ルフ})又は亜硫酸 ^{ハ^ルフ} (サルファイト ^{ハ^ルフ})の製造の用に供する塩素 又は塩素化合物による漂白施設						カーボ ^ト 法 ^{アセレン} の製造の用に供する ^{アセレン} 洗浄施設					
	平成24年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成24年8月15日までの状況				平成24年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市		1	1									
静岡市												
浜松市							1			1		
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	1	1	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (2a) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種別別-都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、 湿式集じん施設及び灰の貯留施設で あって、汚水又は廃液を排出するもの						フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄 施設及び湿式集じん施設					
	平成24年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成24年8月15日までの状況				平成24年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道		1	1									
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県	2			2								
茨城県	3			2	1							
栃木県	1			1								
群馬県	1				1		1			1		
埼玉県	2			2								
千葉県	1			1								
東京都												
神奈川県	2			1	1							
新潟県	4			4								
富山県												
石川県												
福井県	1			1								
山梨県												
長野県												
岐阜県	2			2								
静岡県	5	1		5		1						
愛知県	3			3								
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府	3			3								
兵庫県	1	1		1	1							
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県	1			1								
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県	1				1							
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県		1				1						

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (2b) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、 湿式集じん施設及び灰の貯留施設で あって、汚水又は廃液を排出するもの						700種類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄 施設及び湿式集じん施設					
	平成24年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成24年8月15日までの状況				平成24年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市	2					2						
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市	1					1						
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市		1	1									
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市		4				4						
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市							1			1		
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市	1					1						
下関市												
高松市												
松山市												
高知市	2					2						
久留米市		2				2						
長崎市	1					1						
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	40	11	2	36	5	8	2	0	0	2	0	0

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (3a) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種別別-都道府県別)

	下水道終末処理施設						水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設					
	平成24年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成24年8月15日までの状況				平成24年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	1			1								
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県							1			1		
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県							1			1		
群馬県	1			1								
埼玉県												
千葉県												
東京都	1			1								
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県		1	1									
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府	1			1								
兵庫県		1				1						
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (3b)

設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	下水道終末処理施設						水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設					
	平成24年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成24年8月15日までの状況				平成24年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市	1			1								
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市	1			1								
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市		1	1									
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	6	3	2	6	0	1	2	0	0	2	0	0

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (4a) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別-都道府県別)

	合 計					
	平成24年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	2	1	1	2		
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県	1			1		
山形県						
福島県	2			2		
茨城県	3			2	1	
栃木県	2			2		
群馬県	3			2	1	
埼玉県	2			2		
千葉県	1			1		
東京都	1			1		
神奈川県	2			1	1	
新潟県	4			4		
富山県						
石川県						
福井県	1			1		
山梨県						
長野県						
岐阜県	2	1	1	2		
静岡県	5	1		5		1
愛知県	3			3		
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府	4			4		
兵庫県	1	2		1	1	1
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県	1			1		
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県	1				1	
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県		1				1

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (4b) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	合 計					
	平成24年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成24年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市		1	1			
静岡市	2			2		
浜松市	1			1		
名古屋市						
京都市						
大阪市	1			1		
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市	1			1		
福岡市						
函館市						
旭川市						
青森市		1	1			
盛岡市						
秋田市	1			1		
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市		4				4
船橋市						
柏市						
横須賀市						
富山市	1			1		
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
高槻市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市		1	1			
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
福山市	1			1		
下関市						
高松市						
松山市						
高知市	2			2		
久留米市		2				2
長崎市	1			1		
熊本市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
合 計	52	15	5	48	5	9

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。